

に徴するも兼山が彼と水魚の交を絶つに至りし決して故なきに非ず。然れども闇齋は深く兼山を徳とし又尊敬したれば渠が寛文三年十二月卒するや哀悼慟哭措く能はざりしと、盡し舊恩を懐へば左もありぬべきことなり。闇齋年譜には此事を記して曰く

寛文三年冬十二月野中良繼卒、先生(闇齋)慟哭、良繼才性過人、先生常稱其卓越、謂方今列國有爲者、土佐野中良繼、會津友松氏興二人而已。

(三) 谷一齋長澤潜軒等との交友

谷一齋との交友——長澤潜軒との交友——黒岩慈庵及町定静との關係

谷一齋三介宜貞は谷時中の子にして父の歿後、兼山が愛護して扈從格右筆に推薦したる南海の學者なり。一齋亦兼山を師父と仰ぎ深く信頼する所ありしも、渠の賤せられ次で卒去するや到底自己の意見の容れられざることを了り、遂に致仕して京師に上り、其弟子大高坂芝山の家に投じ、一時同地に於て南學の教を垂れしも、江戸に遷り諸生を集めて儒を講ず、其名聲隆々として天下に轟き、或時は備前の池田侯をして土佐三世忠豊公に對し、君の舊臣谷三介の如きもの天下果して幾人かあ

谷一齋の交友

長澤潜軒との交友

るとの言を爲さしめ暗に彼を去らしめたるの誤を諷せしめたることありしとぞ。三介後ち幕府の大老に聘せられて客となり、厚く遇せられて其諮詢に應じたるも、晩年致仕して處士となり、元祿八年三月江戸に於て歿す、年七十一。思ふに兼山庇護の下より山崎闇齋の如き谷一齋の如き天下の大人物を出したるを見るも亦以て渠の偉大を知るに足るなり。

谷一齋の外猶兼山の門下よりは長澤潜軒、黒岩慈庵、町定静の如き大學者を出せり。潜軒の父は京師の人にして道壽と稱し、土佐に移りて醫を業とせり。潜軒は元和七年高知城下に於て生れ兼山より七歳の年少なり、恬淡無欲の士にして家事を思はず、唯是れ學を好んで理義徹底せざれば已まず。初め兼山及小倉三省等より學を受け、本山及高知に於ける兼山の邸に會して究學到らざるなく、遂に天下の大儒となり、其名遠近に轟く。芝山の南學傳に曰く、正保以來南學を西洛に弘むる者は闇齋其冠たり、而して之を東武に唱ふるものは潜軒其冠たり。彼は兼山の失落すると共に土佐を去つて江戸に移り、又京師に去り、後ち稻葉侯の客となり、丹後の宮津に移り

しも晩年京都に轉して延寶五年五月年五十七を以て歿せり。潜軒は其號にして名は虎字は小貳、文藏と通稱せり。

黒岩慈庵は土佐安藝郡安藝町の産なり、初め兼山に就いて學を修め、後ち山崎闇齋の弟子となり、南學傳中の傑物たり、兼山の推舉に依りて藩公の侍講となりしも、寛文改替の爲め致仕して江戸に移る、後ち筑前の黒田侯に聘せられ、祿三百石を賜ひ江戸に留りて筑前藩東費の教鞭を取り、當時本國の藩校には貝原益軒あり、東西相對して名聲ありたりと云へば、慈庵の學識が如何に優れたるかを知るべし、兼山の歿後に於て彼舊師の爲めに傳記を作り、今猶唯一の史料として存せり。慈庵名は恒、字は震翁、著はす所の書少なからず、町定、靜亦兼山に就いて學を修め、其引立に依り藩に仕へて江戸詰となる、其性豪放にして而かも孝に厚く、親父の喪に服すること三年、儒教の正體を踏みたり、然るに彼亦兼山の貶せられて以來、事々物々の改廢さるゝを快しとせず、大に時政の失を論じたる爲め罪を得て、祿を沒せられ、土佐を去り丹波の大江山に隠れて世俗の交を斷ち、年七十餘にして歿す。此等兼山の庇護

誘導に依つて生長發達せし南學の柱礎たる大人物が悉く海南を去つて他邦の人となりしは、土佐精神界の爲めには惜むべきことなりと雖も、其教義の天下に推弘せられ、延いて日本の思想界に貢獻する所の大なりしを思へば、強ち嘆ずるを要せざるなり。

第六編 南學の隆興と偉人の修養

兼山は過渡の時代兒とし、野中家の代表兒として生れしと共に、又南學の寵兒として生れたり。即ち渠は南學大成の貢献者たると共に、亦其心醉者とし、實行的正統代表者として特筆大書せざるを得ず。思ふに南學は兼山唯一の經典にして其己を持するにも、家庭及交友に臨むにも、政治及國家に對するにも、總て之を以て信條と爲し、終世替る所なかりし。是を以て兼山を説くに方りて南學の何者たるやを述べ、渠が之に依つて何者を學び、又其學風に如何なる精神を注入したるかを説かざるを得ず。

第一章 徳川幕府初世の學風

學界の三大潮流——官學即ち顧問學派——陽明學派即ち江西學——實踐躬行派の程朱學即ち南學

戰國時代に於て一時火の消えたるが如く、衰頹せし我國の文學思想も時代の要求に迫まられて、徳川幕府の初世に當り、沛然として隆興するに至れり。然れども當時

の時勢は、藤原朝時代若くは元祿以後に於けるが如く、婦人的趣味に投合せる優長懦弱なる文學の隆興を許さず、否な斯る餘裕を存せざりしなり。元來夫の詩歌俳諧の如き、稗史小説の如き、其他の美文學の如きは、天下泰平無事の日に於て、最も優美に發達すべきものにして、當時の如く戰國の舞臺より漸く平和の幕明けて、國家國民共に經世濟民の術と、治國平天下の策に熱中せる、所謂過渡の時代に於ては、未だ以て優長的文學を發達せしむるを得ざりしなり。されば夫の治平術の參考に供するに足るべき、學術にして而も當時唯一の政治的趣味を帶べる文學とも稱すべき、儒學が燎原の勢を以て隆興せし、偶然にあらざる也。夙に江戸儒學の流行を見、又其治平術に參考たるべき事を觀破せる、小倉政實が兼山より禪書送付の注文を受け、之を退けて儒學研究の必要を勸めたるが如き、慥に時代思潮の一斑を代表せる者なり。然り而して其治平術の參考に供すべく、慶長元和時代より元祿年間に亘りて、大なる發達を爲せし文學にして、且つ唯一の政治學たりし儒學に三大潮流あり。即ち其一は藤原惺窩林羅山等に依つて、唱道せられたる程朱學にして、其二は中江藤樹熊澤蕃山等に依つて鼓吹せられたる陽明學なり。而して其三は谷時中野中兼山

山崎闇齋等に依つて大成せられたる、朱子學派中の實踐躬行派なり。

林家の學は其源を藤原惺窩に發して、羅山之を繼承し、世々徳川氏の顧問學者となり、所謂官學の源を爲せり。既に天下の政柄を握りし幕府の顧問として、其説く所を施政の上に應用し、三百諸侯を指揮せしものなりしかば、斯學の潮流は極めて廣大にして、其流域は専ら社會の上層に渡り、其勢力亦偉大なるものありて一種の官學を爲せりと雖ども、山崎闇齋が之を評して理致未精のものなりと云ひしが如く、甚だ其學風に雜駁の點と、參考考證に流るゝの厭ありて、飽迄も顧問者の學たるを免れず、従つて學者と實行家とを全然區別するの弊に陥れり。是れ林家の學問の長所たると共に、亦其短所なり。

陽明學派は近江聖人中江藤樹に依つて祖述せられ、學其物の根底より云へば、孤立峻峭、事物に拘泥するの氣味ありしと雖ども、藤樹の如き大人物に依つて陶冶せられたれば、大に其缺點を補ふことを得、夫の心術練磨と實踐躬行との二點最も重視

せられ、所謂知行合一は斯學の神髓を爲せり、此派の學者とし且つ實行家として、當時有名なりしは、熊澤蕃山にして、恰も南學に於ける野中兼山の如きものありたり。而して兼山と蕃山とは、其奉ずる所の學に於て相異なるものありしと共に、其之を實際に應用して事業を爲せし上に於ても、自ら大に其趣きを異にせり。猶此學の正統繼承者としては、三輪執齋、大鹽平八郎、降つては藤田東湖父子、其他維新前後の經世學者中、其流派を酌めるもの少なしとせず。夫の佐藤一齋の如き、其掲ぐる所の看版は朱子學なりしと雖も、其實體は明に陽明學派の流を承けたるもの、如し。世之を稱して江西學若くは關西學と稱せり。

第三の學派たる南學は、其根元既に程朱學より出でたるものなりしかば、理論に馳せ、分析的解釋に流れ、形而下の儀樣格式に陷るの弊を脱却するを得ず、而して此學は初めより土佐人の勁烈なる氣風に養成せられ、且つ治世術と富國濟民の策に飢へたる時代に發生したれば、直に取つて以て其學理と解釋とを、徹頭徹尾實踐躬行せしむるの學風を爲せり。之を江西學派に比すれば、理論と實際とを調和して宜し

きを得せしむるが如きことを得ず、林家の學問が全く理論家と實際家とを別とし、學者は單に實行家の參考たりしと正反對に、理論即ち實際、實際即ち是れ理論なりてふ、極端のものとなり、理論を理論通り、解釋を解釋通り、實踐躬行して一步の假借を與へず、所謂直前敢行せしむるに至れり、是を以て、斯學派の正統繼承者たりし人々には寸毫の餘裕なく、又偏執峻嚴の弊ありたり。谷時中の如き、山崎闇齋の如き、最も能く斯學派の長短兩所を發揮せるものなるが、就中其實行者たりし野中兼山に於て其學風の最も遺憾なく實踐躬行せられたることを見るなり。

第二章 南學蘊釀の經路、學風及感應

南學の學風と土佐人——南學の消極的方面——南學の經路と其感應

南村有梅、幽芳、絕妍、孤立、萬花之頭上、獨步天下之春先、是れ大高坂芝山が南學を評せるの語なり。元來斯學は源を周防國大内義隆の遺臣にして、土佐國吾川郡弘岡城主吉良伊豫守宣經の客たりし、南村梅軒に發し、當時最も勁烈を極めたる、土佐の氣風に蘊釀せられたる朱子學の一分派也。而して南學の南學たる長所と一種の學風を爲したる所以を見るに、其本源は遠く程朱學にありしと雖も、早く水源地の附近に

南學の
土佐人

於て實行に飢へたる徳川氏の初世、就中經世濟民の術に最も力を注ぐの必要ありたる時代思潮を混入せるあり、次て其川床に禪學的素を帯びたる上、其流域亦斷岸絶壁の急傾斜を走りつゝ、幾多の峻猛なる谿流と勁烈なる支川、即ち土佐人の氣風を合して、茲に一大流水を爲すに至りしかば、本源地の水色は何時しか混和物の爲めに消散して、遂に一種の色相を備へたる學風となれり。而して斯學が徹頭徹尾實踐躬行を主とし、且つ實利實學を旨として治世術の補益たらしめんとせしは、全く是れ實行に飢へたる徳川氏の初世てふ時代思潮の感應にして、直前敢行一步の假借を與へず、杆格衝突の風と偏執嚴烈に陥りしは、學其もの、本質よりも、當時之を大成せし土佐人の氣風を感受せしもの、如く、又其時として煩瑣なる形而下の儀式的弊習に流れたるは、朱子學の通有性を繼承せるものと謂つべし。

然るに南學は悉く是れ兼山の如き、闇齋の如き、時中の如き、更に餘裕なき嚴烈苛察なる學者と實行家とのみを出したるかと思ふに決して然らず。即ち其積極的性質を有するものは、總て正面より此學風の長短兩所を其儘繼承せりと雖も、其消極的

南學の
消極的
方面

性質を帶ぶるものに至つては、同じく南學の繼承者なりと雖も、能く事物の表裡を見て、冲澹の趣味を存し、寛嚴の調和宜しきを得せしめたり。是れ此學の經路に於て禪學を加味せるものありたるに依るや鮮少なりとせず。思ふに南學に此兩極端の要素ありてこそ、始めて寛猛相濟し、實行上大なる支障を生せざりしも、其一方のみに偏するに方つては、遂に衝突蹉跌を免れざるなり。小倉政實の如きは、實に南學消極派の代表者と謂つべし。

次に南學發達の經路を説かんに、其開祖者たる梅軒既に禪門の出にして、之を繼承せし三叟亦僧侶なり而して其大成者たりし時中は、初め慈冲と稱して眞乘寺の僧たり。闇齋は絶藏主と稱して吸江寺に居り、其半生涯は浮屠を奉せる上、兼山も亦禪を學べり。思ふに南學に於て禪學的傾向の時々發露するありたるは、全く其爲めなり。而して此源を朱子學に發し、禪床と南海僻遠の地に養成せられたる南學は、漸次進化して純然たる儒學となり、再轉して儒和混交の一學風を爲し、更に變して國粹保存を經とし、尊王攘夷を緯とせる國學となれり。詳言すれば斯學は儒禪兩學の素

南學の
經路の
其感應

要ありし南村梅軒に依つて種子を蒔かれ、吉良宣經、同宣義、僧如淵、忍性及天室等の畑に於て萌芽を發し、儒僧兩道を奉せし谷時中に依つて培養生長せられ、同じく佛禪を學びたる兼山及闇齋に依つて大成せられ、兼山は早くも右儒學を日本化するの必要を認め、闇齋は其晩年神道を唱へて後日の尊皇敬神家に多大の感應を及ぼせり。降つて佐藤剛軒直方及淺見綱齋安正等其正統繼承者となり、有名なる靖獻遺言の出現となれり。又谷秦山重遠(谷子爵の祖)の如き有名なる大學者にして且つ神道の鼓吹者が土佐の山間より出せしが如きは畢竟するに死せる兼山の偉大なる盛望が彼を發奮せしめたるに由るや、秦山の手記せる書を以て明白なり。而して此等南學に依つて養成せられたる思想は一轉して神儒混交和漢折衷の學となり、再轉して平田篤胤一派の純國學となり、三轉して尊皇攘夷の主義を鼓吹し、終に維新前後に於て無數の勤王家を輩出せしむるに至れり。南學の力豈に亦偉大ならずとせんや、想ふて茲に至らば兼山が斯學の實行者とし、又鼓吹者として闇齋以下の大學者に直接間接及ぼしたる功勞は忘れんと欲して忘るべからざるなり。

第三章 南學祖述者の人物及學風

南學の開祖者南村梅軒——勁烈思想の注入——三僧の鼓吹——剛毅率直の氣風注入
 ——南學の大成者谷時中——南學の正統代表者山崎闇齋

南學の開祖者の

(一) 南村梅軒[◎] 南學の開祖者たる南村梅軒は、天文年間周防國山口に城を構へ、當時の外國貿易要港たりし堺をも領し、富強諸侯に冠絶せし大内義隆の臣也、義隆が逆臣の爲めに弑せらるゝに及び、彼は浪人して土佐に渡り、吾川郡弘岡の城主たりし吉良伊豫守宣經の客となり、經書を講じて宣經主從等の師となれり、是れ實に土佐に南學の種子蒔かれたる始めなり、梅軒は冲澹怡靜にして、利祿の念に薄き士なりしと雖も、猶戰國武士の氣風を存して時に兵を談し、時に政道を説き、儒學の三綱五常を以て爲政者の心得べき要道となせり、其教を仰ぎ學統を繼承せるものには吉良宣經、其臣右近宣義、僧如淵、忍性及天室等ありたり。

勁烈思想の注入

(二) 吉良宣經[◎]主從[◎] 梅軒より經學の教を受けたる吉良宣經は、源頼朝の弟土佐冠者希義の後胤なりと稱す、其性温和、其頭腦明敏にして、治績大に見るべきものあり、又其勢力四隣に振へり、彼の從弟にして老臣の列に加はれるものに、吉良右近宣義なるものあり、剛毅率直の武士にして、君臣の間異體同心の如きものありたり、宣經は老臣谷將監等と相謀つて四國併呑の策を講じ、先づ長曾我部元國を討ちしも不幸にして陣中に歿し、爲めに其目的を達するを得ず、吉良家は嫡男宣直の世となり、然るに宣直讒者の言を信じ、五ヶ條の罪科を擧げて、吉良家の柱礎たる右近宣義を責むるや、彼は之を見差して驚ける色もなく、使者に向つて曰く「五ヶ條中四ヶ條は全然無根の事たるも、世子を定むるの時、宣直君は閑居座禪を好愛せられ、封域の政治を見るが如きは、其煩に堪えざるべし」と信じられたれば、弟千徳君を立つることを先君に勧めたるの一條は事實なり、若し之に依つて罪せらるゝありとせば、敢て辭する所にあらず」と云々、使者驚いて「他の四罪は輕罪なるも、此一條は罪科甚だ重矣、暫く之を秘せよ」と忠告するありたるも、彼は事實は事實なり、之を狂くるは即ち君を欺くものなりと主唱して許さず、終に罪を得て禁錮さるゝや、全く食を絶ち其死に臨みて

丹心一片斷無私、幾度朝吟正氣詩、歿後双瞳先欲稿、勿看勾踐破吳時

の詩を詠じ、且つ先君宣經の畫像を掲げ、更衣燒香三拜して絶命せりと、其壯烈悲愴

三僧の
鼓吹の

にして君臣の情義に厚き、蓋し一世の人傑なり。思ふに南學は其發芽の日より早く此の如き勁烈の氣風を注入して嚴烈なる學風となるの基を啓けり。

(三) 如淵[◎]忍性[◎]天室[◎]三叟[◎] は共に僧侶にして皆梅軒の弟子なり。如淵は吉良右近宣義の甥にして、信西堂とも稱し、初め京都の妙心寺に學び、後ち其異父兄たる吉良親實、實は長曾我部元親の弟親貞の子、左京進秦親實の家に寓居し、親實が讒に遭ふに方つて共に死せり、忍性は土佐國長岡郡吸江寺の僧にして、如淵と共に長曾我部氏の爲め、月六回經書を同郡岡豐城に講せり。天室は同國吾川郡長濱村雪蹊寺にありて、如淵忍性歿後迄生存し、慶長元和年間迄朱子學を唱へて、子弟を教養し、梅軒の學派を傳へたり、其弟子中に於て最も傑出せるものは、隣村瀬戸村眞乗寺の慈冲即ち後の谷三郎左衛門時中素有なり。

(四) 吉良[◎]左京進親實[◎] 吉良家の柱礎にして義烈の士なりし右近宣義の憤死後、同家は宣義の鑑識に違はず、宣直の政道宜しきを得ざりし爲め甚だ振はず、遂に長岡郡本山の城主本山梅慶の爲に滅さるゝや、長曾我部元親、其甥左京進秦親實をして吉良家を繼がしめたり、親實は勇猛絶倫の士にして、率直剛毅、深く學を好み、比江山

剛毅の
直氣の
風注の
入

親興、波川玄蕃及一宮飛彈等と同志の士を集會して、僧如淵忍性を師に仰ぎ、以て經書を講せり、然るに是亦讒者の爲めに奇禍を買ひ、比江山波川一宮等一味の連中と共に、天正十六年十二月切腹の宿命に接せり、此時彼れ偶々客ありて碁を圍み、未だ半ばならずしが、平素と異なるなく、局面を收め、且つ嘆して「誠忠却つて罪を得、死して古人に比するを得るは、光榮の次第なり」と雖も、是れより諫臣口を緘し、秦氏の社稷頼かんとするあるは、誠に嘆はしき事なり」と云ひ、從容死に就けりとぞ、前の右近宣義と云ひ後の親實と云ひ、何ぞ其最後の壯烈悲愴にして誠忠剛毅なるや。

(五) 谷時中[◎] 思ふに梅軒は南學の播種者として大功あり、吉良家の主従及三叟等は其學統の繼承者として斯學の成立に大なる感應を及せり、然れ共未だ南學の南學たる所以を發揮して、一學派を組成するに至らざりき、而して其開祖とし組織者として特筆大書すべきは、天室の弟子たりし眞乗寺の僧慈冲、即後の谷素有時中なり、彼は父宗慶以來親鸞派の僧たりしも、早く隣村雪蹊寺の僧天室より四書五經古文唐詩等を學び、漸次深入りして純然たる儒者となり、若し檀家の來り佛を拜せんとするあれば、厨子の古机に大學一冊を置きて之を禮拜せしめたりと、後ち自らも

南學の
大成者

浮屠の非を悟り、蓄髮して大學と稱へ、其晩年に及んでは朱學を信ずること益々深く、居常許魯齋薛敬軒等が之を實踐躬行せし事を慕ひ、最も嚴烈に一身を拘束し、進退座作悉く其規矩に従ひ、所謂南學の南學たる所以の長所を發揮せり。彼は幼より穎悟獨創の見に富み、其少壯時代に方り天室より大學生財有大道の章の講釋を聞き、終りに天室が「財は人を殺し身を喪ふの基なれば、財あつて苦慮するは財なきに如かず」と述ぶるや、彼は言下に之を駁して曰く「財は本來人を殺し身を喪ふの心あるものにあらず、唯夫れ人餘りに財を貪りて慾心限りなければ、遂に失敗を招くものなり。假へば燈火は、元來蛾を殺すものにあらず、然れども進んで火を撲たんとするが爲め、燒死するが如し」と。天室深く彼の着眼點の凡流を脱せる事に驚けりとぞ。彼は斯く明敏の頭腦を有せることゝて、其朱子學を講ずるに方つても、自然獨創的卓見を立て、茲に一派の學風を興すに至れり、而して彼は再三藩主より召されしも、頑として應せず、衆生を聚めて學を講じ、林家の程朱學及藤樹の陽明學と鼎立して一家を立てたり。時人之を稱して南學と唱へ、箴を負ふて其門に遊ぶもの甚だ多し。闇齋兼山及政實の如き、其最も傑出せるものなり。時中の經歷及性格等は既に前

南學の
正統代
表者

編に述べたるを以て茲に省畧せり。

(一) 山崎闇齋 谷時中に依つて一派の學風を爲したる南學を完成して且つ之を極端まで推弘し其學を天下に傳道し、其名を世に轟かしたるものに二人あり、即ち其一人は實行者側の正統代表者たる野中兼山にして、其第二人は學者側の正統代表者たる山崎闇齋敬義なり。波師魯は曾て其學風を評して曰く「山崎敬義嘉右衛門出で、新説を立て、世間の朱子學は泛然雜駁にして、歸一ならずとし、朱子選述の書中取る所を抄拔し、是を定説として専ら講究し、其餘は未定の説なりとして取用せざることも多く、凡讀む所の書數種に止まり、歴史書は一切に益なしとして之を禁じ、物玩喪志の義なりとして、文章に力を用ゐず、已むことを得ざるに至ては、平生所讀習の書中の字を集め、所謂布帛の文を作り、詩賦の類は一向作することを禁ず、唯四書朱註近思錄の類を専らとし、譬へば論孟の中にも、一貫の章、克己復禮の章、養子の章、性善の章と云類を格別に力を用ゐて講究し、互に之を論じ、其少にても敬義の説に不合者は邪説として退之、又葬祭の事を論じ、文公家禮に就て其義を求め、三體と雖も強て考索に及ばず、中畧其師説に至つては講義講録とて其辭を一々國字を以つ

て記之互に寫取て秘本の如く藏之、其説を信せざるものには猥に之を示さず、是故に他の學者は同じく程子を學ぶと稱すれども、少の異同なき能はず、其中詩文を好むあり、不好あり、博覽を志すあり、發明を專とするあり、敬義の説に従ふ人は十人は十人、百人は百人、幾誰に聞ても、印し出せる書畫の如く一樣なり、平生學談を以て他門の人に交らず、唯共同朋と交はる而已なり。云々以て其學風の如何に偏強にして、調和の融通を與へざりしことを知るべし。南學が斯る學風を爲すに至りしは、其濫觴時代より早く吉良宣義及親實等の如き、氣節義烈の士に蘊釀せられ、亞ては不敵豪邁の谷時中に依つて組織せられ、更に嚴烈峻峭一步の假借を與へず、一點の猶豫を存せざりし兼山及闇齋等に依つて完成せられたる爲めなり、思ふに兼山は専ら之を内に唱へて、實際に應用したれば多く現れず、闇齋は之を外に唱へ、六千人の子弟を率いて天下に呼號したれば、其名遠近に轟き古今に響けり。

第四章 偉人の南學鼓吹と其修養

(一) 實用の爲め實學の研究

學術の活用——終世の學究——實用本位——本山及高知の講學

學術の活用

山崎闇齋常に諸生に語つて曰く、土佐の野中傳右衛門と會津の友松氏興の如く學を好むもの鮮しと、此事は載せて谷子爵の刊行に係る谷重遠翁の遺著泰山集第十四卷雜著甲乙録一にもあり、曰く

重遠曰、垂加翁嘗語予曰、諸國士人讀書、莫若土佐野中良繼、會津友松氏興者。

以て兼山が學術の研究に大なる趣味を有し、又非常の熱心家なりしことを知るに足るべし、然れども渠は世の腐儒輩が字句の末に拘泥して書の内容を讀むことを知らず、徒に人情世態に反するが如き解釋を下し、爲めに有益なる學術をして、死學迂遠のものたらしめたるが如き弊に陥らず、自ら學び、且つ又其普及に勉めたるは、總て之を實際に應用し、以て治術の一助たらしめんとするにありたり。されば其論に其講ずる所の着眼點、自ら異なるものありて、其中に一種の生氣活躍せり。思ふに兼山の如きは、且つ學び、且つ之を行へるものにして、一面に於ては南學の普及と大成とに、多大の貢獻を爲したると共に、亦學術と實際とを合致せしめて、居常之を實踐躬行せしは、勿論、政治及事業上に應用して大なる美果を結はしめたるものなり。

思ふに當時の如く戰國時代を去ること遠からずして、典籍散逸し、學者に乏しく且つ交通の不便なりし時代に於て、而も土佐の如き僻遠の地に於て、學術を研究することは容易の業に非ず。是を以て兼山も少年より青年に亘る十年間は特に是れと稱する程の學問を爲すの機會を有せず、僅に當時の物知りとして智見の比較的長じたる禪僧に就て、禪學的修養を爲したるに過ぎず。即ち渠は十四五歳の頃より土佐瑞應寺の僧に就て、禪學を修めて大に穎悟する所ありたり。然るに渠年二十二の青春を以て、土佐二十四萬石の政治を預りて其執政官となるや、慨然として以爲らく凡そ人の上に立つて事を執る者、學ばずして面に牆す、爰んぞ手を下す所あらんやと、志學の念益々熾なる時に方り、偶々江戸にありし小倉三省より儒學研究の勸告と、四書の贈與ありたれば大に悦び、先づ中庸を取つて之を讀む、未だ十分其義を審にするを得ざりしと雖も、之を曩に修めし禪學に比すれば、大に實用を旨とし、且つ世態人情を土臺として治術の助けとなる事を觀取せしかば、其悦び云はん方なし。是れより長濱眞乘寺の僧慈冲〔谷時中〕に請ふて論孟を講せしめ、身は一藩の國老とし、又奉行職として顯要の位置にありながら、恰も一書生の心を以て之を聽き、儒

學の大意に通せり。於是乎渠飄然として禪を捨て、儒に歸す。于時寛永十四年丁丑二十三歳の年なり。爾來公務の餘暇を以て、一意專心儒學の研究に一身を委ね、深く實用の點に著目して浮文空飾を避け、又雜駁の書、卑猥の語を目に觸れず、朝は未明に起きて机案に對し、夜は深更に及んで書を讀み、更に倦怠の色なかりしと云ふ。渠は此の如くして二十三歳の青年時代より身を終ふるまで繁劇なる國務を處理し、絶大なる事業を經營するの反面に於ては、全く學問研究の爲めに一身を献げ、他に於て一の詩歌、遊藝及娛樂等に耽ることなく、渠は實に學問を終生の娛樂とせり、開齋をして天下二人の好學者と推賞せしめたる豈に偶然ならんや。

而して渠の學問を爲すや、唯是れ高遠幽玄なる空理空論を究むるが如きことを以てず、極めて實際に近く、極めて實用に適し、直に之を行ひ直に之を現實にし得ることを眼目とせるもの、如し。就中渠が大學或問を讀んで小學の書あることを知ると、百方之を求めて漸く得、讀んで民衆の修身齊家に益あり、又我治術の一助たることを知るや、有ゆる方法を以て小學に關する先人の著書を求め、高麗本の小學集説

唐本の小學句讀、合璧、句解、大全等の異本備はらざるはなし。渠は此等の書を得るや、小倉三省、長澤潛軒等の士を集めて研究したるのみならず、附點翻刻して其廣く世に行はれ、以て民衆を補益せんことを計れり。之に依るも兼山が如何に學術を有益に利用し、如何に其普及と實用とを旨とせしかを知るに足るなり。

朱學傳來記に依れば、初め兼山が小學を求めける折り、竹内彌左衛門なるもの他郷に於て一の唐本を得、之に附點して兼山に出せし時、做入底様子の句に至り難澁解するを得ず、荐りに字書を探つて、人の底の様(トチ)の子(ミ)を做すと訓したる爲め、後ち大笑となりしとの逸話あり。

兼山及高知の學

藩主江戸に參覲して兼山の身稍々閑を得るや、渠は其采邑本山及高知の邸に谷時中を招き、山崎闇齋、小倉三省を始めとし、長澤文藏、石川次郎右衛門、安積彦助、同次郎作、衣斐角力、渡邊武平、青木彌三衛門、馬淵彌助、山崎半兵衛等を會して研學講究、到らざるなく、討論難問して見解紙背に徹し、書の内容を讀ますんば已ます。加之渠は居常學友小倉三省と相會して儒學の奧妙を探り、先づ小學、四書及近思錄等を講習し、

以て五經に及び、猶春秋左傳を讀み、通鑑綱目を見る。悉く書の内容のある所を旨として世の所謂儒者の説く所と大に趣きを異にせり。而して渠は斯る繁劇の身を以て、猶ほ諸生の爲めに書を講じ、學を授け、幾多の學者を輩出せしめたるが、就中傑出せしものは、長澤潛軒、文藏、黒岩慈庵、恒、町定、靜孫、兵衛等の士なり。南學傳は兼山の講學振りを評して曰く、見解瑩徹、説得精神、聽者心了如響云々、學者としても兼山は又自ら大家を爲せるや必せり。

兼山が本山に於て講學の筵を張りたるは、其本邸のみならず、卷頭の口繪にある兼山の舊本邸を去る二丁許、上の坊と稱する古寺に於てせしもの、如し、是れ野中太夫學問草創畧記にある外他書に於て見ざる所、又特に本山町の篤學者より著者に注意ありたれば、茲に附記して南學發祥の地を世に紹介す。

(二) 典籍の蒐集と其翻刻事業

當時兼山の書を求むるや、久しき戰亂の爲め、典籍古書兵燹に罹りて散逸せし際、とて容易の業に非ず。或は江戸に、或は京都に、或は長崎に、或は韓土支那に、之を求めて到らざるなし。就中渠が深く朱子の學を信じ、聖經賢傳を明にすること、之に如くも

のなしとするや、朱書を求むること甚だ切にして、對馬の國主宗氏及薩摩の國主島津氏に托して、朝鮮版の朱子語類及李氏の自省錄を得、長崎の官士に托して、朱子文集語類各兩帙を得、其他未だ我國に渡來せざりし朱子書節要、朱子學的、儀禮、經傳、通解等許多の書は、悉く毎年藩の用を帯びて長崎に赴き、諸種の必需品調達を業とせる御用商人櫃屋道清に托して、之を漢土に注文し、漸を以て得、猶十三經、通鑑綱目、文獻通考、二十一史、三才圖繪、朱子大全等有ゆる經典及諸書を得て、其藏書庫中に堆積して和書漢籍其數を知らざりしと云ふ。

而して渠は管に藏書家たりしのみならず、悉く之を讀み、又人をして讀ましめ、且つ處世訓育に必須なる書は、悉く附點翻刻して世に播せり、即ち先づ小學の書が一般民衆を補益するものあるを見るや、山崎闇齋に相談して、荒木新助なる者に附點せしめ、小學句讀を梓に鏤め、慶安三年之を出版して、民間に施せり、或は曰く渠自身小倉三省長澤文藏と共に攻究訂正の上出版せりと、又朝鮮版の小學本註を得るや、京都の書肆をして之を出版せしめ、小學素本は小倉三省の筆寫せしものを版木に上し、猶朱子語類、自省錄、四書、玉山講義、仁說、刑經、夙夜箴、敬齋箴等の諸書を刻して、其版

木をば悉く無料を以て、江戸京都等の書肆に與へて之を出版せしめ、渠は唯其廣く行はれんことを希へり、此の經典諸書の出版は渠が終世の大事業にして、寛永十四五年頃より寛文三年に亘れり、而して渠を補けて其功を完ふせしめたるものは、谷時中、山崎闇齋、小倉三省等の士なり。

(三) 學術の獎勵及其鼓吹

南學普及上の功勞——學識と實物的教訓

世は封域の制喧しく鎖國の令嚴しきものありたりと雖も、兼山は夙に學術上世界に國境のあるなし況んや封域的境界に於ておやの信念を以て、廣く學藝を各藩は勿論漢土及朝鮮等に求めてあらゆる經典史籍其他の諸書を輸入して、研學の資に供したると共に、又渠は當時學者の弊風とせし思潮、即ち獨り自ら學んで僅に之を奉ずるものに授け、良書珍本あらば、深く藏して秘法と唱へ、容易に人に示さざりしが如き、狹量の精神を有せず、學問を以て世界共通のものとし、又博愛濟民の大本なりとして、管に自己治術の參考とせしのみならず、又藩中の子弟に教へ、治下人民の智識啓發の具に供し、猶廣く之を天下に致し、各國各藩の爲政者は勿論國民全般に

及ぼさんとせり。即ち渠は此精神を以て其蒐集せし諸書を訂正附點し且つ私費を投して之を板に刻み其版木を江戸及京都の書肆に與へて出版せしめたり。聞く江戸の書肆某家の如きは、深く兼山を徳とし永く其靈を祭れりとぞ。學術普及の爲め斯くも熱心なりし兼山の事なれば、深く同藩の子弟に學を奨めて之を習はしめたるは論するまでもなく、猶之を百姓庶民に至るまで學ばしめんとし、寛文二年十二月、渠が國中に令せし布告の中にも教育獎勵の條項數多ありたり。安積次郎作が兼山に呈せし書に依れば左の如きものあり

去る十三日の尊信相達致拜見候、然者爰元學問被仕衆望被申候、合購申候様にも御意被成、自省録、中庸輯略、心政二經、感興詩、仁說、玉山講義、刑經、夙夜箴、右書六部宛箱に被爲入候様御意忝奉存候、先斗に申上候、讀書被仕衆則所望被申に付き、被下候處の本、各一部購申候、何も被申候は結構成書物數々申請候て用に不立候ては、中々無面目事にて御坐候間、彌可勤と被申候、尙追而可申上候、恐惶謹言

七月十八日

要するに兼山は一の學者とし又一の政治家としてのみならず、徳川幕府の初世に

於ける文學の鼓吹者とし、又教育の普及者として後日の勤王思想に大なる感應を及ぼしたる偉人と謂つべし。

兼山は實に以上の如く學術の鼓吹上に大功績ありたる外、猶自ら講學讀書の際他日取つて以て参考に資するものある毎に、部門分類を立て、之を彙纂しつゝありしも、天渠に壽を假さずして早く卒せし爲め、之を大成するに至らず。人或は其遺著述作なきを以て、文藻に乏しく學識に於て見るべきものなしと考ふるあらんも、元來風月を咏じ、花鳥を吟するが如きは、其奉ずる所の學派の本義にあらざりしを以て、古文書を探ぐるも殆んど之を得ることなし、然れども其文才學識の深かりしは、渠自身に選びたる室戸港の記(卷末に附録す)を以て知るに足るなり。又其述著作書のなきは其才識學術を政法と、事業上に施して未だ之を筆にするの閑暇を有せざりし爲めなり。而して之を熊澤蕃山に比するに、蕃山は岡山の藩政に參畫せりと雖ども、直接の責任者として其政治を自ら背負つて立ちたるに非らず、又其身は寛永十一年に仕へ、同十六年致仕して閑散の身となり、後ち九年目に再び岡山に仕へた

るも居ること十年にして、明暦三年丁酉三十九歳の壯年を以て退隠し、爾後文藻研學に耽りたれば事業家としてよりも、寧ろ文學者として其名高きものありたり。然るに兼山に到つては、二十七年の久しき全く一身を藩の政治に委ね、且つ蓋世の大事業を営みたるの餘暇を割愛して、學術の研究と其普及に勉め、寛文三年職を退いて中野に閉居、専ら讀書文筆に親むことを得るの身となりしも、半歳ならずして卒去せしかば、遂に文筆上の遺芳を傳ふるを得ざりしなり、然れども其事業と政治上に於て、大なる實物的教訓を垂れ、偉跡を遺し後人をして俯仰驚嘆せしむるものありと共に、又渠の勸奨鼓吹に依りて幾多の大學者を天下に輩出せしめ、翫然として學術の隆興を爲さしむるに至れり。渠亦地下に瞑すべきなり。

第七編 偉人の政治的舞臺

第一章 偉人の公生涯及其權勢

偉人の政治的舞臺の開幕——旭日冲天の勢力——偉人權勢の頂上と其事業

兼山の公生涯即ち政治的舞臺の開幕せしは、江戸將軍徳川家光の寛永十三年十二月、渠が二十二歳の年にして土佐の藩主は山内忠義公たり。而して其舞臺の閉場せしは徳川四代將軍家綱の寛文三年七月、即ち渠が四十九歳の年にして土佐三代忠豊公の世なりけり。其期間實に足掛二十有八年、滿二十有六年八月の長きに亘り、之を當時の英傑熊澤蕃山の公生涯、前後十六ヶ年間に比すれば、其開場の長きこと十ヶ年の餘に上れり。再言すれば、渠の公生涯は寛永十三年十一月十八日、威權一藩を壓したる、土佐唯一の奉行職野中玄蕃直繼の歿するに方りて開かれたり。此時渠の終世の知己たりし小倉少助政平は、直繼の遺志を繼ぎ、且つ兼山の神器正に大に爲すあるを見込みて、青春の書生に一藩の大政を委任すべきことを竹巖公、忠義に薦舉せり。少助が傳右儀立蕃に不相變御用被仰付候云々と上書せしは、即ち是歲十

二月十二日なり。時于少助以爲らく兼山は年少氣鋭なり、必ずや猜疑者の出づるあつて渠を中傷するに至るべしと、即ち豫め藩主に向つて深く渠を信任すべきことを附奏したる所、主公の聰明英達なるや直に少助の奏意を納れて、兼山を奉行職に拔擢し、猶深尾主水重忠、山内彦作和成(本姓乾)、寺村主膳重政、野々村大學一迅を擧げて同列とし、以て合議諮詢せしむること、せり。小倉少助は依然仕置役に留まりて、隠然兼山の顧問となり、後援者として立ち、茲に藩内閣の組織を見るに至れり。

斯くの如くして愈々政治の舞臺に入りし兼山の施設は着々として見るべきものあり、藩主の信任は日々に加はりて其權勢は隆々として上り、正に旭日の天に冲するの概ありたり。之に反して同列閣員の盛望は次第に墜ちて有れども無きが如く、事實は兼山を主腦として他の四人を陪席參與官たらしめたるが如き觀ありたり。加之深尾主水は齡己に高くして僅に評議に列するに留まり、又萬治二年に職を退き、寺村主膳は正保二年に歿し、野々村大學は萬治三年に職を退きたれば、残るは僅に山内彦作のみなり、今兼山同列者退職の年紀を表示せんに左の如し。

旭日冲
天の勢
力

偉人の權
勢の頂
上其事
業

深尾主水重忠 萬治二年退職(二十三年間同列)

山内彦作和成 寛文七年退職(二十七年間同列)

寺村主膳重政 正保二年死亡(九ヶ年間同列)

野々村大學一迅 萬治三年退職(二十四年間同列)

此の如く兼山の同列者は山内彦作を除く外總て早く退職若くは死亡せしにも拘らず、爾後一人の同列參與官を擧ぐることをなく、渠に對する藩主の信任は益々加はりて、其位置は愈々重きを加へ、其聲望は隆々として比肩すべきものなし。加之渠は同列者の在職中より殆んど其施政の方針を諮り、議案を合議せしことなきものゝ如く、又其同列者の去ると共に名實共に一藩の大政を一身に擔ひ、威權赫々として其欲する所、其計畫せし事、行はれざるはなき得意の時期に入れり。藩主父子其邸に臨んで渠の功を賞し、勳を嘉みし且つ祿を増して一萬石を給し、幕下に郷士五十人を附せり。是れ實に寛文元年にして其勢力絶頂の秋なりき。然らば渠は斯る勢力地位信任を擔ひ果して如何なる政治及經濟政策を現實にせるや、曰く財政の整理、曰く財源の涵養、曰く税制の釐革、曰く專賣制度の創設、曰く開墾拓殖事業、曰く灌漑治水の事業、曰く築港築堤工事、曰く農業保護の政策、曰く兵農制度の再興、曰く内地商

制の確立、曰く山林制度の整理、曰く通商運輸の調理、曰く信用組合の設置、曰く殖産工業の助成、曰く水産事業の奨励、曰く物價の高低調和、曰く量制の統一、曰く貸米制度の新設、曰く勤儉貯蓄の奨励、曰く風俗の矯正、曰く學術の鼓吹、曰く普通教育の普及、曰く制令の確立等掲げ來らば枚擧に遑あらず、此等の事蹟に就いては以下編を改め部類を立て、順次説述し以て其功績を彰にせん。

第二章 荒廢せる土佐藩國情の整理

土地人心共に荒廢——政策國情に適合す——物質的荒廢の開拓——荒みたる人心の改造

長曾我部氏の社稷傾きて一族の没落せし後に於ける土佐の國情は、一方に於て久しき戰亂の餘弊を受けしと、他の一方に於ては秦氏の落武者各所に散在して、滿腔の不平に加ふるに、自暴自棄の念を以てせしかば、其勁烈の氣風は益々勁烈となりて、人心は荒れに荒れ、其俗亦忠良醇厚の美風を缺けり。加之其土地は久しく中央政界より孤立の有様にありしを以て、拓殖開墾の見るべき者なき上、足利氏の末葉より元龜天正の戰亂時代に際して地方の豪族各地に割據し、互に争鬪を之れ事とし

土地人心共に荒廢

政策國情に適合す

て、殖産興業に意を致すあらざりしかば、荒廢其極に達して其土地風俗共に殆んど改造を要するものありたり。然れども山内氏入國當時に於ては、猶其豪族落武者の中、秦氏の政を慕ひ、新國主を喜ばざるものありしかば、徳川氏が三代將軍家光に至るまで、諸侯敬遠の政策を取りたるが如く、強壓手段の裡にも猶手控の方針を以て、民の歸服を謀り、徐ろに國礎の鞏固を期せり。然るに兼山が國老となりて執政に任せし時は、當時に比すれば既に長年月を経て古武士も多くは凋落して、最早や不羈を企圖せんとするの勇氣なかりしかば、年少氣鋭にして剛果勇斷なる渠如何でか、無爲徒然の政を施すを得んや、即ち猛然として各種の施設を立て、斷々乎として各般の政治を改革し、絶大の土木工事を起し、民をして之に頼らしめ、以て新政府の勢力を示すと共に、國主の德澤を萬民に頒ち、恩威併び行はれんことを期せり。

是を以て兼山が民に畏怖せられたることは、非常なるものありし雖も、其反面に於ては渠の事業が徹頭徹尾國利民福にある爲め、其民に敬稱せられたることも尋常ならざりしなり。夫の野市開墾の當時民衆は謠ふて曰く

野市くと、野に金入れて、内の「カンリヤク」節約の義人はしらない。
是れ實に民が兼山の民事を重せし徳を稱せしものにあらずして何んぞや、又渠が
屢次野市に出張するの勞を思ひ、時人唄ふて曰く

野市通ひに、駒がなくてなるふや、買ふて乗らしやれ、青の駒

又鏡野開拓に際し兼山が仕置役小倉少助をして事に當らしむるや、時人狂歌を以
て其功業を稱して曰く

昔しより、曇り捨てある、鏡野に、水銀入れて、とぐは少助。

此等は以て其一例に過ぎずと雖も、兼山の施設が、克く時の趨向に合致せしことを
知るの料たるなり。

兼山は其在職二十有七年間、殆んど寢食を忘れて國情の整理に盡瘁せり。就中其第
一に着目せし點は産業を振刷せんとするにありたるを以て、先づ開墾拓殖を進め、
殖産興業に資する爲め、險を夷げ、蕪を開き、埠港を築き、溝渠を疏し、津梁を修め、終始
一貫して國利民福を計り、大風大雨を冒して堤防を見廻り、夜間微行して巷説を聞

物質的
開發の

人心の
改造

き身は國老の重職顯位にありながら粗服旅裝して工事を督し、其在職中に於て溝
流河川を通ずること三十、長きは數里に亘り其延長三十有餘里に達し、堰閘を築く
こと三十有餘ヶ所、大なるものは三百間に亘り、其延長千三百七十餘間に上れり、堀
抜を穿つこと十有五ヶ所、其延長二千百六十餘間、惡水排除の爲めに通せし排水溝
八流、水路の爲めに架せし樋十八、以て灌漑の利を與へし水田五萬餘石、新田を墾く
こと數千町歩、猶併而内地各所に至る舟楫の便を増し、運輸交通に資せり。築堤堤防、
波除工事を起せしもの十有三、港灣の修築及之を新營せしもの津呂、室津、手結、柏島
等の諸港あり、是等の河川、溝渠、堰閘、堤防、堀抜、港灣は今猶依然として存し、其遺礎は
牢々として萬古不滅の觀あり。

兼山は此の如く一方に於て土佐の物質的荒廢を根本的に開拓して國狀の整理に
任したると共に、他の一方に於ては前記の如く荒れに荒れ勁烈の上にも勁烈を加
へて人情薄く結合心に乏しく、且つ忠良醇厚の美風を缺ける土佐の人心を改造す
る爲め先づ儒道を講じて國民の智徳を進め、以て習俗の改良を謀り、以て思想界の

開拓を企圖せり。渠が寛文二年十二月二日、國中に令せし布告には、百姓庶民に到るまで學問の棄つべからざること、及職業の餘暇を以て書算を習修すべきことを令し、其獎勵策として能者をば拔擢登用すべきことを以てし、猶且つ其習俗を改め、惡風を艾除する爲め、或は奢侈遊惰を禁し、或は勤儉貯蓄を勵行し、或は葬祭の事を規定し、或は隣保相助の事を説き、或は老幼疾病者扶養の事を定むる等、到らざるをなし、即ち荒みたる人心を改造し、頽廢せし産業を振興するは、實に是れ兼山が施行せし政治の核子にして、又終世の熱血を注ぎたる所なり。

第三章 政治的連鎖及重臣との關係

土佐侯と野中氏の關係——六十有四年間の執政——同列重臣との關係——土佐重臣の略系圖

兼山の政治的舞臺を説くに方つて、猶一事の忘却すべからざるものあり。即ち野中氏の土佐藩に於ける政治的位置と同列重臣との關係なり。聞く野中の三執政と云へば、當時列藩中に於ても、其名甚だ高く、又其一舉一動は幕府の深く注目する所となれり。斯る有様なりしかば、藩中に於ける勢力は、遠く同列國老の及ぶ所に非ず、就

中直繼に至つて益々其權勢を張り、兼山に及んで其絶頂に達し、遂に幕府の睨む所となり、同列の恨む所となり、不幸の終りを告ぐるに至れるが、今概畧野中氏の土佐侯に對する關係を見るに、兼山の父良明は甥の故を以て深く藩祖一豊公に愛せられて、姓山内を賜ひ、掛川に於ては國老の上席に列し、土佐入國後は幡多郡に於て二萬九千石の大領を食みたり、之に依るも其勢力の程知るべく、又良明の妻は池田輝政の姪、同利隆の從妹なりしより見るも、其家柄の秀でたること知るべきなり。又其分家たる益繼も、後には兄良平の寡婦、即ち藩祖の妹合姫を配偶として直繼を生み、直繼執政中には藩主忠義公、屢次其邸に臨み、慈仙院(合姫の事)を伯母上と唱へて、尊敬到らざるをかりしと云へば、兼山の養父たる直繼が同列中に於て威權並ぶものなかりし、敢て怪むを要せず。兼山に至つては本家より云ふも、分家たる直繼の家より云ふも、祖父母は山内氏を配偶とし、其父及養父は共に藩祖外戚の甥に當り、姻戚上深き關係を有する上、其霸畧才氣の横溢せるものあり、又其政策大に時勢に適中したれば、深く藩主の信任を買ひ、最初二千三百石(益繼時代)、次に六千石(直繼時代)なりし知行も、兼山に至つて一萬石に増され、猶郷士五十人を附せられ、其勢力は嶄然

として同列國老を抜き土佐の一家老たる深尾氏を凌がんとするに至れり。

此の如き關係を以て山内良明は、掛川に於て國老とし、野中益繼は仕置役として天正十八年より慶長五年に亘る十年の久しきを、一豊公に仕へ、土佐入國後に於て良明は分家の格を以て家老の主班に居ること九ヶ年、益繼は國老並に奉行職として一豊公に六ヶ年、忠義公に十六ヶ年間仕へ、直繼は父の職を襲ふて十五ヶ年間忠義公に仕へ、兼山又其跡を襲ふて忠義公に二十ヶ年、忠義公に七ヶ年の久しきを仕へ、野中三執政の名は内外に轟けり。即ち野中の三執政が山内氏の國宰として、土佐の政治を料理せし時代は、慶長五年より寛文三年に亘る六十有四年間なりしが、其内の二十有七年間は、實に是れ本編の主人公が辛辣なる手腕を奮ひたるの時代なり。又野中家と終始親善の間柄なりし。小倉政平は元和三年益繼執政の下に仕置役となり、次て直繼を助け降つて兼山の後援となりて承應元年に至る、三十有六年間其職にあり、政實は大扨従より慶安元年仕置役となり、父子職を同ふして兼山を補け、承應三年に及べり。今左に野中氏政治的關係の概要を表示せん。

國主

奉行職又は家老(年代)

仕置役 (年代)

山内一豊公 (遠州掛川時代)

山内良明 (自天正十九年至慶長五年)

野中益繼 (自天正十八年至慶長五年)

山内一豊公 (土佐入國後)

山内良明 (自慶長五年至同十年)

野中益繼 (同上)

山内忠義公 (慶長十年襲封)

山内良明 (自慶長十年至同十三年)

小倉政平 (自元和三年至同八年)

山内忠義公 (慶長十年襲封)

野中益繼 (自同十年至元和八年)

同 人 (自元和八年至寛永十三年)

山内忠義公 (慶長十年襲封)

野中直繼 (自元和八年至寛永十三年)

同 人 (自寛永十三年至明曆二年)

山内忠義公 (慶長十年襲封)

野中兼山 (自明曆二年至寛文三年)

小倉政平 (自明曆二年至承應元年)

山内忠義公 (慶長十年襲封)

野中兼山 (自寛文三年至同四年)

小倉政實 (自慶安元年至承應三年)

右表中山内良明即ち兼山の實父と野中兼山即ち兼山の嫡男は平家老にして他は執政たり、更に三執政と二仕置役の在職年限を表示せん左の如し。

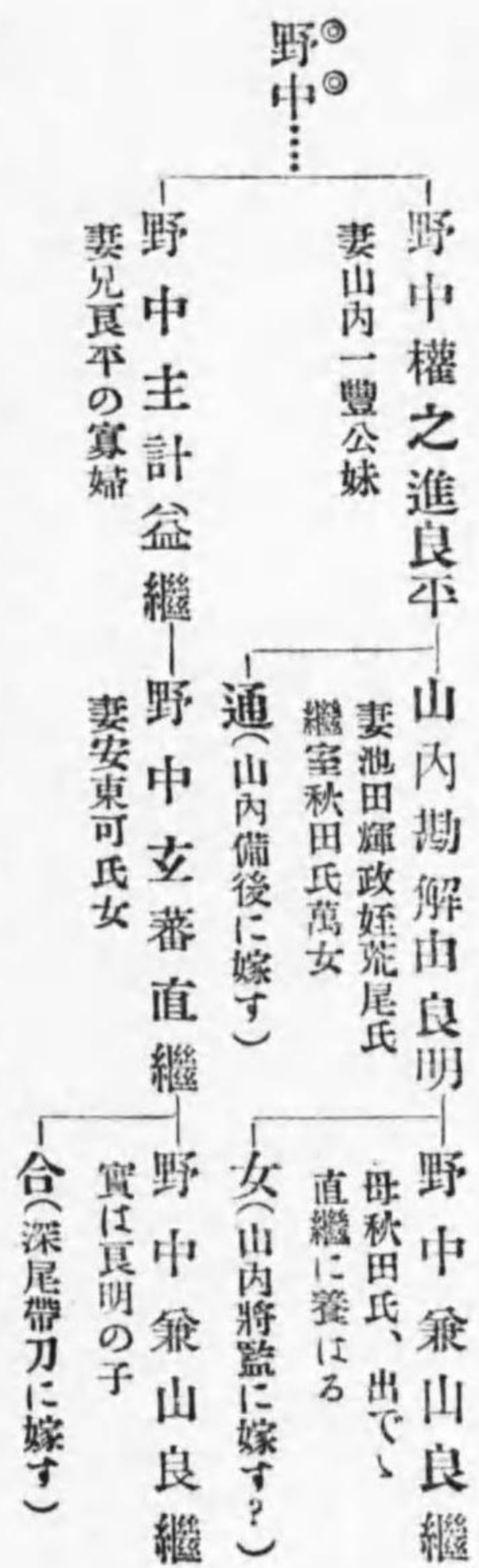
三執政	野中益繼	慶長五年就職	元和八年退職	在職二十二年間
	野中直繼	元和八年就職	寛永十三年死亡	在職十五年間
	野中兼山	寛永十三年就職	寛文三年退職	在職二十七年間
二仕置役	小倉政平	元和三年就職	承應元年退職	在職三十六年間
	小倉政實	慶安元年就職	承應三年死亡	在職七年間

同列重臣との関係

野中氏は前記の如く山内家に對して姻戚的關係のありたる上、土佐三代の間、唯一の執政官たりしことゝて其勢力位置は他の國老を壓し且つ兼山の同列者たりし深尾主水及山内彦作とは姻戚の關係を結べり、今當時に於ける土藩重臣相互の關係を見るに幡多郡宿宅に於て六千八百石を食みし山内可氏(本姓安東)の女は兼山の養父直繼に嫁し、兼山の義妹合は深尾主水(五千石)の子帶刀に、渠の叔母通は山内備後和(三四千五百石)に嫁して野中、安東、乾、深尾家を連鎖したる上、安東家は深尾、乾、寺村諸家と連鎖して一團の姻戚關係を有したるが、後に兼山の政治を忌み、其權勢を抑へんとして渠を弾劾したる深尾の一派は姓は深尾を冠するも其實は山内大通公及兼山の祖母慈仙院の甥に當れる土佐第二世竹巖公(忠義)の弟、即ち修理亮康豐の三男の入つて深尾和泉重長の養子となり、重昌と稱して高岡郡佐川の庄に於て一萬石を食み土藩の一家老となりしものにして、深尾氏は是れより兩家となれり、而して深尾(重昌)野中兩氏の藩主に對する親疎の關係を見るに、兼山の祖母慈仙院は渠の就職後十一年目に歿し、又慈仙院の甥に當り且つ深く兼山に信頼せし忠義公は同二十一年目に退隱して愈々忠豐公の世となるや、野中氏と現藩主との血

族的關係の漸く疎遠となりしに反し、深尾氏と藩侯との關係は益々密接するに至れり、即ち重昌は老公の弟、現藩主の叔父に當り、其子因幡等は從弟として勢力を振ふ爲めに好位置に達せり、其彈劾の理由は暫く別とし、右深尾出羽重昌、其子因幡重熙及重昌の女婿山内(本姓酒井)下總豊吉の三人が、兼山排除の主腦たりしことは、是等の關係より見るも看過すべからざることなり、今野中氏國宰時代に於ける土佐重臣配置の狀を表示せん、に次の如し

野中氏と土佐重臣との關係畧表



備考 野中氏の系圖は前出せるも對照の便に供する爲め其概要を再掲せり

土佐重臣の畧系圖

深尾 和泉重長

深尾主水重忠
兼山の同列、萬治二年退職、
深尾出羽重昌
山内康豊三男即ち忠義公の弟、兼山彈劾の一人、寛文三年隱居
深尾因幡重熙
兼山彈劾の一人、元禄二年歿す、
女(山内下總に嫁す)
女(百々刑部に嫁す)

安東 伊賀伊賀守定次

安東郷氏
妻一豊公女兄
山内左衛門佐可氏
山内左衛門佐定氏
山内源藏節氏
元禄十年歿す
女(野中直繼に嫁す)
女(寺村主膳に嫁す)

乾 乾彦作和信

山内備後和三
山内彦作和成
山内將監信勝
寛永五年隱居、同十年歿す、妻野中真平女
兼山の同列、寛文七年隱居、同十年歿す、妻深尾主水女
兼山の同列、萬治三年隱居、寛文六年歿す、妻深尾出羽女

酒井 酒井下總吉政

山内壹岐吉佐
山内下總豊吉
兼山彈劾の一人、寛文六年歿す、妻深尾出羽女

野々村 野々村三十郎宗政

野々村伊豫幸成
山内因幡迅成
野々村大學一迅
兼山の同列、萬治三年隱居、寛文六年歿す

寺村 寺村伊豆重友

寺村淡路重次
寺村主膳重政
寺村淡路重信
兼山の同列、正保二年歿す、妻安東可氏女
寛文十年歿す、妻安東定氏女

百々 百々越前守安行

百々出雲真安
百々刑部安政
寛文八年歿す、妻深尾出羽女

孕石 孕石小右衛門元成

孕石内藏助正之
孕石小右衛門元政
承應三年歿す
初め頼母と稱す、寛文十四年歿す

生駒 上野惣右衛門

上野惣右衛門
生駒木工直繼
生駒木工正重
寛永七年歿す
寛文四年隱居す

福岡 福岡丹波干孝

福岡圖書孝政
福岡宮内孝序
萬治三年歿す
元禄六年歿す

備考 右の畧系圖表は、主として本編の主人公たる兼山と政治姻戚其他の關係を有する直系のもののみを掲げたれば、他の旁系に屬するものは、一切省略せり。表中○印の圈點を附せるは兼山の同列、▲印を附せるは兼山の彈劾者、印を附せるは兼山と姻戚上の關係及本傳の記事に關係を有するものなり。

第八編 偉人の政治經濟主義及綱領

政治上前述の如き位置勢力と大なる抱負とを懷きたる兼山は、其國狀を整理し、其産業を振興せしめ、又其人心と習俗とを改造するが爲め、政治上果して如何なる主義を抱持し、經濟上如何なる政策を以て事に臨みたるや、是れ予が茲に兼山の遂行せし事蹟より推論歸納せんとする所なり。

第一章 經世家の主義政策と時勢

英雄偉人の主義政策と時勢——古今の大經濟家と時勢——英雄と偉人の心事に古今なし

古今の大學者大政治家の説く所と、其實行せし政策との跡を探くるに、其身を處せし時代と場所とに依つて、自ら趣きを異にせる者あり、蓋し是れ萬古不易の眞理も、時に合はずんば遂に世に容られず、明論卓説と雖も時勢に適切ならずんば、之を施して其功を收むること難ければなり、是を以て古來英雄人傑の士が、世に處するに方つて能く國情と時勢とを洞察して、其時と場所とに適應する政策を施し、政略を用ゐて、人心を收攬し、大業を立て偉功を奏したるは、其例に乏しからず、周末人情巧

英雄の主義
偉人の時勢

詐を極むるの日に於て、韓非刑名の説出で、幕政の餘弊甚しく王室の式微其極に達せし時に於て、山陽の著書あり、ホップスの書は、以てチャーレスの世に於て人心を激動するに足り、ルーソー、モンテスキューの著述は、ルイ十四世の朝にありて始めて世論を風靡することを得たり、若し夫れホップス、ルーソーの言をして、民仁政に浴し、徳四海に布ける聖主仁君の世に爲さしめ、韓非刑名の論をして、堯舜の時代に唱へしめ、王朝隆盛の日に於て山陽の外史政記を出さしむるありと雖も、決して世論を風靡し、人心を大に刺撃するに足らざるなり、予は古今の學説皆然りと云ふにあらざれども、其成敗の跡を見るに方つて、學者が學説を唱へ、事業家が事業を爲し、政治家が政を施すに方つても、克く這般の消息を知悉して、或は其弊風を矯め、或は其時流を轉じ、或は其大勢に従つて、之を利導善用することの巧なるもの先づ成功の域に進み、之に逆行し之を悪用せしもの、失敗に終りたることを見るなり。

更に古今の大學者及大經世家の唱へし學説と其經濟政策とを見るに、是亦時勢と重大なる關係を有せざるなし、今其二三の例を示さん、近世紀の初に方り、歐洲各

國の新政府が其政治經濟及法律等改良の爲め、大に國帑を虚耗して財政の困難を招くや、各國の政府は一意専心其財源を涵養し、貨幣を充實し、以て富國強兵の實を擧げんと焦心苦慮せざるはなし。此時に方り世の政治經濟家の主として講究せし問題は總て外國貿易の擴張、金銀豊富策及殖民政略にありたり。即ち當時「ビュリオン、セオリー」貴金説として知られたる外國貿易説の盛に唱道せられ、次て十七世紀の初葉に方り「マーカントails、システム」重商主義の名を以て一種の保護貿易説の起りたるが如き、全く時勢の反響に出でたるものなり。當時歐洲の強國中にありて此政策を採りしものは西班牙を始めとして和蘭、佛蘭西、英吉利等皆然りとす。就中佛王ルイ十四世の大宰相コルベールは此政策の極端なる推弘者にして後世其主義に冠するに「コルベールイズム」の名を以てせり。而して時勢の變遷と其極端なる實行の爲め流弊の漸く甚しきものあるや、先づ佛國に於てフランソワ、ケネーの出づるあつて重商主義を排し「フヒシオクラチツク、システム」主農主義の説を唱へ次てアダム、スミスは有名なる富國論を著はし滿腔の熱血を注いで「コルベール」主義を排せり。降つて拿破侖戰亂後獨逸帝國の統合未だ成らず、支離滅裂國力衰亡の際

に方りフリードリッヒ、リストの出づるあり、内は以て全國共同の製造貿易を奨励し、外は以て英國壓倒の大勢に抗せんとし力を極めて自由貿易を排し保護貿易主義を唱へたるが如き、皆時勢に刺撃せられたるや必せり、

吾れ之を兼山に見るに其主義政策共に政治上に於ては極端なる壓制を施し、經濟上に於ては極端なる保護干渉を旨として一國內を一の大なる團體的組織の下に活動せしめんとせり。蓋し是れ國としては戰國の餘弊を受けて財政窮乏の極にあり民としては産業頽廢の極にありし、當時の社會に於て正に已を得ざるの勢なりしならん。即ち兼山は當時の社會に於て最も缺乏し且つ最も必要を感じたる經國濟民の策を施して、一意専心藩府の財政を充實し、民衆の致富殖財を計る爲め、斯る政策を採るに至りしや必せり。換言すれば兼山の政策が徹頭徹尾實利實益を旨とせしは經世濟民と治國平天下に餓へたる時代的大思潮に投合したるものにして、其壓制と保護誘掖は殖産興業の意念に缺乏せし民智を之に導く爲め已むを得ざるの策なりしなり。其一國を恰も一團體と見做し、一令の下に活動せしむるが如き

政策を取りたるは、久しく群雄割據四分五裂して、政治及經濟上に於て少しの統一
あらざりし、戰國時代の時弊を矯め共同團結の生活を爲さしむる爲めに、必要缺
くべからざるの政策にてありしなり。然らば即ち渠の如きは、時勢を洞觀して、其政
治を最も有益有功に應用せし政治家と謂つべし。

終りに臨み兼山が此の如く保護干涉の經濟及政治主義を以て、着々其政策を實行
せし時代に於て、熊澤蕃山は陽明學派の知行合一の主義を岡山藩に行ひて、大事業
を企畫し、又歐洲の政治及經濟舞臺に於ては、恰も前記の如く貴金説及重商學派の
經濟説世界の人心を支配し、其結果はクローンウエルの航海條例となり、コルベール
の保護干涉政策となりて現れたる時なり。固より當時彼我の交通開けたるにあら
ず、又文運の交換非ざりしと雖も、東西共に戰亂の餘弊を受けて、民の疲弊甚しく
國帑虚耗して、富國濟民と治國平天下の術に飢へたる時代なりしかば、偶然にも兼
山とコルベール等をして、其施政の主義方針を稍や同ふせしむるに至れり。是れ實
に英雄の心事に古今東西の別なきことを示すものに非ずや。(コルベールリズムに餘
談として卷末に附せり)

第二章 極端なる保護干涉主義

政府萬能主義の政策——保護經濟主義の根據

其人の身を處せし時代と國情とを審にして始めて其政策と主義との妙味を悟り
又其大なる瑕疵をも察することを得るなり。若し夫れ吾人今日の思想と境遇とを
以て、三百年前に方り兼山が實行せし主義と政策とを評するあらんか、如何にも壓
制にして、如何にも干涉に流れ、如何にも政府萬能主義を振り回はし、如何にも國民
の坐作日常の行爲にまで、立ち入りたることに驚かざるを得ず、或は朝寢仕間敷と
令し、或は酒買たべ申間敷と命じ、或は家普請は耕作の隙に可仕事、或は家居及衣類
見苦しく候ても不苦候、或は屋敷廻りには有用利殖の樹のみ植え、無用の木一本も
植ゆべからずと命じ、或は一の荒地なき様隨分精を出して耕作すべしと云ひ、或は
産物賣買の方法を教へ、或は人民日常の職業を指定し、或は又婚嫁男女の關係を規
程し、或は賣買の物價を官定したるが如き其一例なり。實に渠は國家永遠の大事業
より、農工商漁民等日々の仕事職業に到るまで一政令の下に、恰も國家を一身一家
の如く、一團となりて活動せしめんとせり。此の如く煩鎖なる干涉と保護獎勵は、到

底今人の堪え得べき所にあらずと雖も、當時の時勢と國情とは、寧ろ斯る指導教訓的干渉政策の必要ありたるものゝ如し。

而して兼山は嘗に壓制干渉の嚴重なる政令を施行したるのみにあらず、或は土地を開き、或は溝渠を通し、或は運河を疏し、或は港灣を築き、有ゆる天然力を盡して、國民に生財興産の途を與へたる後に於て始めて人力を盡して之を利用せしめんことを責めたり。又渠は大に賦役を課し、租税をも増徴せり。然れども世の收歛飽くことを知らざる壓制財政家の如く、民の膏血を絞りたるにあらずして、先づ其財源を涵養し、生産の増加を計りたる後に於て之を爲したり。渠は物價を官定し、賣買に制限を置けり。然れども當時此の政令の能く行はれ、物資需給の關係を調和して、細民の利益を計るを得たると共に、亦富民を強壓するなかりしことを見れば、施設其途を得たること知るべきなり。元來需給自然の理法に依つて定まるべき物價を官定するが如きは、今日の經濟學上不可能の事と見做され居るにも拘らず、渠の政策と當時の國情とは相待つて其實功を奏せしむるを得たるものゝ如し。『南海之偉業』は兼

山の施政方針を評して曰く

兼山の政を爲すや、常に其根元を培ひ、溫耀の光をして、自ら溢發せしめんことを期したるものゝ如し。風俗を厚ふし、殖産を勸めて倦むことを知らざりしが如きは、皆其意に外ならず。溝渠なきの處に溝渠を通じ、田畝なき所に田畝を開く、民の耕作せざらんと欲するも得べからざるなり。移殖により計策により新財源を開く、民の其業に従事せざらんと欲するも得べからず。儒葬の式を教へ、棺槨を得るの途を開く、民の儒葬せざらんことを欲するも得べからず。學藝を輸入して己れ先づ之を好む、下の好まざるを欲するも得べからざるなり。之に産を與へ、之に職を授く、無頼の徒を生せんことを欲するも得べからざるなり。其爲す所概ね此の如し。而して其意に以爲らく若し之を重ぬるに歲月を以てせば、國力充實、風俗敦厚の美を呈するに至らんこと必せりと。

著者少壯時代に於て或は山田堰を過り、或は舟入川を下り、或は山田野地及野市の開墾地を見、或は本山附近に於ける溝渠を見、或は西弘岡鎌田の兩大堰、或は東手結室津に到りて其築港の偉業を見し時は、年少の予すら深く心に銘するものありた

百七十
るが、今茲に系統を追ひ、秩序を立て、渠の政治及經濟主義、政策並に其事業を論評するに至りしは予の甚だ光榮とする所なり。

第三章 最近世的政治及經濟主義

國家社會政策の嚆矢——最近世的政治保護主義の開山——國家は國民の共同生存國也

兼山の政治主義は之を正面より觀察すれば、當時に於ける一般政治家と同じく政府萬能主義の専制抑壓制度にして、其經濟主義は手段方法及其程度に寛嚴の差こそあれ、偶然にも當時歐洲の天地を支配しつゝありし、コルペール一派の保護干渉政策なりき。然れども之を反面より觀測すれば、渠の理想と主義とは極めて近世的の者にして、寧ろ今日獨逸を本尊として、専ら實行せられつゝある國家社會政策の變體の者ありたり。其富豪の私利壟斷を抑へて、細民の利益を保護したるが如き、國家の永遠と國民の共同生存とを認め、一人も無頼の徒、坐食の輩なからしめ、國家を一團體、一機關とし、全國民を甲乙依估の沙汰なく、各々其處を得せしめ、各々其職を授けしめんとしたるが如き、或は政府財源の爲め民業を引上げて、專賣制度を立てたるが如きは、最も近世的政策にして、單純なる壓制政治家と其選を異にせり。

猶且兼山が其經濟上に應用せし主義は最も進歩せる保護獎勵策なり。即ち之を國民の自由に放任せば、到底成功の美果を結ぶ能はざるが如き事業は、國家の力を以て之を遂行して民業に資し、或は新開地を免租して拓殖を勧め、或は各國より種苗を移入して之を民に與へ、或は工人を聘して技を衆に教へて新産業を植え、或は森林制度を立て、木材の缺乏を妨ぎ、又は水源涵養の具たらしめ、或は保護獎勵金を與へ、或は技術を賞し、發見を嘉みし、或は港灣を修め、運河を疏して舟航の便を計り、或は灌漑を通じて直接間接殖産興業を計り、或は組合制度を立てたるが如き、近世的の經濟政策なり。今夫れ渠の政治經濟主義を渠の遂行せし事績の上より歸納すれば、實に次の如きものありたるをらん。

國家は一團の人民が、一定の土地に於て一政令の下に立ち、永遠無窮に共同的生存を爲す機關なり。固より其個人は新陳代謝するも、之れが爲め國家全体の生存に何等の關係なく、又一團體として、國民共同生存上の連鎖に異變を生ずるものにあら

す。既に國家の永遠と國民の共同生存を認むる以上は、總ての國民は一機關の下に活動せざるべからず。是れ即ち國民全體の永久的幸福にして、富國の基と治國平天下の依つて來る本源なればなり。是れを以て一人の怠惰も、一人の奢侈も、他に關係し國家の利益を害す。又一人の不相應なる利益を貪るも、亦平等の利益を害するものなり。故に天下一人も無爲坐食の徒あるべからず、各々分に應じて職を求め、業に就き、共同生存の主旨に副はずんばあるべからず。

固より國家の基礎として個人を認むるも、個人の力を以て爲し難く、又は個人に之を任ずるよりも、政府に於て之を爲すこと有効なりとせば、政府は常に消極的の政策を以て、社會の害惡を艾除するのみならず、積極的政策を取りて、自ら事業を營み、或は一國の状態より人民の生活状態まで改善し、以て國家永遠の利益と、國民共同の幸福を増進するの職分あると共に、國民亦一機關の下に立つ以上は、國家永遠の安寧幸福を圖るべき義務あり、從て租税を納め、賦役に服せずんばあるべからず。之を要するに苟も此共同的幸福と、國家永遠の利益に反する個人的行爲は總て非なり。即ち淳良の風俗を害し、生産力を減退し、不當の利益を貪るが如き行爲は、總て罪

惡なり。換言すれば怠惰、奢侈、不人情、沽酒、其他一切の不生産的行爲は、悉く是れ罪惡なり。而して政府は此共同的活動を督勵し、此機關を最も圓滿に最も有功に運轉せしむる爲め、賞罰の二柄を握り、善行精勵を賞し、惡事怠惰を罰するの權利あるものなり。是れ實に兼山の施政上に於て終始一貫せる所の大主義たりしが如し。

第四章 政治及經濟主義の五大要義

第一要義——第二要義——第三要義——第四要義——第五要義

兼山は果して如何なる國情、境遇及必要に逼られて如上の主義を實際に應用したるや、今其所以を察するに、戰國の餘弊を受けて國帑虛耗、財政紊亂、人心土地共に荒廢せし徳川氏初世に於ける時弊、就中其弊の大なりし土佐の國狀を整理し、産業を興して財源を涵養し、教育を勸め風俗を改良して人心を耕やし、四分五裂個々單獨以て雄を争はんとせし氣風を矯めて、共同一致團結的生存の必要を悟らしめんとするにありたるは、既に概説せる所なるも、更に之を分類的に詳説せば、蓋し左の如き理由に出でたるものなるべし。

元來土佐は南海に僻在して交通の便開けず、従つて天下の大勢と遠かり、人文の未

第一要義

開に加ふるに小雄各地に割據して、所謂蝸牛角上の争鬪に日亦足らざりし、長曾我部氏時代の餘弊を享けて、土地産業の廢頽甚だしく、人心亦荒れに荒れたる後ちに於て到る所に沃野連なるも、灌漑交通の便を缺きたる爲め、之を耕耘するを得ず、其財政は窮乏に陥り、其民は疲弊せり、斯る國狀を一轉して、財政の豊富と民力の充實を計るが爲めには、到底放任主義の政策を以て爲し得べきに非ずと、茲に保護干渉政治の端を啓きたるものなるや必せり、是れ渠が政策の第一要義たり。

斯る際に處する政治家にして若し單純なる壓制政治家たらんには、唯々財政の豊富を計ることに急なるの結果、收斂是れ事として、其本源を養ふことを爲さざりしや知るべからず、然れども兼山は此の如き暗愚の政治家に非らざりしを以て、即ち以爲らく國家は永遠なり、永遠の國政を料理するに方つては、目前の苦痛をば國としても、個人としても忍ばざるべからず、換言すれば一時の苦痛は、忍び得るも永遠の苦痛は到底堪え得べきにあらずと、先づ其本を養つて、而して後ち枝葉の繁茂を期せり、是を以て渠の政策は徹頭徹尾政府萬能主義、國家永遠の大政策なりしと雖も、深く國民の繁榮を期して土地の改良と殖産興業に重きを置けり、即ち渠は能く

第二要義

本末の理を知悉し、國民あつて國家あり、國民榮えて國家榮ゆるの本義を忘るゝ事なく、國家主義を以て社會平等の利益を計らんとせり、是れ渠が政策の第二要義を爲せり。

當時國民の經濟思想乏しく、其産業に對する觀念の如き、唯目前の慰安是れ事として國家百年の大計は勿論、一身一家の爲めにも、深く前途の利害を顧みるが如きあらざりしかば、渠は先づ國家永遠の策にして、兼ねて國民將來の利益たる大事業を起して、其産業に對する思想を一變せんとせり、即ち國民を殖産興業に指導誘掖するの途として、先づ國家の力を以て各種の事業を起し、以て其進歩を計れり、是れ渠が政策の第三要義を爲せり。

第三要義

而して當時一般の政治狀態及國民の風教も、經濟狀態と同じく甚だ不良なるものあり、到底消極的政策、即ち單純なる法制を立て社會の害惡を除く事のみを以て、其改善を計り得べきに非らざりしかば、一方に於て消極的に其害惡の艾除を計ると共に他の一方に於ては、積極的に國民的狀態の改善と、國富の發達及社會の改良を計るに至れり、即ち混亂せる政治狀態を積極的に整理統一し、頽廢せる風教を改良

第四要義

爲せり。

第五要義

し、荒みたる人心を耕かやし、其習俗を温厚淳朴ならしむるにありたり。されば渠が國狀整理の爲めに取りたる政策には、普通政治家の職分は勿論、教育家、宗教家の領分に屬する事柄まで含有するに至れり。是れ渠が政策の第四要義を爲せり。猶當時の社會は、政治經濟及社會狀態の不良に加ふるに、國民に共同一致の精神と團結的連鎖を缺き、國家全般の利害と人生共同生存の念慮を有せず、従つて國家永遠の利益を計らんとするが如き、高尚なる考は毛頭も之れあらざりき。於是渠は先づ極端なる國家主義の政治經濟政策を施行するに至れり。是れ渠が政策の第五要義を爲せり。

第五章 政治及經濟主義實行の順序

第一に天然力を盡す——第二に人力を盡す——第三に法制を定む——國家より個人——私邑より全國

兼山は其政治及經濟主義を如何なる順序を以て實際に應用したるや、渠既に國家生存の本源を養ふて基礎の確立を計り、然る後に於て枝葉の繁茂、即ち國力の充實を期したれば、其施政の順序も、亦第一に天然力を盡して、寸隙の餘地空土をも存せ

第一天然力を盡す

第二人力を盡す

しめざることを謀ると共に、人文の啓發と風教の改善とに重きを置けり。換言すれば土地と人心の荒廢を開拓することは、其第一着の事業にして、渠は灌溉航運築港築堤及開墾事業の略ぼ成るに當り、始めて第二着の事業、即ち人力を盡して遺憾なく其結果を、利導善用することを責めたり。即ち國に一人の遊惰の民なからしめ、地に寸土も無用の草木を繁茂せしむることなからしめんが爲め、有ゆる手段を施して遊惰怠漫を制すると共に、殖産興業を勸めたり。而して最後の事業として、茲に幾多の法制を立て、國狀の整理を計り、且つ其遺法を千載に傳へ、以て將來の國民をして亦之を奉せしめんことを期せり。之を要するに渠の政治方針は、世の一般政治家の如く、先づ法律を定め、之に依つて國狀を整理し、産業の開發を計るが如き手段方法を取らず、實踐躬行の大義を推弘して、先づ幾多の事業を興し、國狀を整理して、有ゆる天然力と人力とを盡したる後、即ち富國殖財の實舉がり、習俗の改良、民力休養の基礎畧ぼ成りたるの日に於て、始めて法制を立て、其維持を計れり。此の如く渠が實際を先にして、法制を後にせしは、畢竟するに其實踐躬行主義より生れたるものにして、此點大に世の普通政治家と趣きを異にせり。

第三法制を定む

而して又渠の政策の跡を國家と個人の關係より觀察せば、其主義の本源既に國家の永遠を認めて極端なる國家主義を奉せしかば、其施政の順序も亦國家永遠の利益を計ることを第一着とせり、即ち國家の爲めには、個人一時の利益と偷安を犠牲に供せざるべからずと爲し、往々人民の苦痛と困難とを無視して絶大の事業を起し、百年の後國家及國民の實力を増進せんと計りたるが如きことありたり、然れども渠は亦國民共同生存の理を認めれば、第二の事業として共同生存の利益を計ることに大なる注意を拂ひ、又其利益を害するものを罰せり、而して第三の事業としては個人の利益と個人の富を増進する爲め、或は産業を保護し、或は技術を奨励し、或は智徳を勸めて、其生活状態の改善を計れり、猶終りに臨み渠が政策實行の系統的順序を述べれば、先づ之を私邑に施して其効果を見たる上に於て、全國に及ぼし、又其保護干渉の程度は、一國に施したるものと、漁民に令したるもの及其私邑に責めたるもの、間には自ら緩嚴の度を異にせり、是れ其周圍の状況と關係の厚薄に依つて、多少の手加減を加へたるや必せり。

第九編 財政、租税及商業制度

第一章 財政整理と財源涵養の大要

土佐藩財政の大窮乏——財源の根本的培養

治國平天下と民力の休養とを適切に必要とせし時代に方り、其要求を充すべく天の使命を帯びて生れたる兼山は、其最も卓越せる頭腦を此點に注ぎ、藩財政の整理と産業の啓發に任せり。元來當時の土佐の國情は既述の如く、土地人心共に荒廢して、山内氏の入國以來、財政の窮乏は非常なるものにて、元和八年頃は殆んど其絶頂に達し、藩主江戸參觀の經費にすら不足し、京都の豪商より借入れたる債務は、數萬兩に上りて、財政の不如意は、日に加はれり、當時兼山の父直繼及小倉、片岡等をして、其整理に任せしめたることは既述の如し、此時より兼山の就職迄には約十四ヶ年を経れば、幾分の改善を見たりと雖も、直繼の財政整理は僅に税法林政の改正に依つて國庫の收支をして權衡を得せしめ、國債の償却を爲すを得たるに止まり、未だ其根本を養ふて、財政を永遠に豊富ならしむるに至らざりしなり、然るに兼山

百八十
は、最早や目前焦眉の急を顧慮するの必要あらざりしより、其眼光を國家財力の本源に注ぎ、國本の培養を専らとせり。即ち其財政策は總て國家永遠の大計にして、其民力休養の主旨も亦國民將來の安寧幸福にありたり。されば之が爲め當時の人民は賦役の連發、租税の誅求に苦しみ、干渉束縛を恨みたるものあらん。然れども既に渠れ自身勤儉貯蓄の主旨を實踐躬行し、精勵勉強率先して事に當るありたれば、克く其功を完ふするを得たり。

今夫れ兼山が施設せし財政整理と、財源涵養策の大要を説かんに、渠最初土佐の國狀が土地人心共に痛く荒廢せることを見るや、徒に律令法律の力を以て、治國平天下と富國強兵を期し得べきにあらず、先づ根本を養ひ民をして職を得、業を勵むの基を立てずんばあるべからずと爲し、即ち一面には教化を以て人心を改良すると共に他面には土地の大改良を思ひ立ち、就職三年目の寛永十五年を以て宮古野溝開鑿に従事し、同十六年には物部川を引て鏡野(現今の山田野地)に通する中井川開掘の工事成りて、數百町歩の水田を得るに至れり。是れ實に就職の第四年目なり。是

れより灌溉水利の便なき爲め、開墾拓殖を爲すを得ずして、空しく荒野草地となる東西各地の野を開く爲め、川床平野よりも低き大川を其上流に堰いて縦横に灌溉及交通用の溝渠を通じたり。其吉野川、物部川及仁淀川流域に於けるもの、如きは、見るものを驚嘆せしめざるなし。而して渠は水利の便を供すると共に、荒野草地の開墾を爲さしめたるが、野市一體の地を始め、弘岡鎌田兩溝船入川流域に於ける開墾地の如きは、實に今日土佐富源の根源を爲せり。次に渠は拓殖事業の外に於て猶海上の富源開發の爲めに港を掘り、灣を修めて舟楫交通の便を圖りたり。此の如くして國家生産事業の基礎畧ぼ成るに方り、始めて殖産興業を奨勵し、以て生産力の増進を計り、富源の潤澤を期せり。即ち渠の政法は此の如き順序を以て、若々として進みたるが猶之と同時に税制を釐革して、酒其他奢侈品に對する徵税を重くし、以て富の不生産的消費を制せしむると共に、産業の發達に資するものを軽減し、益々財源の涵養に資せり。加之農商工交易及山林等の政策を確立して、一般經濟界の整理に任せり。要之兼山の財政整理と國庫充實策は、先づ藩府歲入の根源たるべき民業の開發を計り、其進達に従つて自然的に増加する歲入を以て、漸次國庫を富ま

しむると共に、其民をも富ますことを主眼とせるものゝ如し、然るに世若し兼山が初め財源の涵養と國本の開發、即ち生産的の大事業を起すことに急なる爲め、苛察誅求の租税賦役を課したるを見、其本末を考へずして、單に之を收斂飽くことを知らざる財政家に比して論ずるあらば、大なる誤謬に陥らざるを得ず。

第二章 租税制度の確立と專賣法施行

租税制度概説——地租及其徵稅方法——酒稅及奢侈稅——移出入及其他諸稅——三重要品專賣——賦役即ち勞役稅——新舊稅率比較

兼山は民業を開發し財源を涵養する爲めには、當時の民をして過重なる納稅を負擔せしめ、多大の賦役に服せしむるも、之れ亦已を得ざるの勢なり、否な國民は將來の利益の爲め、甘んじて之に堪ゆべしとの信念を抱持して事に當れり、されば其稅法は決して寛なりと云ふべからず、就中賦役徵發の急なりしことは、今猶口碑に遺れる逸事を以て知るに足るものありと雖、元來渠の稅法は、一意專心生財利殖の効驗を大ならしめんとするにありたれば、徒に收斂誅求を是れ事とするが如きことなかりしは勿論、夫の租税納付の手續を簡易にして、官民の便を計りたるが如

き、奢侈的消費稅を加重したるが如き、移出入稅を調理して、内地産業の保護、財源の涸渴を防ぎたるが如き、國庫收入の目的を以て專賣制度を立てたるが如き、其意を致せる所の甚だ近世的財政家の遺口に似たるは、一大卓見と謂つべし。

抑々我國の田租制度は往昔より相當の方法立ち秩序整然たるものあり、國家唯一の財源たり、其起源より云へば寧ろ一種の小作米の如き性質を帯びたるものにして、今日の租税とは稍々趣きを異にせり、今其稅法の一斑を説かんに、中古の初世孝德帝の御宇には田租一段に付き稻二束二把、一段の收獲約五十束、米二石五斗の内より一斗一升即ち收獲の二十五分の一を貢納せしに過ぎざりき、降つて嵯峨醍醐兩朝には五分の一即ち二公八民、之に庸調の高を合して四公六民となり、其後朝紀の紊亂奢侈の弊風及戰爭の繼續等に依りて收斂に次々に收斂を以てし、中古の末葉には七公三民の暴政となれり、此時源賴朝の立つて幕府を開くや、四公六民の制を取り、特に關東八州の如きは一切の租税三分の一を免じ、全國を通じて五公五民以上たらしむることを禁せり、然るに此制度も永く繼續するを得ず、北條氏の末葉

高時の時代には八公二民の甚しきに至り、次て足利氏の時代となりては、義滿百姓の凋落を哀み、執權細川頼之と計つて、之を四公六民の頼朝時代に復したるも、夫の所謂戰國時代に入りては、收斂重課殆んど統一の制度あらざりき。次て豊臣氏の天下となりても、外戦内役の爲め、租賦は依然として重く米穀の三分の二を貢納せしめ、七公三民に近き税制を布けり。然るに徳川氏の政柄を握るに方りては、其大方針を民力の休養に置き、農民の保護に意を注きたれば、全國を通じて五公五民の舊制に復せり。即ち兼山が當時、田租として治下人民に課したる所、亦此制限に依りたるものゝ如し、而して渠は其徵稅貢納の方法に深く考慮する所あり、納稅者の便宜を計ると共に、士人及官府の利益をも計れり。其方法は折稅法とも稱すべき者にして、祿者は先づ貢米を收納せざる前に方つて、自己收納丈けの米券を發行し、之を人民に賣却し、人民は之を買つて貢米たる田租に替ゆるにあり、而して人民は適宜の方に賣却し、米を賣り、之を一々領主に貢納する爲めに生ずる運搬の勞を省くを得、又郭中の土、廩米を賣らんとせば、藩府は其金納に係る山畠の租稅を以て之を購入し、其米穀をば浦方の人民に貸付する方法を設け、浦方の人民より金納する代價を

以て之を補へり。渠は此の如く田畑山林及漁民等の納租に注意せる外、猶田租の納付期は收穫の終了せし十一月を以て限りとし、畠租は翌年六月迄延期せり。是れ麥作の收穫を終る時期を取捨せるに出でたるや論するまでもなし。

酒稅及奢侈稅

兼山の稅法には收入主義と奢侈禁止主義を以て課せるものあり、彼の酒稅を重課したるが如きは、寧ろ後者に屬するものなり。不完全ながら渠は當時にありて、早く酒煙草其他苟も生産に直接の利益なく、國財を空しく消耗するが如き、奢侈品に重稅を課するも非法の事にあらず、否な人民が節約し得べき奢侈品を消費するは、即ち之に依つて一種の快樂を貪るものなれば、斯る商品に重稅を課するは、至當の事なりとの主義を持して、先づ酒屋制限の制を立て、特許法を設けしと共に、其營業者に重稅を賦課せり。此の如きは即ち是れ一種の國家社會政策を現實にせるものと謂つべし。現時獨逸は勿論、英國佛國露西亞等の歐米各國より我國の如きに於ても、酒類及アルコール稅を加重して、一大財源となさざるなく、世界の財政學者亦其稅法を是認せる所なるが、兼山は實に此主義を三百年前の古代に於て實行せり、即ち

渠が全国の酒屋に課したる運上は、一戸銀三十五貫目なれば、百八十(制限高)の酒屋より得たる所は、六千三百貫に上りたる次第なり。此他猶渠は酒の原料たる麴に向つて、一戸銀七貫八百目の運上を徴し、又酒の小賣を爲すに際し、一升に付き銀一分の消費税を課し、猶醉客に向つては、各々其醉加減により三匁五匁十匁の科料的課税をも爲せりと傳ふ。兼山の奢侈的消費を制限せしことは、管に之れに止らず、一方に於ては百姓の鮮魚を食するを以て奢侈となし、無鹽土佐に於て今日猶鮮魚を無鹽と云ふは兼山の禁令に出づと云ふを買ふことを禁止せしと共に、漁民の釣網せる魚類に向つても、一の營業税を課し、檜物師の柁を使用することを制限して運上を課し、此他猶奢侈的消費税の制度ありたるならんも、今は殆んを記録の徴すべきものなきを以て知るを得ず。

移出
及其他
諸税

移出其他の諸税は前の奢侈禁止税と稍々趣きを異にし、收入主義を以て設定したるものなり。夫の木材輸出の口銀は、今日の輸出若くは貨物移出税に相當せるものにして、渠は一面に於て山林の荒廢を防ぐ爲め、出入船舶の數に制限(後編説明)を

置くと共に、他の一面に於ては、木材の輸出に課税して國庫の財源となすの方法を取り、之に依つて年々銀三千貫の歳入を得、藩主參觀の費用を辦じて餘りありたりと云ふ。更に又渠は船舶の航海、造船及水主に課税せり、即ち航海税は帆船の帆に課税せるが、其率は江戸行帆一端に付銀一匁、大阪行七分、國中沿岸三分にして、水主十分の一銀は十目に付き一匁と定めたり。猶渠は五穀類の移出入に制限を置きたるも、甲浦外二浦の移入米には銀二貫五百目の運上を課して許したることも見ゆるなり。以上諸税の外に於て一種の營業税を課せり、其種類方法等は記録の徴すべきものなきも、問屋制度を立て、勝手に其法を破ぶることを禁じ、紺屋には藍請、石灰商には石灰請等のありたる反面に於て、此等の商人には運上を課せり。彼の帶、油、馬方、材木問屋、浦々廻船の薪、漁獵等に運上ありたることを見れば、一種の營業税法を施行したることを知るに足るなり。

兼山の財政策中最も近世的なるは、酒税制度なるが、猶之に増して吾人を驚かしむるに足るは、官業即ち專賣制度の創設なり。今日こゝろ官業及專賣制度は、歐洲大陸の

政府は勿論、我國に於ても採用され、煙草專賣制度を始め、鹽專賣、樟腦專賣等政府獨占の事業ありと雖も、兼山が三百年前に於て此方策を取りしは、何人も正に意外とする所なるべし、即ち渠の實行せし專賣の種類は茶、紙、漆の三種なりき、右三品は當時土藩唯一の産物に係り、他の諸藩に移出したるもの甚だ少なしとせず、就中紙は當時より土佐半紙の名高く、各藩に供給せしものなりしかば、渠は即ち此主要産物を官營に移して、國庫の財源とせり。其方法は人民の製出に係るものを官府に買上げて相對的賣買を禁じ、官の證印を施し、一定の値段を定めて之を販賣せしめたること、今日の鹽及樟腦の專賣法に似たるもの如し。

曩にも説述せるが如く、兼山は施政の順序として、先づ財源の開発を主眼とし、絶大の土木事業を起したるが、當時の租賦法として米金納よりも、勞役税を課するの風ありたる時代なれば、其大業を遂行する爲め、賦役を課するとの甚だ大なりしは勢の已を得ざる所なり、即ち夫の延長三十餘里に亘る運河溝渠を完成する爲め、關係町村部落より一戸幾人、田地一町歩に付き何十人と割合を定め、壯丁を徵召して其

役務に當らしめたることを思へば、當時の人民が此賦役即ち勞役税の爲めに苦みたることは、今日より之を想像すること難しとせず、然れども是れ關係町村の富源開發の爲にして、而も渠の人夫を役するや、専ら百姓庶民の常業を慮はかり、農繁時と農閑時とを區別して、適所を求めたれば、民能く之に堪えて、宏大無邊の大業を完ふするを得たり。夫の船入中井鎌田弘岡等數里の延長を有する、河川溝渠及山田野市鎌田弘岡等二三百間に亘る大堰を築くに當りて、幾萬の人夫を使役せしや、今日記録の徵すべきものなきも、渠が室戸港を開鑿するに方り、黄金を支出すること千百九十兩、約三萬五千餘圓の少額なるに反し、人夫を使役すること三十六萬五千餘人の多きに達したるより見るも、其事業の八九分までは一種の勞役税たる、賦役に依りたることを知るに足るなり。今殘存せる古記録に依り、賦役に關する記事を見るに、承應三年(兼山就任後十九年目)頃迄の所普請賦役は、一戸に付三人、明暦元年同二十年目よりは田地一町歩に付き、田役三十人宛にして、又所々の公用送り人夫は寛永十五年(同三四年目)迄は一戸に付十九人見當なりしもの、慶安元年頃(同十三年目)には二十九人、寛文二年(兼山退職前年)頃には四十九人に上れりと、是等の數字

は頗る不正確の嫌あり、又兼山改易後専ら前政治を悪評したるもの、記述に係れるものなれば、一々眞を置くに足らざるも、渠が大事業企劃の爲め、賦役の負擔を大ならしめたるは争ふべからざる所なり。唯夫れ此の過重なる勞役税も日を經、年を重ねるに當り民の生財を殖し、殷富を爲さしむるに至りたるを以て曩に苛察を怨望せしものも、後には其餘澤を悦び、兼山の偉功を稱へざるなきに至れり。思ふに渠の如きは民の勞力と苦痛とを、最も有利有功に運用せしものと云はざるべからず、賦役に關する一の記録を見るに左の如きものありたり。

- 一 所普請、先年より承應三年迄、門亭一軒に付三人宛、在々村々門亭に懸る在所の積は其所々庄屋より積立郡奉行所へ上る。
- 一 明暦元年春より田役と申候て、田地に懸る一町に付、三十人つゝ御代官奉行にて普請所へ人夫被召遣也。
- 一 高岡蓮池送り夫、先年より門亭帳に懸る、寛永十五六年の時分迄は番所に人馬不相詰、就御用往來の諸役人參候へば、家々より呼出し送相勤來候、一日の入用送夫七八人、馬一疋二疋程宛、平等申付、又年中積門亭一軒十九人餘宛に當り候共田地三町八反餘に宛る。
- 一 送夫慶安元年の時分迄、送番所へ送夫十人馬二疋三疋宛、年中積軒に付二十九

人程

- 一 慶安二年に高岡蓮池送番所へ脇々枝村門亭帳を以て相加る。
 - 一 寛文元年二年時分迄は、番所へ一日に二十人馬四疋程相詰る、詰夫を越し先打(向觸狀)來候へば送下村々より加夫を出し、相詰一日入用廿四五人平等にして年中積上一軒に付四十九人餘宛懸る。
 - 一 寛文三年に御觸狀(兼山退職後に於ける改革令)を以て送番所に送夫五人馬一疋宛相詰番所の者送行拂、其跡へ參候は、右送夫戻り次第、送り候へと被仰付事。
- 右は寛文三年の大改革令出で、兼山の保護干涉政策より、一轉して極端なる自由放任政策の取られたる後に於て、筆録せしものと知るべし。

新舊税率比較

兼山が周到なる注意と遠謀の思想を以て、立てたる税法も渠の退隱後、寛文三年八月及九月の改革令を以て根本的に打破せられたり。先づ專賣法は廢止せられたり、奢侈的消費税は急激に輕減せられたり、奢侈遊惰の禁止令は解かれたり、問屋制度は破られたり、即ち事々物々に向つて、極端なる自由放任政策の施さるゝありたれば、民は一時の安を悦んで新政令を謳歌せり。然れども何んぞ知らん其結果は奢侈

淫逸の風を爲し、生産の減退を招致するに至れり。現に政令の弛むと共に山林の大荒廢を來せしが如きは、其反動より生ぜし結果中著大なるものなり。今左に兼山の税率と新政令に依る税率とを比較せんに左の如し。

		兼山の時代		寛文改革令	
酒	酒屋運上金	銀三十五貫目		銀十五貫目	
	酒屋運上金	銀七貫八百目		銀四貫目	
酒稅	浦々賣酒口錢運上金(二升に付)	銀一分		銀五分	
	江戶行(帆一反に付)	銀一分		銀九分	
帆船	大阪行(同上)	銀七分		銀六分	
	御國中(同上)	銀三分		銀二分	
移出及船舶稅	甲浦外二港移入米運上	銀二貫半		二年間赦免	
	木材移出(十日に付)	不明(歲入年三千貫)		不	
浦々造船	芝錢	不		銀九分	
	浦々造船	不		六分一減	
帶及檜物師運上金	油運上金	不		赦免	
	馬方運上金(馬一匹に付)	銀九貫目		銀六貫目	
		銀一枚(十兩)		一ヶ年二十日の國役	

		諸材木及板目役(百本に付)	
營業其	釣の魚運上	二十四本	二本
	まかせ大網運上	七分	五分
他諸稅	八太網運上	五分	七分
	地引大網運上	禁	十分
茶紙漆の專賣	地引繩網運上	三分	一ヶ年銀三十目
	地引兩開網運上	三分	一ヶ年銀一枚
	浦々廻船薪運上	十分	赦免
		自由賣買禁止	赦免

固より稅法を簡便にし税率を引下ぐるは善政たるに相違なしと雖も、一時の反動に依り舊政を改廢することの甚しかりし爲め却りて惡弊を生せしことは寛文改革後の狀況に照らして明白なり。(第十四編參照)

第三章 商業貿易の調理及制限

商業上の制限——木材移出の制限——出入船舶の取締——外國貿易と長崎倉——量制の統一

兼山の經濟及政治主義は己に述べたるが如く保護干涉を以て一種の國家的社會

政策を實行したるものあれば、其商業上の施設に於ても亦干渉主義を免れず。即ち細民小祿者の利益を慮りて穀價を官定し以て暴利を貪るものを抑制せしと共に其移出入に制限を置き官の指令を受けたる場合假へば豊年の爲め餘穀を處分する場合又は凶年の爲め他國米を移入して之を補充するの必要ある場合の外、米の移出入を禁じ、猶麥大豆等の雜穀をも之に準せしめて官定米價の圓滿に行はるゝことを期したるが如き、米の貸借に制限を置き不法の利息を禁じたるが如き、浦々の商人をして官許なく他國より物資を移入することを禁じたるが如き、港灣の控を定めて船舶の出入を制限し就中木材の輸出を自然的に制限して山林の荒廢を防止したるが如き、且又慶安四年を以て全國に於ける酒屋の數を百八十戸以内と定め酒屋株及麴屋株を特許して重税を課したるが如き、問屋に問屋の制度を立て石灰請紺屋の藍請等の方法を定め其の他各職業各商賣の爲め取締の規程を設けたるが如き、又入札の方法を以て漁業地を特許したるが如き、秩序の整然たるものありたりと雖も、此等の政令は兼山の退隱と共に悉く放抛せられて極端なる保護主義より極端なる自由放任政策となり、茲に惡弊を生ずるに至りしは是非もなき

次第なり。今寛文三年の改革令を見るに問屋御破可被成事、石灰請紺屋の藍請銀札御破の事、紙漆茶賣買御赦免の事等商業制限の解禁に屬するもの十數ヶ條に上れり。(第十四編参照)

兼山は一方に於て山林を修めて林政を確立せしと共に他の一方に於て木材の他藩移出に制限を置き、以て自然的に森林の荒廢を防止し且つ藩府の爲め永世不朽の財源たらしめんとせり。即ち東は安藝郡甲浦より、西は幡多郡坂の下に至るまで各港の舟船を制限して隻數を定め、之に應じて伐採すべき山林の地域を立てたり。假へば一港に十艘の廻船を許すものとせば、其十艘の舟が年々移出し、得る木材を積算し、其積材に十五倍乃至二十倍の材ある、山林の伐採を許可せり。其意たるや蓋し薪炭材は十五年乃至二十年にして、生長すべければ年々其十五分の一乃至二十分の一を伐り出し、此の如くして全山を一巡伐採し盡すの日に於ては、最初伐採せし山林の樹既に生長し居れば、之を伐るとを得べし。斯く輪伐せば、不涸永遠の財源たるべしと云ふにありたり。當時國中の大小船舶は四百七十艘なりしが、渠は之を

越えて新船を造ることを禁じ、又老朽船の代船を造るに方つても、之を原型より大ならしむることを禁じ、以て林政の主旨を飽迄も貫徹せんことを期せり。此の如くして兼山は能く森林の荒廢を防止すると共に、又木材をして唯一の富源たらしめ官は其廻船より得る口銀、即ち一種の移出税に依りて年々銀三千貫目の歳入を得たりとぞ。

己に船舶の數を限定して木材移出の調理を計らんとしたるの結果、自然船舶の取締に向て多大の注意を拂ふの必要を生じ、茲に船籍登録の方法を定めて積量大小を吟味し、且つ代船を建造するに方つても、夫々制限を設けたるは勿論各港灣には一定の法規を設けて其所屬船舶の出入及貨物の移出入を監視せり、渠の分家たる野中遂繼の家は、高知城東の要害地たる浦戸港の奉行として此任に方れりと云ふ。次に外國貿易は當時幕府の政令を以て禁止状態にありたれば、殆んど之を營むことを得ざりし爲め、大に見るべきものなきも、渠は年々御用商櫃屋道清なるものを

出入船の取締

外國貿易の長崎

量制の一統

長崎に特派して、外國輸出向の貨物を彼地に賣り、外國品の輸入を掌らしめ、同時に高知城内に長崎倉なるものを建築し、輸出入品の保管に充てたるが、猶渠は通辯を介して外國貿易を爲すの不便を認め、寛文元年藩の子弟數名を長崎に送りて清語を研究せしめ、通辯を介するの不便を避けんとせしも、其改替と共に此等の目算も悉く破壊せられ、藩の子弟は悉く召還せらるゝの不幸に會へり。

而して渠の定めたる商政中猶一事の記述を要するは量制を統一せし事なり、開く當時土佐に於ては國中三様の斛を使用せり、即ち其一は貢納其他公用に用ゆし本納升、其二は町家商人の用ゆし町升、其三は藩廳より扶持米等を渡す際に用ゆし扶持升なり、其容量は町升は本納升より二合六勺を増し、扶持升は同三合を増すが如く區々たりしかば、渠は明暦三年の秋を以て其制度を廢し、一般に京升(弦升)即ち新升と稱するものを用ゆべきことを令せり。右京升は本納升に比し二合を減じたるものなれば、町升に比し四合六勺を減量せる次第なり。

第四章 米價の官定及貸米制度

米價官定法の實施—官定の方法及其利益—米穀の需給と常平倉—米穀貸買の制限—官米貸與制度の効用

元來貨幣の購買力と需要供給の理法とに依つて自然に定まる所の物價を官定せんとするが如きは、蓋し容易の業に非ず、否を專賣法を以て自由取引を禁じ官價を以て均一の賣買を爲さしむる場合の外恐くは不可能の事なり、縱令夫れ壓制手段を以て之を官定し得るとするも必ずや幾多の弊害を伴はざるを得ず、然るに兼山は米穀の移出入に一種の制限を置き、能く其暴騰と暴落とを制し、以て需給の調理を爲せり、思ふに今日の如く交通貿易の機關整ひ、内地の米價暴騰せば、外國米を輸入して其極端なる昂騰を制し、若し之に反して暴落の日は海外に輸出して其調和を計り得るが如き際に於ては、此の自然の理法に逆らつて米價を一定するは、到底不可能の事にして、又其必要を認めずと雖も、往時にあつては、海外に對する輸出入は扱て置き、内地各藩に對する移出入すら意の如くならず、特に土佐の如きは交通不便にして、其米價は殆んど封内農作の豊凶に依つて左右せられ、其爲め直段の騰

米價官定法の實施

落すること甚しかりしかば、此時弊を拯救する爲め、渠が官府の力を以て其移出入に手心を加へ、年々の米價に標準あらしめ、不當の賣買價を制止したるは、其經濟上に於ける施設として又一種の卓見たるを失はず。

時に兼山以爲らく年の豊凶に依つて米價に甚しき高下のあるは正に已を得ざる所なりと雖ども、一部富商輩が此機に乗じて暴利を壟斷するの弊は大に矯正せざるべからず、而して之を矯正する方法は一定の標準物價を豫め定め置き、米穀豐作の爲め過剩を生じたる時は他藩に移出して相當の直段を維持せしめ、之に反して凶作の爲め不足を生ずるや他藩より移入して其暴騰を抑止するの策を立つるに若くはなし、若し此策にして圓滿に行はれんか、官定標準相場を維持することを得、夫の暴利を壟斷せんとする奸商輩をして乗ずるの機なからしめ、能く士農工商一般の利益を保護するを得べしと、即ち渠は毎歲秋收期となるや、人を米の大集散地たる大阪及下の關に派し、米價の大勢を視察せしめ、且つ隣藩たる阿讃豫三藩の穀價を參酌して、其年の米價を官定し、其一たび定まるや、次秋の新標準價官定まで

官定方法及其利益

は此價を越へて賣買することを禁せり。即ち四民是を以て一定の標準價と爲したれば、士農は奸商に誑かされて穀價を無法の廉價に賣却するの患を除くを得、工商庶民は米商買占の爲め、非常の高價に之を購買せざるを得ざるの苦しみを脱却するを得て、人々其法の利便なることを喜べりとぞ。蓋し兼山が此制限法を立つるや、其大本義は米價の人爲的暴騰より生ずる四民の苦難を除かんとせる、一種の國家社會政策より出でたるものなれば、絶對に官定價を以て賣買すべしと命したるに、あらず、右の標準價を越へて高價に賣買することを禁じたるものなり。今年代を明にせざるも、或豊作の年に令したる布告狀を見るに、標準價を左の如く定めたり。

覺

- 一 賣買米 太米二斗五升に付 代十二匁
 - 一同 粳五斗に付 代十一匁三分
 - 一同 吉米二斗五升に付 代十二匁
 - 一同 粳五斗に付 代十匁八分
- 但灘廻へ賣に遣へば吉米共二斗五升に付五分増
- 右者當秋相場御國中如此相定申候、相對を以て是より下直に賣買仕候儀は、いか

米穀の
需給と
常平倉

程も不苦候、右の直段より高價に賣買御法度に候間、此旨御組中へ可被御觸候、恐惶頓首

二月二十七日

野中主計

- 山内市正殿 深尾帶刀殿
- 百々出雲殿 野々村大學殿
- 寺村淡路殿 山内下總殿

此の如く米價の標準を定めたりと雖も、若し需給の關係を調理するなくんば、一片の布告何の用をも爲さざるなり。於是渠は先づ米穀の自由移出入に制限を加へたり。然れども其意たるや決して米穀の移出入を禁止したるにあらず、寧ろ需給の調和を計り、穀價の平準を得るにありたれば、茲に一の例外法を置けり。即ち假へば其年五穀稔らずして、一國の收穫を以て一國の民を養ふに足らざるが如き際には、各部落より其地方の人口と貯米高とを調査せしめ、其不足に係る分をば、穀價の安廉なる他藩より移入することを官許して、其不足を補はしめ、之に反して國內一般に豊作にして其需要に超過し、爲めに米價の下落するや、官特に餘贏に屬する量を計

りて、他の高價なる地方に移出することを許したり。是れ恰も常平倉の糶賣買に該當するものなり。唯夫れ常平倉の方法を取るに於ては多くの穀倉を設備し、多くの資金を固定せしめ、煩雜なる整理法を要すと雖も、渠は單純たる手加減を以て能く米穀の需給を調和し、其價格の暴騰落を制するを得たり。右の如くして兼山は米價の標準を定め、其需給を調和せりと雖も、小變動の時に於ては一々不足米と餘穀とを調査し、移出入を許否するは煩勞に堪えざるを以て、別に一種の方法を設け、豊作の爲め米價の下落するや、之を官に買上げて常價を保たしめ、之に反して凶作の爲め大に騰貴せんとするや、官米を賣下げて救治の方法を講ずることもありたり。是れ純然たる常平倉の糶賣買にして、コハ主として少許の不足、若くは餘剩を生じたる秋に行ひたるものにして、其官の穀倉にある米穀は専ら浦民其他に貸與する爲め貯藏せられたるものゝ如し。

兼山は實に如上の二方法を以て米穀の需給を調理し、餘贏と不足とを伸縮することを得たりと雖も、猶奸商輩は米穀質貸の方法を設け、之に依つて高利を貪らんと

米穀質貸の制限

するありたれば、渠は早く此法網を潜りて悪事を働くものに、一の制裁を加へたり。即ち該禁令は巨額の米を所持せる商家及豪農中、其所有米を販賣することを肯せず、質物を取りて之を高利に貸付けんとするの風行はるゝに至りたれば、此貸米を一時禁止するに至れり。今萬治三年五月の布令を見るに左の如きものあり。

定

米高直に候へば、御國中所々在々町人に至るまで小身なる者は、致迷惑旨聞届るに付て、去秋より當秋迄小賣米を各別直段不相替定相場に申付候間、侍中の人々手前入用の外は、賣拂ひ申候へと兩度相觸れ候、然所に町人共外の米持ども賣買不仕、質物乞取り高利に貸付申候故、賣米無之下々饑に及ぶの由、町の者ども訴來候間、唯今より當秋迄の貸米令停止候條、面々米所持の方々は小賣になりとも、俵賣りなりとも、勝手次第に賣捌可申候、若背此旨貸米或は米にて他の賣買等仕る者於有之者、依科之輕重可申付候間、右之趣急度可有御觸者也。

萬治三年五月二日

野中 伯耆花押

片岡武右衛門殿
坪内忠兵衛殿

兼山は周到なる用意を以て標準米價の制を立てたりと雖も、元來自然の理法を人

爲の法に依つて動かさんとするにありたれば、種々法網を潜らんとする者の出でたることは、右の如く貸米の方法及米穀を直接金銭に代へず、他の物品と交易して之を官定價以上に販賣せんとする者の出でたることを以て知るを得るなり。

官米貸
與制度
の効用

米價の官定と共に渠の遺法中特記せざるを得ざるは、官米貸與制度を以て漁民をして、米穀を容易且つ廉價に買取ることを得せしめ、同時に郭中の士輩をして其餘を賣却するに於て不當なる廉價の爲め、損失せしめざるの法を立てたり。其方法は極めて單純なり、即ち浦方の人民は漁獵を以て家を立て耕作に従事せざれば、其食料品たる米穀は他より購入せざるを得ず、依つて官豫め之を貸與して、其代價をば金納せしめたり。而して山島の貢物は元來金納を普通とせしを以て、渠は其納税金を他に流用せず、之を用ゐて郭中士輩の餘穀を相當の價にて買上げ、之を浦方の人民に貸與し、山島の税金をば浦方人民の納税金を以て補充せり。該法は前の米價官定法よりも、圓滿至便に行はれたり。雖も、兼山貶黜の後には是亦一の徒法と化し、郭中士人の爲めに何の益する所とならず、單に中間の商人をして利得せしむる

の具となれり。何となれば曩には山方の納税金を他用せず、之を融通して士人の餘穀を買入れたりと雖も、今は其貯金なきを以て士人に支拂ふ買上代價は、浦方の納税期まで待たざるを得ざる事となりたれば、早く代金を要する輩は、大なる不利を忍びて或は之を質入し、或は八十匁相場の米を三四匁の安價にて、商人に渡さるを得ざるもの、往々之れあるに至り、殆んど米穀買上法の利益を見る能はざるの破目となり、遂に斷然此の良制度を廢棄するに至りしとぞ。今貸米制度に關する記録を見るに、弘瀬浦掟中には助左衛門借米有之内は、直口に同人取前の分差引可仕事云々とあり、又兼山貶黜の年即ち寛文三年九月二十二日の浦制に關する改革令にも、貸米の事に關して左の如き條項ありたり。

一米三千五百八十石 弦升

右者上灘浦中近年令衰微故唯今諸役運上等雖爲御赦免當分之元手無之生業令難澁之由訴申に付右米利なしに御貸被成候事附新米者何方も直段高直に候間灘邊爲御介補候得者貸米並御賣米迄下直之古米遣候様に可申付事

第五章 産業組合と類似保険制度

産業組合制度の創設——三百年前の類似保険制度——英國の葬儀會と土佐の念佛講即ち葬式保険

野中兼山が今を去ること約三百年前に方り地方農民及浦方人民の爲め一種の産業組合を案出し、其産出及捕獲品を販賣する爲めに勞費を除き良價を得せしめ、又業務の行程を檢査して互に督勵せしめたるは、予が兼山の政治及經濟策より學び得たるもの、内に於て、專賣法の創設、酒税の増徴、地租の折税法、貸米制度及米價の調和手段と共に特記を要する事件なり。今渠が寛文二年全國に布令せし法條を探究すれば、渠は一郷一村の農民を一團體として活動せしめ、代官庄屋年寄を檢査役として、業務進捗の考査を爲さしめ、其産出品を市場に販賣するに當り個々單獨の行動を爲さしめず、一人若くは數人の理事者を選定の上之をして其販賣を掌らしめ、然る後に於て各組合員の産出量に應じて代銀を分配せしめ、以て無益の勞費を省くと共に少量の物品を單獨に販賣するよりも、一層良價を得せしめたるが如き方法を立てたるを見る、是れ確に一種の産業的信用組合制度を實施せるもの也

と云ふも不可なし、其法令の一節に曰く

上畧 本の宮へ揃ひ事跡を改め、庄屋に見せ可申、賣物に候は、庄屋手前へ請取、市町へ申出歟又は在所に於て賣申歟吟味仕、可依時宜事、市へ出し申者に候は、其在所中、市賣の者前日遂穿鑿物に依り少分の儀に主に出ず候ても賣買罷成者は在所中として順番に致し、相調可申候、順番の中、物を書算をも存候ものに首尾爲仕、本主に可致配分之をなじくは一人相定可然事。

猶各浦々の水主に令したるものにも亦左の如きものありたり

上畧 當月の事には、何を何程可任と有之儀、豫考、庄屋年寄に相談、所の氏宮へ集り面々事を書記し可申、扱事跡を改候儀は右前掲布令に同斷、如此市町へ出し令賣買物に候は、先以仕様百姓方可爲同前事。

猶又郡奉行代官其在所庄屋年寄等相談の上年中の諸事を配下人民に申付け、猶毎月五日氏宮に集合し代官庄屋年寄立合の上前月の事蹟を取調ふべき等の規程もありて、渠は一郷一村を一團體の産業組織の下に活動せしめんとせり。

保險類似の共濟組合は我國に於ても古くより行はれ、相憐互助の方法に供したるものなるが、土佐の念佛講の如きも亦此主旨を以て生れたるものにして死亡保險

に類似せる一種の制度を爲せり。今此制度が如何なる動機より土藩に行はるゝに至り、永く其存続を爲すに至りたるかを見るに、是れ畢竟するに兼山が火葬を禁じ、儒式を土臺とせる土葬棺槨の法令を施くに方り、貧民賤夫は容易に葬式の費用を辨ずることを得ざるを以て、茲に念佛講と稱する一種の組合を立て、組合員は年々一定の掛け金を爲し、之を積立て、葬式萬般の費用に充當せしめんとするにあり、死亡者ある家は、幾回にても此積立金の支拂を受くるの権利あり、葬儀なき家は毎年掛け金を拂込むのみなりと雖も、人生に定命ある限り、兎角は講銀の惠與を被ふることゝなるべければ、其關係は恰も普通死亡保險に於て、長壽者の保險料を以て短命不幸のものゝ遺族を慰撫すると何の選ぶ所なし、唯異なる所は普通の死亡保險にありては、附與する保險金の支途に何等の制限なく、死其物を條件として支拂を爲すも、此の念佛講は死と共に保險金の支拂を開始することゝなるも、其支途は死者の葬儀に制限せられたるにあり、又前者は連合保險の場合を除く外、個人的にして、且つ身體年齢等に制限あるも、後者は一家族的の連合保險にして、且つ男女老幼更に何等の制限なし、此制度が幾分の修正を加へて、永く一部の社會に行はれた

ることを思へば、其効果の偉大なりしこと知るべきなり。而して該組合は管に喪家に講銀を惠與するのみならず、組合員は擧つて葬儀を助けて哀悼の意を表し、喪家は家貧しきものも立派なる棺槨を得、遺憾なく死者を祭ることを得たり。當時土佐に於て火葬を營むものなきは勿論、桶棺を用ゆるを卑賤の甚しきものとなし、細民に至るまで今日の如き臥棺を用ゆるに至りしは、是れ他國人の甚だ異數とし、儒者の嘖々として賞揚せる所なり。明の朱舜水が安東守約に與へたる書、先哲叢談及燕居偶筆等皆此事を記載せざるはなし。是れ一に兼山が土葬令を嚴達したるより念佛講の普く行はるゝに至りし結果にして、現今の高知市内棺屋町は兼山が棺工を集め、其製作に従事せしめたるに始まり、今猶棺工の同町に住するもの少なしとせず。楠瀬大枝輯する所の「番袋」なる書に念佛講の起因を記して曰く、

高知城下に一荷商人日傭働を云ひて其日の煙も絶へ々々なる徒が、一町の中或は隣の町をも催して念佛講と云ふことを爲せり、其は後生願の爲には非ず、扱我土の臥棺は彼の後生桶の類に非ずして、最下品と雖も皆厚き板を用ひて、チキリメに造りたれば、チキリメは角々を三角形に組み合はせるものにて一切釘を用ひに於て稀に行はれ、偶には釘付のものありたる由なれど、その痛く、不便の郷村たるのみなりとぞ。直は貴くて、貧民共は事ある時俄に其費調ひ難ければ、豫め是

が不慮の備に爲すことなり、去れば念佛宗も題目宗も禪も眞言も打ち交りて、此講の度毎に錢を聊づゝ持集て此錢多くなる時、鍬、鶴嘴、鐵突等の土を穿つ具を調へ置き、講中に死喪の事あれば、見苦しからぬ程の棺を買ひ喪具を整ふ、而して凡そ賤民と雖も各自に墓地を山中に有し、穴も深く掘りて埋むることなれば、他より人夫を備へば、賃錢の多きに堪え難ければ、此講中は之が爲めに皆商ひ日備に出つるを止め、墓穴を掘り又柩をも、早き行く也、仕上げの法事と云ふ迄は、此講銀を以て辨ふと、なん、此講銀は死葬の事ある家には幾度にも取り、さらぬ家は人に施すのみにて取ることなし云々

今日英國を郷國として世界に普及し、近く我國に於ても遞信省郵便貯金局に於て創設を見んとせる簡易又は勞働保險と稱する小口生命保險英國に於て所謂インダストリアル、インシュランスが三百年前に方り土佐に於て廣く行はれたる念佛講と同一の組織の下にありし葬儀會と友愛組合より發達するに至りしことは、茲に附記するの要なしとせず、元來英國に於ては早く保險の發達を見たりと雖も、其組織は中流以上の人民を相手として少額の保險を引受けず、又保險料も月掛半月掛の如き便宜の方法をかりしを以て細民は之に加入するを得ざりき、然るに工業

の發達勞働者の増加するに従ひ彼等に對する生命保險の需要愈々切となりたれば、勞働者等は相率いて古より行はれつゝありし友愛組合及葬儀會に加入するに至れり、前者は會員の掛金又は寄付金を以て生命保險の給付する死亡及養老金を與ふる外疾病、廢疾、出產、火災、難船等に由る吊慰金を交付するを目的とせる一種の相互的救濟組合たり、後者は家族子女等を會員として一定の掛金を爲さしめ、其内死亡者のあるや會の積立金より葬式萬般の費用を給付せしものにて二者共に集金人を出して毎月又は半月位に掛金を徴收せり、即ち英國に於ける葬儀會は予が前節に於て述べたる土佐の念佛講と寸分の差なきものなるが、此友愛組合と葬儀會のみにては、到底細民保險の目的を完全に達せしむるを得ざるを以て、西曆千八百五十二年に至り國會の議に上り委員會を組織して右二者に就いて調査する所あり、遂に此組織を完備するが爲め、大規模にして且つ保險技術上の改良を加へたる新制度、即ちインダストリアル、インシュランスと稱する簡易生命保險を啓けり、兼山が英國の細民保險の前身たる葬儀會よりも、遂に古き時代に於て細民の爲め一種の類似保險を起さしめたることは、茲に特筆し置くの價なしとせず。

第十編 農政、林政及殖産政策

農業保護、耕地の整理、新田の開墾及一般殖産興業の施設は兼山が畢生の力を盡して、經營せし所にして其經濟政策中の骨子を爲せるものなれば、特に注意して記述すべきものあり、依つて予は次編に於て農業改善の爲め渠が施設したる大土木事業に關する記事を掲ぐることにし、本編に於ては主として農林及殖産に關する政策の一斑を記述せんとす。

第一章 農政及兵農制度の概要

農業立國の國是と其保護——兵農制度の復興——郷士の資格及採用法——郷士の待遇法及餘物の出現

農本主義を唯一の國是とし之を以て事業經營の大方針を立てたる兼山が農業の發展と進歩に最も力を注ぎたることは勿論なり、今渠が庶民に下したる政令を見るに過半は農業の改善を目的とせざるはなし、今其農政の一斑を見るに曰く全國内に不耗の耕地を無からしむる爲め、十分力を用ひて開墾を爲せ、新田には三年五

農業立國の國是と其保護

年乃至七年間租稅課役を免除せん、土地は深く耕して、春耕夏耨秋收冬麥序を失する勿れ、精勵力耕勤めて倦まざるものには賞を取らせん、怠惰放逸なるものには譴責と科料あり、邸宅の餘地田畑山野の空土にも夫々適當有用の稼植を爲して利殖を計れ、蠶桑の業を習得せるものは桑樹を植え、然らざるものは茶漆楮を栽培せよ、楮(和紙原料)は如何なる地にも生立ちよし、山掛又は弘屋敷を有するものは、杉檜桐松等を植ゑよ、杉苗の培養法を心得たるものをして、多量に作らしめて分配せしむべし、生長の後には山奉行見分の上賣買せしむべし、桑楮茶漆其他新に栽培するものは課役を免除すべし、木綿煙草菜種の如きは、之を散田に作れ、萬物種生の時期を違へず、耕作に従事し、月々の作業は必ず翌月五日を以て代官庄屋年寄立合の上相改め、我仕法式を守り功業の見るべきものには賞を與へ、然らざるものには過銀あり、又百姓の男子十六歳より必ず一定の田地を與へて之を耕作せしめ、十六歳以下のものは補助者たらしめ、漫りに遊惰の民を作る勿れ、無用にして財用とならざる草木は一切植ゆる勿れ、晏起するを休めよ、農品を市に商ひ其償を酒食に代ふること勿れ、又醉飽する勿れ、衣食住は質素を旨とし弊衣も決して耻づべきにあらず、分に

過ぐるは罪惡なり、食物も農時に精を用ひ他時は粗品雜炊を取れ、土木普請は農隙に營み、檢分の役人臨むも飯と一汁の外、決して酒肉を供する勿れ、令の執行を忽にするに於ては庄屋即ち科あり、是れ實に兼山が農民に下したる政令の一斑なるが、右の農政は灌溉溝渠及開墾拓殖上の大事業、略ぼ完成したる後に於て農民を督勵して其効果を收めしめんとして令したるものなり、(第十二編政令の章參照)

兼山が施設せし農政の上に於て最も卓越せるものは古の兵農制度即ち屯田兵制に一致せるものを復興して郷士制度を立て一は以て長曾我部氏の遺臣懷柔の策とし二は以て新田開墾事業に資し、三は以て一朝事ある日の爲めに十分なる兵力を得るの具に供せんとせし事是れなり。

昔し孔明の兵制を立つるや所謂屯田の法なるものあり、我國に於ても中古兵農の分離して武士なる一種の階級を生ずるまでは今日と同じく兵を農より取りたるも久しく此良制棄てられて武門武士なるもの世々之を職とするに至れり、然るに土佐に於ては戰國の世、長曾我部元親の軍國の政を執るや一領具足なる半農半兵

兵農制
の復
興

の武士を置けり、舊記には此事を記して曰く元親君の時は今と違ひ凡る田地を持てるものは皆侍としたるなり、兵を農より起す様の仕道なり、出家社人にても田を作れば兵を出す様に仕たるものなり、是を一領具足と云いて自分に鎌鍬を以て田地を作れども、具足一領用意して事起れば、いなや陣立することなり、云々

即ち彼等は元來少許の田地を領有し自ら耕やし自ら食めるの外、平日一の勤仕なく又儀式的社交界の束縛を受けず、超然として旦暮武を講じ膽を練るのみ、其農圃に出づるときと雖ども、必ず槍柄に甲一領を纏り、糧鞋を用意して隴上に樹て、耕作に従事し一旦事ありと聞けば、直に甲を着け槍を提げて出陣せり、然るに秦氏の滅亡と共に此制度久しく廢滅に皈したる所、機を視、理を察することの明敏なる兼山、以爲らく是れ兵を農に寓するの意にして純農に非らず、又純兵に非らず、所謂古の兵農制なり、以て治亂に備ふべく、以て産業に資すべく、以て恒なきの民をして産を得せしめて其統治を容易ならしむべしと、即ち正保元年(兼山就職九年)目、此輩を徵募して秀備の士を抜こと、一百人、苗字帶刀を許して士人に列せしめ、先づ鏡野の平野を分與し、農夫を召集して其開墾に當らしむ、功績月に年に擧り渠の豫期に合

せり。於是兼山は之を厚遇する爲め慶安二年正月十一日令達して年首初馭りの際は郭中の士輩と列して君前に於て騎射することを許さる、人以て非常の名譽となし、他日秦氏の遺臣中名乗り出づるもの多く、遂に一千人の多数に上れり、而して彼等は多く郷村に居住せしを以て、郷士と稱す、郷士録に曰く郷侍も御家中並に馭初(今日の觀兵式の如きもの)相勤候様にと俄に被仰渡候、此時馭候者五十騎斗有之候云々とあり、彼等に取りて何よりも榮譽にてありたるなり。

郷士の資格及採用法

秦氏全盛の時代に方りては右郷士格に列せし武士約一萬人あり以て一大勢力を爲したるも、其制度の廢せられしと共に彼等は鬱勃たる氣魄を懷き滿々たる不平を以て郷村に蟠屈せしも時としては新政府に抗せんとするありたるもの、如し、即ち藩祖一豊公入國の當時に於ては之に備ふること極めて嚴重にして公が高知城を築きし時の如きは公自ら野中玄蕃、山内備後、市川大炊、相原半右衛門、乾七郎左衛門等の勇士と同一の武裝を爲して浦戸より高知に通ひ、其何れが公たるやを知るを得ざらしめたりと、當時之を呼ぶに六人衆の名を以てせり、依是觀之秦氏の遺

臣が初め禍心を抱藏せしことを知るに足らん、兼山は即ち是等不平の徒を慰撫し其失落を深く哀み右の如く郷士制度を復興するに至りたるものにて、渠は最初秦氏の遺臣中名家の子孫を此格に撰拔せり、而して拔擢の方法は先づ其家の系圖と武功とを檢して秦氏の感狀を帶するを條件とせるも、當時名聲の最も高く家柄の大に優れたるものに至つては單に申出でたるのみにて郷士の列に加へたるもの、如し、秦山翁の筆に成る谷氏族譜に依れば三世谷神右衛門證明せば何等の檢尋なく直に郷士に列せられたることを記せり、曰く

三世亦稱神右衛門、初名神七郎、天正十六年戊子生、以倜儻俠氣聞、嗜碁局、好謠曲、惠恤貧弱、孤獨、鄉里推爲長者、時國老野中氏舉秦氏遺黎、以爲郷士、然徵索譜系、檢尋武功、非帶秦氏感狀、不許與焉、唯三世以一言保明、則不復問其文書之存亡、其知乎當時、如斯云々、(秦山集第四十九卷譜編)

斯の如くして兼山が郷士を土着の士人より抜きたるは前記三理由の外に於て他日此階級より有爲の人才を登用せんとしたるものにて大海集の記する所に依れ

ば郷侍も其筋の人柄を以て御馬廻組に被指入筈云々とあり、即ち渠は郷士の爲め異常なる昇格の途を開き其所領も新田の開墾又は買入に依りて二百五十石まで有することを許せり、斯の如き厚遇法と昇進の途とを開きたれば、爾來郷士を志望するもの陸續増加し皆一定の田地開墾を條件として其取立を出願せり、今其願書の一例を示さん、に左の如し。

△申上る御事(郷士出願書)

西峰本地の下より大道の西本畝限

一、散田二町餘 槇の山の内仙頭村

磯谷の奥本地詰にて

一、散田一町餘 同上

右の通見立申候間、郷侍に被召抱被下候は、開發仕度奉存候間、此段被仰上可被下候以上

寛文元年七月廿三日

田所又兵衛殿

小松半之進

△右許可狀(兼山の裏書指令書)

表書之通、昌三町餘領地に遣候間、可令開發候、若先望又は所より申分有之候は、可申來候、三ヶ年過候迄、不令開發候は、外より望次第可遣者也

寛文元年丑八月六日

野 伯 者

小松半之進の

即ち渠は一定の條件付にて郷士採用の許可を與へて開墾を奨励せしかば、一方に於て兵制上新勢力を得ると共に他の一方に於て殖産興業就中農業發展の爲め偉功を奏せしむるに至れり。此制度は兼山の退隱後も繼續し藩主よりは寛大の措置と相當の待遇とを受けて郷士の繁昌を見るに至りしも、後ちには最初の如く兵を農に寓するの本旨を失ひ、其格も次第に士分より大に低きものとなり、又金錢を以て郷士株を賣買するが如き弊を生じたる事なすとせざるも、維新前後に當りて此格より天下有爲の人士を出し土佐の勤王黨に大勢力を加へたることを忘るべからず、即ち坂本龍馬の如きは其最も傑出せるものなり、猶土方伯爵の祖先の如きも、一旦土佐を致仕して退きし後再び來住して兼山の時代に郷士となりたることありとは伯の親しく著者に語られたる所、又財界の傑物故岩崎彌太郎も安藝郡井ノ口の郷士より出でたるもの也。

第二章 林政、輪伐法及保護林設定

林政一斑及殖林獎勵——輪伐法及保護林設定——偉人退職後の森林荒廢

林政一斑
殖林獎勵

當時土佐の國產として大阪及江戸に廻船するもの、内に於て最も重要な位置を占めしものは木材及薪炭類なり。兼山は早くも其藩の爲め一大財源たることを認め茲に山林の荒廢を防ぎ以て財源を涸竭せざらしめんが爲め、不涸永遠の方法を設け大に其伐採に干涉を加へ且つ殖林を保護せり、而して渠の林政は其骨子を小倉少助の献策たる輪伐法に置き、養父直繼が之を以て財政整理の用に供せしが如く、渠も亦之を主要財源とせり。然れども渠の定めたる林政は少助の政策よりも、猶一步を進めて木材薪炭の輸出に制限(前編に詳説)を置き、亦同時に國民をして殖林に力を致さしめたり、即ち寛文二年十二月の令に曰く

山掛又弘屋敷所持の者は杉檜桐松木によらず植ゑ可申、杉苗はふせ付たる者又は出家なごに功者有之候間、遂吟味在々に過分ふせさせ、令配分植させ可申候、屋具にも遣可被申時分は、山奉行見分之上を以て賣買可申附事。

云々とありたるに依るも、其森林獎勵の一端を知るに足るべし。猶渠は所々在々の共有に係り、肥料草採取の入合山たる野山を焼くことを禁せり、是れ畢竟するに其

爲め他の山林を延焼し、且つ其荒廢を招く基たれば、之を防止するの意に出でたるや明白なり。

輪伐法
及保護
林設定

而して兼山の定めたる輪伐法には二種あり、即ち杉、檜、松等の用材林に向つては、少助の献策を襲奪して五六十の長期に亘る輪伐法を取りたると共に、薪炭用の雑木林に向つては十五年若くは二十年の短期輪伐法を用ひたり、蓋し用材は少なくとも五六十を経れば、其用を爲さざるも、薪炭は十五年乃至二十年にして新樹を得べければなり。此主旨よりして渠は一定の地域を限り、年々の伐採區域を許し、其切り跡には新樹を栽培せしめ、一定年限の來ると共に再び之を伐採せしむる方法を取り、今日進歩せる林業に於て専ら行はれつゝある、ローテーションの方法を夙に實行せり。即ち兼山は斯の如くして用材林の荒廢を防止したるのみならず、猶保護林を設置して水源地の保護及流水調理の用に供し、且つ氣候の激變と洪水汎濫の害を除却するの具たらしめ、猶進んでは防風、防砂、防霜及魚族繁殖等の爲めにも、河海沿岸の森林を保護し、所謂留山制度なるものを立てたり。夫の河川の沿岸及

二百二十二
水源地の左右五十間以内の樹木伐採を嚴禁せしが如き、蓋し其一例なり、思ふに兼山の如きは三百年前に於て早くも現時の學者に依つて唱道せられつゝある森林の經營法を實施して林政を確立したるのみならず、之を以て主要財源に供せしと共に、森林が治水、水利、農業及水産事業等に重大なる關係を有することを觀破し、以て之に應ずるの策を取りたり、此の如き施設は今日の爲政家すら漸く近來に至りて其必要を認めたる所なり、思ふて是に至らば渠の如きは林政上に於ても亦一大先覺者と謂ふべし。

斯る林政を施行して森林の荒廢を防ぎたれば兼山の政法を執りし時代に於ては、各地の山林能く繁茂して、管に財源の涸れざりしのみならず、其黒緑は以て海魚を招致し、能く流水を調理し、水源の涸渴を防ぎ、洪水の害を除き、防砂防風上著大の効を奏し、且つ風致を存せり、然るに渠一旦貶せられて、退きたる後、保護干涉の政法に代ふるに、自由放任の政令施さるゝや、國民は恰も籠鳥の放たれたるが如く、何れも目前の偷安と利益とに眩惑して無謀の森林伐採を始め、各港の船舶は二千四百

餘艘に激増し、争つて木材輸出の利を追ひたれば、忽ちにして滿山禿禿となり、殆んど伐るべきの山も採るべきの林もなきに至り、財源、用材、燃料の涸渴は勿論、水利氣候、魚漁等にまで多大の悪影響を及ぼし、曩に船舶を増加せし水主等は通商の便を失ひ、兼山が貶せられたる年より七十有餘年を経たる元文年間には、東西各港の船舶は二百艘の少數となれりとぞ、此の如く山林の荒廢極度に達せしかば、其後大御定目を立て、山林大要之定、八ヶ條、留山制度及山方定、保護林及官林に関する法令十二ヶ條、山背法者支配森林法、違背者の處罰令五ヶ條を始めとし、竹藪之定、支配山預り山定等の法律を漸次發布して、森林の荒廢を防止するに至れり、土佐の地に於て今猶山林伐採上に方切なる言葉あり、其意味は、山主が一定の地域を限りて雜木林を立木の儘賣却するとき、用ゆ、蓋し此方切なる語は兼山が東西の船舶を限り、其隻數に應じて山林の伐採を許せし際、年々の輪伐區を限定し、所謂方切りを許せしに始まれるもの歟。

第三章 開墾事業及新町の創設

開墾事業一斑——山田野地及野市開墾——後免町の創設——山田野地町の創設——新川町の創設

開墾事業一斑

山田野地及野市開墾

兼山は予が次編に於て説述するが如く、物部川及仁淀川其他河川を堰壅して數十條の大小溝流を疏通したるが、其目的は主として新田の開墾を爲し、不耗の地を拓殖せんとするにあり。即ち香美郡に於ては從來灌漑の便を得ざりし爲め耕地となすを得ざりし野市及鏡野の二大平野を開き、又長岡郡の主要米作地を潤ふし猶同郡本山附近に於ては山間僻邑の地をして能く殷富を致さしめ、吾川郡の弘岡、高岡郡の高岡及幡多郡の渡川並に牛背川附近に於ては治水及灌漑に依つて莫大の良田を得るに至れり。就中開墾事業史に於て特記すべきは物部川東岸の下流に於ける野市及西岸にある山田野地の開墾事業なり。即ち兼山は物部川より分水せる溝流及河川の成るに従つて正保年間以來其流域に方れる地方の開墾を命じて漸次新田を開けり。夫の秦氏の遺臣名族を集め之を郷士に列せしめて茲に古の兵農制度を復興したるは即ち右二大平野を開拓せし時にして、兼山は彼等に一定の地域

を與へ農夫を使役して事に當らしめたり。此の如くして渠が野市に於て開拓せし地積は水田五百二十六町八反、畑地八十七町二反餘、鏡野に於ても亦數百町歩の新田を得たり。正保元年地名を山田野地と改稱して今日に及べり。

後免町の創設

右の如く一方に於ては幾多の溝渠成り又開墾事業の進捗するあり、他の一方に於ては移住人民の増加に伴つて、土地大に繁昌を告げんとするものありたれば、渠は茲に貨物集散の利便を計る爲め、都市建設の必要なることを認め、長岡郡中にありて四通八達の便と且つは船入川舟航の最も自由なる地點を相し、一の新市街を創設せり。而して渠は其新市街に町民及職人を移住せしめ、以て商業の繁榮を計る手段として、課役租税を免除し、且つ邸宅に供すべき地面を與ふる外、猶各種の特權を與へければ、當時其新市街を御免町と稱するに至れり。蓋し是れ一切の租賦課役を免除したる爲め、斯く稱せし者ならんも、今は後免町と稱するに至れり。承應元年此町の成る時、仕置役小倉少助同政實及片岡平次が兼山の旨を奉じて、福留五郎右衛門なるものに與へし特許狀には左の如きものありたり。

- 一 稻吉村新町取立之儀、其方に申付候間、隨分家數等令出來新町に成立候様に、才覺可被致候。
- 一 新町へ出候もの一人前に、居屋敷二十五代宛永代無年貢に可遣候事。
- 一 諸賣買物野市並に永代令免許事。
- 一 百姓並の諸公事役永代令免許事。
- 一 味噌麴は不苦候間、少づゝ室入可申事。
- 一 紺屋鍛冶大工樽屋、今迄は御國役帳に不入候かげのもの罷出候者、御國役令免許候、但其頭奉行人に相尋帳面に入候分は、出(三字不明)候間、舖に付、鍛冶大工樽屋者御急用の時、似合の役可仕事。
- 右定所相違有之間、舖者也。

山田野
地町の
創設

右稻吉村の取立てられて新町となりし後、約六年を經、山田野地の開拓略ぼ完成するに至りたれば、香美郡中物部川の流域に沿ふて貨物の集散地なる山田野地に地を相して新市街の建設を計り、萬治元年を以て西町三町、同二年東町六町を打ち立て、茲に新町となり、舊名に依り山田野地町と稱せり。今日の山田町即ち是れなり。香美郡村誌に依れば、兼山が最初此町を創設せし時、用水の不便なりし爲め、更に移住

新川町
の創設

民なかりしを以て井戸を掘りて用水を供給するに當り、忽ち來住者を増加して新市街の繁昌を見るに至れりと云ふ。

猶兼山は木材市場として吾川郡に新川町を創設せり。最初弘岡堰の成らざる前に於ては仁淀川上流地方に於ける木材の集散地は同川の川口に當れる高岡郡の新居なりしも、弘岡堰成りて八田川の通するや、筏越を設けずして同地より新川を經直に浦戸に回航せしめられたれば、新居は忽ち其位置を失ふに至りたり。於是兼山は弘岡井筋に當れる吾川郡森山村の一要地を選んで、茲に一の新市街を創設し、新居の材木商を移して木材賣買の特權を與ふるに至れり。是れ即ち今日の新川なりとす。

第四章 殖産興業上の施設及獎勵

産業保護獎勵の一斑——製造工業上の施設

殖産興業と致富生財は兼山の政治及經濟政策を通貫せる生命なり。されば其河川を開き溝渠を穿ち、港灣堤防を修めしが如き、荒を開き、蕪を耕やしたるが如き、有用利殖の木材草根禽蟲魚蝦を植え、工藝技術を輸入せしが如き、一として此主旨に出でざるは無し。其桑を植え蠶を養ひ、漆茶楮を植えて漆器、製茶及製紙を獎勵し、麻、木

産業保護
獎勵の一
斑

綿煙草及染草の栽培を勸め柿蜜柑の接ぎ穂及杉苗を分與して其普及を計り、杉檜桐松等の殖林を奨勵し、且つ相當の保護助成を爲せるが如き皆然りとす。而して渠が如何に殖産興業を奨勵することに急なりしかは、夫の「トクサ」及「イヌキリ」を發見せしものに、左の如き書狀と共に銀子十一枚を與へて其功を賞せし一事に徴して明白なり。

一筆申候仍其方心掛を以て「イヌキリ」并「トクサ」見付注進仕令満足候、右爲褒美銀子十一枚遣候重て何に由らず御爲可然儀、見付候は「注進可仕候、次に「トクサ」見付候者に右「トクサ」の内三ヶ一は見付候者、時分を勘へ毎年かり取賣買可仕候、残る三ヶ二は在所中の者に甲乙なく分ち遣し可申候不宣。

萬治三年子八月十二日

柳瀬左次右衛門殿

野 伯 著

此他猶渠は一般の布令を以て事業に精勵なるものを勸賞し、開墾拓殖を保護して至らざるなかりしは勿論、猶渠は單純なる保護奨勵のみを以て足れりとせず、自ら進んで各種の事業を創始して摸範を垂るゝと共に、民をして之に習はしめ、又國家永遠の資財富源となるべき幾多の業を植えたり、即ち渠の逸話として最も人口に膾炙せる蛤舟を江戸より回航し、郷人を垂涎せしめながら之れ卿等に饋するのみ

ならず、卿等の子孫をも飽かしむる所以なりとて、浦戸港内に放殖せしが如き又蜜蜂を紀州より取寄せの途中、野根山に於て送夫が誤つて放逸せしことを聞き元來國中に放つものなれば可なりとて咎めざりしが如き生財利殖の爲めに施設せし事業は擧げて數ふべからず。

兼山の時代に於て陶器製造業は未だ大に見るべきものなく従つて日用の陶器を得ることも容易の事にあらざりし、就中諸事未開の状態を脱せざりし土佐人の如きは、全く陶器を焼くことを知らざりしかば、渠は承應二年攝州高津の陶工久野正伯を招聘して其製造を創始せしめたり、即ち工場を高知城北尾戸に建造し、公私日用の雜器を始め、茶器等を造らしめたり。正伯特に茶器の技に長じれば、其製品は大に時人の翫賞を博したりとぞ。土を能茶山に、藥料を蒔野山に取り、山崎平内森田久右衛門等をして其技を習得せしめ、相傳へて後世に遺せり。今日の能茶山製陶場は後日其法を他に學びたる所なきに非ずと雖も、其元は兼山創始の遺法を繼ぎたるものなり。

又當時土佐人は椎茸を産出することを知らず。於是兼山は萬治年間該法に通達せるものを他國より雇用し以て其法を傳へしめ、東西の山林より之に適應せる樹木を伐採して椎茸を産出せしめ、之に依つて得る所甚だ大なりき。又柳瀬の庄屋始めて産出せし松茸を兼山に呈するや、渠れ之に返信して採取期に就て左の如き注意を與へたり

其元にて始めて出來申由にて松茸持せ越し則差上候、始めて出來申故其元のもの取時分不存やらん、前方に取候と相見候故に、其能時分は莖の立延候て、上の開き過ぎざる時が能候、重ては左様に相心得莖の立延びたるが宛にて持せ可越候、立延不申ば追々立延候時もたせ可差越候 不宣

八月廿五日

主

計

ヤナイセ庄屋左次右衛門カタへ

猶渠は寛文元年絹織工を招聘して其技を移入し、谷太郎右衛門其子甚太夫をして之を督せしめ、猶寛文年間稱名寺を潮江(高知城南)に建つるに方り、樅材を用ゐて其

用途を一般に指教し、又チシヤ(水名)の種子を求めて之を郷内に播種し、其幹を用材とし、其葉を桑樹に代用して養蠶の料と爲し、又香美郡韭生郷に於て朱土を採り其移出を試みたることあり、且つ或傳説に依れば長岡郡豊永の川に砂金を採取し、銀を本川の小麦畑(地名)に試みたるも、共に收支相償はざりしかば廢棄せりとぞ。

第五章 水産事業の保護及獎勵

土佐捕鯨組織の嚆矢——魚介繁殖上の施設

土佐は水産事業に於て全國中屈指の邦國として其年々の産出高莫大の額に上りて一大富源を爲せるが、其素地を作りたるものは實に是れ兼山の保護獎勵に依れり。今其一斑を左に叙述せん、土佐の一大偉觀として他邦にまで喧傳せられたる壯烈の特技即ち捕鯨術と其組織は兼山に依つて起されたり。元來鯨の大なるものに至つては數十尋の長さを有して漁舟を覆没するの怪力を備ふるを以て、多乗協力漁獵法に依らずんば捕獲するを得ず、即ち之を捕ふる爲めには大なる捕鯨組織を要するも兼山の時代までは僅に偶然の機會を得て捕獲したるの外、未だ職として之に従事したるものなく、從て其組織の見るべきもの更になかりき、然るに渠

が奉行職に就きたる後ち尾州浪人尾池義左衛門より其法を得るや、直に之を採用して相當の保護獎勵を加へ以て其發達を計り、捕鯨組織の基礎を確立せり。今其由來を記せんに、初め尾張の浪人尾池義左衛門なる者あり、土佐に來住して兼山に侍る渠其才の用ゆべきを知り、拔擢して安藝郡の代官を勤めしむ。義左衛門亦兼山を徳とし、其恩に酬ぬんとするの意あり、而して渠れ海濱にありて、常に鯨鯢の群を爲して出沒することを發見するも、土地の漁民之を捕獲するの術を知らざること、思ひ、即ち使を郷國に派し、捕鯨の術を習修せるものを招致す、暫くして彼の近族以下其術に長せるもの數名、鯨船六隻を率いて到る、依つて義左衛門之を藩府に献納せんことを請ふて允さる。於是兼山諸所の山上に望魚臺を設け、鯨魚の通路を見分し、漁夫を督して捕鯨に従事せしめ、忽ち十三頭を得たり。當時幡多郡佐賀浦沖及安藝郡の沖を捕鯨の主要地とせり。此評判近隣各國に響き渡りたれば、紀伊及西國の漁民來住して益々殷盛となり、遂に土藩捕鯨組織の基礎を立て、後には其術を他國に傳播せしむるに至れり。

魚介繁殖
施設の繁

古は土佐の河海に於て鯉、鯰、白魚、鰻、鱈、源五郎鮒及蛤蜊等を産せず、今日其有利の魚族となれるは悉く兼山の他邦より移植せる所なりと云ひ傳へらる。即ち明暦元年乙未には江戸の歸途大阪に於て鯉魚一萬尾を舶載し來りて之を國內の沼川に放つて其繁殖を計り、又吸江灣中今日白魚を産して人其美味を賞しつゝあるは渠が明暦年中移植せし所なりと稱せらる。吉野川の鰻魚及鱈は一の名物なるが是れ亦渠が伊勢の宮川より移せる所に係り、高知城南神田川の源五郎鮒は近江の琵琶湖より移せる所、浦戸港内の蛤蜊は渠が江戸より齎らし歸りて放ちし時より繁殖せりと云ふ。是等の口碑傳説たるや悉く信を措くに足らずと雖も、渠が水産事業の爲めに深く意を用ひしことの一端を窺ふに足るなり。

而して渠は此の如く水族の移植に力を注ぎしと共に他面に於て魚族の繁殖を計り、又之を招致する爲め海濱の山林伐採を禁止、殖林を奨励して所謂養魚若くは魚附林とも稱すべき山林の繁茂を計り、猶進んでは潮流急にして飼養の藻草を生ぜざる浦戸港外に魚附の岩礁を作り以て水族の繁殖を計る等、其施設經營到れり盡せる者あり。今日土佐が水産國として名を爲すに至りたる、決して偶然に非ず。

第十一編(甲) 疏水、開墾及築港事業

第一章 偉大なる土木事業概説

浩幹なる土木事業史——土木事業史の材料——四大開墾地の疏水事業概説

古今恐くは野中兼山の如く、土木事業に熱中し、全國民の力を擧げて、之に傾注せしめたるもの非ざるべし。而かも其遺業や、悉く是れ、國利民福と利用厚生とを計る爲めの施設ならざるはなし、即ち換言すれば、其偉大なる土木事業は、一として産を殖へ、業を興すを目的とせざるはなく、渠の政柄を取ると、二十有七年間の歴史は、尨大なる土木事業史を爲せり。就中不毛の地を開墾し、溝渠疏水の便なきの地を鑿裂して運河を通じ、溝流を設け、舟楫灌溉の便を開きたる大事業の如きは、正に特筆大書するの價あり。彼の物部川を堰壅せる山田及野市上下の三堰、之より疏水せる上井中井、船入、父養寺、野市上井及下井の六大幹川並に其支流、仁淀川を堰壅せる弘岡鎌田の二堰、之より疏水せる八田鎌田の二幹川及其支流、吉野川及渡川の支流より疏水せる幾多の溝渠、幡多郡坂の下及土佐郡森川の巉巖絶壁を鑿裂せる堀割事業の

浩幹なる土木事業史

如き、何れも三百年後の今日迄、遺礎牢々として更に舊態を改めず、之に依つて舟楫の便を得、之に依つて幾千町歩の水田を灌溉することを得、又水害の災を除き、其民生を利し、其産を殖することの如何に大なるやは、殆んど測るべからざるものあり。今夫れ渠の開鑿したる土佐四大川其他より疏水せる溝流及運河の延長を見るに、左の如く三十有四里六丁餘の長きに上り、之に依つて増加したる耕田五千三百餘町歩の多きに達せり。今猶土佐人は勿論、全國の識者が野中兼山を以て土木神の化身と爲し、嘖々其名を傳ふる所以敢て怪むに足らざるなり。

本川名	溝流數	延長里程	灌溉耕田
物部川疏通の溝渠及河川	七	一、一七五二	二、三七二六
吉野川疏通の溝渠	九	七〇二〇	一、三八二八
仁淀川疏通の溝渠及河川	八	一、二〇二五	一、五四九四
渡川及牛背川疏通の溝渠	六	三、一九一九	▲一、三〇八四
合計	三〇	三、四〇六一	五、三六八七

備考 本表は幹流及幹流に準すべき大支流の延長なれば、之に縦横東西に疏水せる小溝流を加ふれば、其延長は一層増加せん。▲印の内には悪水排除に依つて得たる耕田を含めり。

而して兼山は右の如く溝渠河川の開鑿及耕田の開墾に、辛辣の手腕を奮ひしと共に他の一方に於て港灣の設備及築堤等の土木事業にも多大の注意を拂ひ航運の利便を計れり。即ち就職十五年目の慶安三年を以て先づ香美郡手結港の開鑿を試み同時に安藝郡津呂(舊名室戸)港の開鑿に従事したるも完成するに至らず、其後承應元年を以て、手結港の本工事に着手して之を竣工し、後ち寛文元年に至りて、再び津呂港の開鑿に従事して、同年三月廿八日工事を終り、更に同年四月を以て津呂港の隣接地點に新港を開く計畫を立て、工を起し、且つ高知城入津の地たる浦戸港の修築を爲し、幡多郡柏島港を改修して、舟船の停泊及捕魚の便に供せり。

惟ふに兼山の兼山たる所以を十分に發揮して、渠の政治及經濟上の功績を深く知らんとせば、少くとも土木事業史の一端を述べざるを得ず。明治十八年、時の高知縣令、兼山の偉業史煙滅せんことを憂ひ、且つは其治術の一助に供せんが爲め、一定の標準を定め各郡衙に令して兼山が遂行せし、土木事業の遺蹟を實地に調査せしめ、併せて其舊記録を蒐集し、又口碑傳説を輯せしむ。一たび之を繕けば港灣、溝渠、河川、

土木事業史の材料

堰閘、堀割、堤樋に至るまで其基礎、構造、計畫、廣狹、深淺、長短及灌溉地域等を詳かにすることを得るなり。然れども該調査も二十有餘年前のこととて多少不備の點なしとせず、依て主要土地に關するものをば、各關係郡町村に依頼して報告を徴し、又は其地方出身者の助言を求めて幾分訂正を加へたる點ありと雖も、猶出版時日の切迫せし爲め報告を得るの遑なく舊調査を其儘採用したるもの多し。されば本編の里程其他に於て多少不備の點あるやも保せず、是等に關して後日正確なる調査を得るに従ひ訂正増補するの期あるべし。

兼山が新田の開墾と灌溉、疏水並に交通運輸の便を増進する目的を以て、施設せし土木事業に規模の最大なるもの四あり、其一は土阿兩國の國境より南流して、香美郡の中部を貫き太平洋に注げる、土佐四大川の一たる物部川を堰壅して、香長二郡の平野に疏水し、二萬餘石の耕地に灌溉の利を與へ、併せて舟楫交通の便を開きたるものなり。其二は所謂四國三郎の稱ある吉野川上流の支川を、各地に堰壅して土佐及長岡兩郡北部の開墾に従事したるものなり。其三は源を伊豫に發し、土佐に入

四大開墾地之概説

つて吾川高岡兩郡の境を流れ、國中第一の長流たる仁淀川を堰き、吾高二郡の平野に注ぎて舟楫交通の便に供せし者なり、其の規模の宏大なること、工事の偉大なること、香長二郡に於ける施設と伯仲の間にあり、其四は土佐第一の巨流たる渡川の支流及土佐の最西端にある牛背川の支川を堰壅し、同河流域の拓殖を計りたるもの是れなり、以下章を分つて概説せん。

第二章 物部川流域の疏水及開墾事業

物部川流域の疏水開拓概要——三大堰及六大開の構造規模——六大幹流の流域及灌溉耕田——西岸の三大流——三大流の水盛と改修の失敗

元來土佐の地は山岳重々して平野に乏しく、兼山就職以前に於ける藩府の収入の如きは、寧ろ其祿高に比して實收甚だ少なきものありたりと、而して今日土佐の主
要米産地として最も殷富を致せる香長二郡に於ける平野は、正に土佐の關東八州とも稱すべき沃野なりしにも拘らず、當時之に灌溉の便を開く非ざりしかば、久しく不耗の地に委せられたり、兼山の利用厚生と殖産興業に熱心なる、曷んぞ斯る遺利を拾はざるあらんや、即ち就任早々此大原野を開拓するの計畫を立て、先づ其豫

物部川
流域の
疏水開
拓概要

備工事として莫大なる國費國役を以て、物部川の上流より香長二郡の沃野に向つて溝流河川を開鑿し、灌溉の便を得せしむるの計畫を立てたり、即ち渠は如上の目的を以て物部川を堰壅すること三ヶ所、之に依りて水流を東西に疏通せり、最上にあるを山田堰と云ひ、東岸に父養寺井を派し、西岸に上井、中井、舟入の三川を通ず、中間にあるを野市上井堰と云ひ、最下にあるを野市下井堰と云ふ、共に各一流を東岸に派す、前者を野市上井川、後者を野市下井川と云ふ、今各川の延長及灌溉地の面積を表示せん、左の如し。

溝流名	目的	幹流延長	灌溉耕田
父養寺井	灌溉専用	一〇一〇〇〇	四二〇〇〇
上井川	同上	一〇七〇〇〇	一二六・七・六
中井川	灌溉舟楫用	二一九〇〇〇	四三四・六・五
船入川	同上	二二四・四〇〇	一〇一〇九・二・三
大津川(船入川の下流)	舟楫専用	一〇一九・一二	四六〇〇〇〇
野市上井川	灌溉専用	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
同 下井川	同上	一〇一〇〇〇	二〇〇〇〇〇
合計	七流	一一一七・五二	二二二七・二・六・四

備考 物部川流域に於ける六大溝流の正確なる里程を得る能はず暫く舊時の調査を製套するの已を得ざるに至りたるが中には蓄里程即ち五十丁一里を採用せるもの非ずやと思はる節なきに非ず、猶一二地方より里程概算の報告ありたれば、参考の爲め之を附記せんに父養寺井一里二十餘丁、船入川三里十餘丁、大津川約一里とあり、多少前記の誤と異なるを以て後日精數を得たる上にて訂正すべし。

即ち渠が物部川より疏水せる溝流及河川は延長十一里十七丁餘に上り、之に依つて給水せる耕田二千三百七十二町歩併せて舟楫交通の便を供せり。今是等の河川が何年頃に竣成せしかを見るに、山田の中井川は最も早く着手せし者と見へ、渠就職の四年目即ち寛永十六年を以て竣工し是れより萬治三年に亘る間に山田上井野市上井以上正保二年に成る、父養寺明暦元年に成る、船入及山田中井以上萬治元年に成るの諸川を開鑿し越えて寛文四年に野市下井川の開鑿を終れり、而して兼山は此等の疏水工事成るに従つて、之より數十條の支川支流を引き、香美郡に於ては野市及鏡野、後ちに山田野地と稱する二大平野を開きて莫大の新田を得、長岡郡に於ては西野地、後免、篠原、大埴、田村、改田、介良等に亘りて、其灌漑の利を興へたること非常なるものあり、其功績の如何に大なるかは船入川のみ灌漑に依つて耕田千百九町歩を得、其潤す所香長二郡を合して一萬九千三百餘石に上り、之が爲め其

三大堰
及六大
開の規
造模

地方の大繁昌を來し、新に後免町の打ち立てられたるに依つて明瞭せん

兼山が物部川を壅して分派せる六大幹流の取入口に於ける堰開の結構及規模を叙述せんに、渠が山田野市上下の三堰を築く爲め、松材十一萬五千餘本、石材三千六百九十坪を使用せしに徴するも、其規模の如何に大なるかを想像し得ると共に、此等の堰開が幾百回の大洪水に逢ひながら今猶儼然として舊態を改めざるに依るも亦以て其結構の如何に堅牢なるかを知るに足る。今其堰堤の構造位置を記せんに左の如し。

- (一)山田堰 物部川を香美郡片地村字神母の木より、西方の小田島字「コチイ」に向つて堰壅す、其長百八十間、高一間内外、幅六間、結構材料松大小合して四萬二千八百本、石材大石のみにて千百十坪なり。
- (二)野市上井堰 同川を同郡片地村字町田小字高樋より、西北同村平木の戸に向つて堰壅す、長百六十間、幅八間、高一間、結構材料松大小合して三萬六千八百五十本、石材大石のみにて千八百坪なり。
- (三)野市下井堰 同川を同郡佐古村字西佐古小字上島より、西北に向ひ堰壅す、長

百五十間、幅八間、高一間、結構松材大小合して三萬六千本、石材大石のみにて千五百坪なり。

更に右三大堰より疏水せる六大幹流の閘門即ち取入口の規模及構造を畧記せんに左の如し。

- (一)父養寺閘 父養寺井の水門、香美郡片地村神母の木にあり、高四尺、幅一間、長九尺、大石の構造也。
- (二)上井閘 上井川の水門、同郡大楠植村字楠目小字井の口にあり、高一間半、幅一間、長二間半、構造大石及大木を用ゆ。
- (三)中井閘 中井川の水門、同郡大楠植村字楠目小字井の口にありて四間あり、大なるは高一間、幅一間、長六間、構造石材を用ゐ、兩側岩石を築き巨石を其上に架し、且つ土砂を以て掩ひ洪水の浸溢を防げり。
- (四)船入閘 船入川の水門、同郡片地村小田島にあり、其高四尺、幅九尺、長九間、構造大石及木材を用ゆ、船入中井兩閘の間を連ぬる爲めに、長サ三十三間、高五間、馬踏一間、堤敷八間、根堅め大石を以てせる堤あり、世之を船入の閘堤と稱す。
- (五)野市上井閘 野市上井川の水門、同上字片地村町田の高樋にあり、高五尺、幅九尺、長六間、構造大石及木材を用ゆ。
- (六)野市下井閘 野市下井川の水門、同郡佐古村字西佐古の上島にあり、高五尺、幅九尺、長六間、構造に大石及木材を用ゆ。

六大幹流の流域及灌漑田

予は既に物部川堰壅の地點に於ける堰堤及閘門の概要を盡したれば之より疏水せる六大幹流の流域及灌漑耕田を述べんに、同川を東方香美郡の沃野に疏水せるもの三流あり、即ち父養寺、野市上井及同下井川是なり。

(一)父養寺井(一名上井) 明暦元年を以て成る、山田堰父養寺閘より本流物部川を南方に分派し、神母いづの木より西佐古父養寺等を経母代寺大谷等に疏水す。深所三尺、淺所一尺、廣九尺、緩流にして延長一里十丁、養ふ所の耕田四十二町餘步、本溝は正徳四年河床の變化に依りて流水乾涸せしも、文政年間より河床の自然的變化に依りて再び流水するに至りて今日に及べりと云ふ。

(二)野市上井川 正保二年を以て竣工す、野市上井閘より物部川を東方に分派し、西佐古父養寺等を経て野市に入り、耕田約四百六十餘町步に養水を給す。深所四尺、淺所二尺、廣三間、緩流にして水域一里なり。

(三)野市下井川 野中氏改替の年即ち寛文四年に成る、野市下井閘より物部川を東方に分派し、西佐古父養寺深淵を経て野市に入り、耕田約二百町步の養水に供す。深所三尺、淺所二尺、廣二間、緩流にして水域一里十丁なり、以上三流は舟

筏不通にして純然たる灌溉用の溝流なり。

次に物部川を西岸に分派せるものは上井、中井及船入の三大溝流にして、上井川を除く外は何れも香美郡の各地を穿流して長岡郡に入り、其規模又他の諸流に比すれば最も壯大にして、嘗に灌溉のみならず、舟楫交通の便に供し、物部川上流地方即ち横山、韭生等の産物を始め山田、後免附近の物資を高知城街に出し、又必要品を取る爲め唯一の運輸機關たり。

(一)上井川 正保二年を以て成る、山田堰上井開より本流物部川を西方に分派して楠目より山田野地中須に至り分流して中野に注ぎ山田、山田野地、中野各地の耕田百二十六町七反六畝の養水に給す、深所六尺、淺所三尺、廣所三間半、狹所二間の緩流にして延長一里七丁なり。

(二)中井川 寛永十六年成る、山田堰中井開に於て物部川を西方に分派し、香美郡山田、山田野地、中野等を経て、長岡郡西野地に入り、西流して、篠原に至り、船入川に合す、支流各方面に分派し、香美郡に於て耕田九十町一反、長岡郡に於て三百四十四町五反四畝二十六歩を潤す、深所五尺、淺所三尺、廣所五間、狹所二間、緩流にして香美郡を流るゝこと一里八丁、長岡郡を流るゝ事一里十一丁、水清ふして舟楫の便を供す。

(三)船入川 萬治元年成る、山田堰船入開に於て物部川を西方に分派し、西南に流る、香美郡楠目、山田、中野、松本、包末の諸地を過ぎて長岡郡野田に入り、御免町、篠原等を経て大津に到り、大津川に注ぐ、支流は西野地、野田、篠原、大埴、介良、片山、里改田の諸地に縦横し、香美郡に於て耕田三百四町五反五畝、長岡郡に於て八百四町六反七畝十八歩に灌溉し、本川の潤ふす所、合計一萬九千三百餘石に上れりと云ふ、深所七尺、淺所二尺、廣所四間、狹所三間、緩流にして香美郡を流るゝこと一里十四丁四十間、長岡郡を流るゝこと一里十丁、水清淡にして舟楫の便を供す、吾川郡八田川と伯仲の大川なり。

(四)大津川(船入川下流) 本流は兼山の新鑿せる者に非ずと雖も、船入川の竣工と共に流域を變更して、大なる改修工事を施したるものなれば、茲に收む。本流は元長岡郡篠原の的ヶ池に發し、屋頭に至り、下田川に注ぎしものなりしも、船入川の成るに及び、従來の水路を變換して、鹿島より高須に通せしめて、葛島より浦戸港の北端に入れり。低水にして灌溉の便なきも、交通用の運河として、偉大の功を爲しつゝあり、廣所二十間、狹所三間半、深所は八尺餘にして、船入川入口より延長一里拾餘丁なり。同川と船入川は即ち高知城街浦戸港を中心として、香美郡物部川と吾川郡仁淀川とを水路連結せる要衝に當れり。

注意 以上記事の参照に便する爲め關係要地の寫眞及略地圖を巻頭に掲げ置けり

物部川西岸より疏水せる上井、中井、及船入三川は、同じく山田堰より發する者にて兼山の水盛を定むるや、非常の苦心を以て各開側より河心に向ひ石堤を築き適當の水量を支へて右三川に平準の水を注がしむるの設備を爲せり。然るに同溝流に沿へる村民間には互に多くの水量を得んと欲して己ます、特に旱魃の續くや水論甚だ喧しくして爭議絶へず。今を去る約二十年前に於て喧ましき論議を生じたる末、縣官郡吏等も評議に興り、舊時の水盛を變更するの議起り、時の高知縣廳に於て土木技術上最も名ありし某技師を聘して改修工事を爲さしむることゝなれり。其意たるや蓋し兼山が此水盛を爲して以來、約二百六七十年の歲月を經過したることゝ、自然水勢、河床及石堤にも變化を來せるものあるべければ、今日の進歩せる土木上の技術を以て水量を考査し、最も均等公平の水盛を爲さしめんとするにありたり。而して某技師の設計成りて舊水盛の石堤に幾分の變更を加へたる所、不思議なる哉、忽ちにして各川の水量に驚くべき異變を生じ、或川は水量の溢るゝに反し、或川は乾涸せんとするに至り、種々設計を變せしも遂に兼山が往昔定めたるものに及ばざることを發見したれば、茲に關係村民も大に驚き再び之を舊狀に復し

漸く適良の疏水を見るに至りしと云ふ(本項は著者の知人にして香美郡片地村出身者の直話を其儘記載)此事は正に香美郡手結港の港口を後日變更せし爲め、兼山の豫言に違はず同港を廢滅に歸せしめたる事と共に土木事業上に於ける兼山の才識が殆んど人智を抜いて正に神妙の極に達せしことを現實に立證するものと謂ふべし。

第三章 吉野川流域の疏水及開墾事業

吉野川流域の疏水及開墾概要——本山附近の溝渠及其流域——歸全山及兼山の邸宅——藤川及宮古野附近の溝渠

吉野川は源を土佐郡の極北に發し土佐長岡兩郡界を流れ長岡郡の北部を経て、阿波に入る巨川にして一名四國三郎の名あり。兼山の采邑は右吉野川の上流に沿へる谿谷の地にして、長土二郡に蟠り、長岡郡にあるを本山、土佐郡にあるを森と稱す。高知城街を東北に去ること十里餘にして、渠の養父直繼が藩府財政整理の爲め、木材を伐出せし有名なる白髮山の南麓に當れり。此地の開墾及拓殖事業は渠の采邑なれば最も早く計畫せられ最も多くの力を傾注せるものゝ如し。即ち土佐郡宮古野溝は渠の就職三年目の寛永十五年を以つて成り、同二十年には略ぼ森本山附

近の溝渠事業を終り、有名なる本山の掟を定めて治下人民の心得べき事と、操守すべき所を知らしめ、同時に其新に疏水せる溝渠に沿ふて新田を開墾すべきことを以てし、且つ免租免役の方法を立て、拓殖を奨励せり、之が爲め同地附近は山間僻遠の地なりと雖も、能く富を致し、寸土尺地も開墾せられざるはなく、巨巖絶壁の險も、鑿つて幾多の溝渠を疏通せざるはなし、今吉野川水域に於ける溝渠の延長及灌漑地積を表示せん、に左の如し。

溝渠名	所在地	目的	幹流延長	灌漑耕地
下津野溝	長岡郡	灌漑用	一八・五三	一二・六〇
行川溝	同郡	同上	一〇・四〇	八・六三
本能津上ハ井溝	同郡	同上	一四・四三	七・八〇
同下タ井溝	同郡	同上	一五・〇〇	六・三〇
檜川上ハ井溝	同郡	同上	一〇・五〇	一八・四〇
同下タ井溝	同郡	同上	二一・三九	二六・九〇
新井溝	土佐郡	同上	一三・二〇	三六・一三
井口溝	同郡	同上	二〇・五〇	六・九三
宮古野溝	同郡	同上	一四・〇四	一四・五九

合計

九流

七〇・二〇九

一三八・二・八

備考 本表の里程及耕田亦主として明治十八年の調査に係り二三土地の人士に就き訂正せるものあり

本山附
近の溝渠
及其流域

兼山の采邑たる長岡郡舊本山郷に於て、吉野川上流の支川を壅塞して、溝渠を疏通せるもの六ヶあり、即ち檜の川(吉野川支流)を堰くこと三ヶ所、之より派するもの三流、本能津川を堰くこと二ヶ所、之より二流、行川を堰くこと一ヶ所、之より一流を派せり、今其結構及流域を概記せん、に左の如し。

(一)下津野堰及下津野溝 吉野川の支流檜の川を長岡郡本山の井ノ窪小字井口に於て堰く、長十二間、高一間の石造なり、之より派せる下津野溝は深所五尺、淺所三尺、廣所六尺、狭所三尺にして、緩流十八丁五十三間、舟筏を通ず、井ノ窪小字井口の下津野堰より北に流れて下津野部落を潤し、吉野川に入る耕田十二町

六反の養水とす。
(二)下麥山堰及上ハ井溝 檜の川を本山の大石字下麥山に堰く、上ハ堰の名あり、長十二間、高一間の石材工事なり、上ハ井溝は此堰より發して、北西に流れ、大石及本山に注ぎ、耕田十八町四反歩の養水とす、深所六尺、淺所三尺、廣所八尺、狭所三尺、急流にして延長一里五丁なり。

(三) トヽロ堰及下タ井溝 堰の川を大石の小字トヽロに於て堰く、下タ堰の名あり、長十間、高一間三尺、石材工事なり。下タ井溝は此堰より發して西北に流れ、大石に注ぎ、耕田二十六町九反歩の養水とす。深所四尺、淺所二尺、廣所八尺、狹所四尺、延長二十一丁三十九間の緩流なり。

(四) ノボリ立堰及上ハ井溝 吉野川の支流木能津川を本山の木能津字ノボリ立に堰く、上ハ堰の名あり、長十三間、高二間の石材工事なり。此堰より上ハ井溝を派す、木能津、本山、井窪等に疏水して、耕田七町八反歩を潤す、深所六尺、淺所二尺、廣所七尺、狹所三尺、急流にして、延長十四丁四十三間なり。

(五) カタシ山堰及下タ井溝 木能津川を木能津のカタシ山に堰く、下タ堰の名あり、長十三間の石材工事なり。此堰より下タ井溝を派す、東北に流れて二派となり、木能津助藤兩地に注ぎ、耕田六町三反歩の養水に供す。深所六尺、淺所二尺、廣所六尺、狹所三尺、延長十五丁にして、緩流なり。

(六) 井口堰及行川溝 吉野川の支流行川を本山字下關の井口に於て堰壅す、長十八間、高二間の石材工事なり。行川溝は此堰より分派、南流して下關を經、吉野川に注ぐ、潤す所の耕田八町六反三畝歩なり。深所六尺、淺所三尺、廣所七尺、狹所四尺、延長一里四丁にして、急流なり。

終りに臨み、古老の傳ふる所に依れば、當時兼山は吉野川の水を轉疏し、現今の長岡郡川面並に下津野、島の川原に注ぎ、約三十町歩の新田を得る計畫ありしも、中途

之を廢止せりとの事にて、今猶歸全山下に難澁なる大工事の跡を留め居れり、又本山の下關字山の神に五十二間幅三尺高一間半、巉巖を鑿裂せる空溝あり、上ハ井堀拔と云ふ。右は行川溝を分派して、耕田を得んとせしものなるも、中途廢止せるもの如し。

歸全山
の兼山
邸宅

歸全山は長岡郡本山の地、吉野川の北岸に沿ひ、川流の屈曲せる地點にあり、三方廻らずに川を以てし、風光絶雅の小丘なり。(巻頭の寫眞参照) 同地は兼山が實母秋田氏を葬る爲め、慶安四年千人の工夫を督して、墓所を營みたるを以て有名なる土地にして、野中氏の祖先をも茲に祭れり。丘上の平地には野中神社及秋田氏の墓あり。(巻頭寫眞参照) 既記秋田氏の墓表及歸全山の記第三編及第十二編に掲載は、山崎闇齋の撰に係り、墓表は石に刻して、今猶儼存し、記は軸に製せりと云ふ。丘上野中神社のある所の面積千三百二坪、同界外五町四反三畝廿四歩なり。近年同地の町村民相議して、歸全山全部に殖林し、又之を公園地と爲して、永く遺跡を保存することゝなり、年々紀念祭を舉行して、其遺惠に酬ゆる所あり、猶社格昇進の運動をも爲さんとて

協議中なりと偉人の爲め甚だ喜ぶべきことなり。
兼山の舊邸宅は本山町の外れ字上の町と稱する所にあり、邸内三段より成り最高所に本邸、中段石垣を廻らせる所に長屋門及び附屬建物最下段に文武館ありしと云ふ坪數は本邸七百二十四坪、附屬地二千五百二十二坪なり（卷頭寫眞參照）。本傳を草するに方つて最も思ひ出深き兼山の邸宅も、寛文四年の改易後沒收せられて、山内下總及孕石小右衛門等に依つて監守せられ、後には國君江戸參觀の爲め道を北山に取らるゝ時の旅館に充て、本山の御殿として其名を知らる。維新後毀ちて今は畠地となり、中段を廻らせる石垣に依つて僅に昔の面影を偲ばしむるものある而已噫。

土佐郡森村に於て、兼山が吉野川の支流を壅塞して疏水せる溝渠三流あり、其内の新井溝は、幡多郡坂の下の溝渠と共に、天下の難工事にして吉野川の支流たる森川（名地藏寺川）を土佐郡森村土居の床鍋に堰き土居境を穿流して長岡郡の三島及中島に漑げり、其水路悉く巨巖大石より成り工事非常の困難を極む、爲めに役夫其

森川
宮古
附近
溝渠
及野

勞役に堪えず夫のイモジ十連の負擔も、此時課せられたり、渠も此難工事の爲めには畢生の力を盡し、本山の邸宅より乘馬して、日々二回巡視して自ら工を督し、大岩鉅石を鑿裂して漸く凹字形の溝を通せり、今日之を見るも其困難の痕歴々たり、されど古人の大なる犠牲的勤勞は、今に至り土民をして大なる恩澤に浴せしめ、何れも其功績を稱へざるなし、兼山が此工事を營みし、承應年度を距ること二百三十一年、即ち明治十七年井下の人民一大紀念碑を建て、渠の徳を追賞せり、今其溝渠の構造規模廣狹、深淺及灌漑地積を記せんに左の如し

（一）新井堰及新井溝 吉野川の支川森川一名地藏寺川を土佐郡森村土居の床鍋に於て堰く、長十九間幅五間高さ三間、杭柵及石材を以て作れり、新井堰と稱す、新井溝即ち是より分派す、取入口に新井閘あり、長サ二十八間幅五間半、高サ二間一尺にして構成材料木石を以てす、新井溝は右堰閘より發して蜿蜒屈曲して床鍋常行土居境等を穿流して長岡郡田井に入り三島、中島を潤ふし、延長一里三十二丁、幅平均一間半なり、同溝の流域は殆んど全部巖石を鑿裂せるものにして三大難工事中の最も困難を極めたるものなり、其養ふ所の耕田三十六町一反三畝六歩なりと云ふ。
（二）井口堰及井口溝 相川を土佐郡森村相川小字井の上に堰く、長サ十三間、高一

間五尺、杭柵を以て作る。井口溝即ち此地より分派す、延長二十丁五十間、幅五尺にして耕田六町九反三畝十歩の養水に供す。

(三)宮古野溝 森村字溜井の井林に起り、宮古野字十二社谷に入る、長十四丁四間、幅一間、耕田十四町五反八畝十七歩に灌漑す、寛永年中工を起し、同十五年川村又兵衛なるもの開墾を出願せしかば、箕浦佐左衛門を溝筋井堰本田新田役地、耕地共開方總支配に命じ、兼山に隨從せしめて其功を終へたりといふ。

森附近には右三溝の外、相川の下流御法岩及同宮の上に南泉及高須の二堰あり、又新井溝の本川たる森川の兩岸には高所十間、低所三間、馬踏一間乃至四尺餘、堤敷廣所二十間、狭所六間、悉く石を以て堅固に築ける堤防あり、其延長一里六丁に亘る。又井口溝の本川たる相川の兩岸にも高所八間、低所三間、馬踏七尺、堤敷五間乃至七間、基礎悉く石を以て疊める堤防あり、其延長二十三丁に亘り、洪水汎濫の害を除けり。

注意 本章記事の参照に便する爲め略地圖及寫眞を巻頭に掲載せり

第四章 仁淀川流域の疏水及開墾事業

仁淀川流域の疏水開墾概要 弘岡堰及八田川流域 治水排水及切抜工事 鎌田堰及同井筋工事 鎌田井筋掘抜及樋

仁淀川は源を伊豫の山間に發して土佐に入り、吾川高岡兩郡界を流れて太洋に注

仁淀川流域の疏水開墾概要

々其下流に方り吾川郡の弘岡附近と高岡郡の高岡附近に一帶の沃野あり、土佐に於ける主要米産地なり。然れども此川の川口は往昔氾濫溢して殆んど見るべきの耕田なかりしかば、兼山是に見る所あり、香長二郡に於ける溝渠及開墾事業の大畧終ると共に、右二大平野の爲めに水害を除き、又開墾を爲して新田を得るの大計劃を立て、慶安元年(就職十三年)目先づ弘岡堰と八田川(一名弘岡井)の工事に着手し、經營五ヶ年承應元年を以て工を竣り、翌々承應三年鎌田溝及同井筋の工事に着手し、翌四年を以て成る、鎌田溝は一旦落成せしも、萬治元年正月十六日掘替工事に着手し、同二年を以て完成せり。即ち仁淀川より東岸に注ぐもの八田川、西岸に注ぐもの鎌田溝にして、兩川及其支流の養ふ所の耕田千五百四十九町の多きに上り、物部川流域に亞げるものなり。就中八田川は浦戸港を中心として物部川を分派せる船入川と水運を連結せるものにして、舟楫運送の便大なること國中第一たり。今其幹流及支線の延長並に其養ふ所の耕田を表示せん、左の如し

溝流名	所在地	目的	延長	灌漑耕田
八田川本支流	吾川郡	灌漑及舟楫	六〇・一四・二五 _丁	八六二・二〇七 _{町反畝}

重要	諸木井筋	同	郡	同	上	二〇二四〇〇	四一四・七〇〇
重要	川窪井筋	同	郡	灌漑	用	一九〇〇〇	四八・二〇〇
支流	南川井筋	同	郡	同	上	二五〇〇〇	一九一・六〇〇
支流	北川井筋	同	郡	同	上	二四〇〇〇	九九・四〇〇
鎌田溝本支流	高岡	同	郡	同	上	五・二四・三二	六八七・一・七
重要	蓮池溝	同	郡	同	上	一・二二・二一	(本流に 合算)
重要	中島溝	同	郡	同	上	二九・五八	
合	計	幹流	二、	支流	六	一一〇・二・五七	一、五四九・四・四

備考 八田川井筋及耕田等は吾川郡長の報告に依り、鎌田溝井筋は高岡郡長の報告に依りて訂正せり。

弘岡堰
結構及
八田川
流域

兼山の經營せし灌漑事業中堰堤の最も大なるものを弘岡鎌田山田の三堰とす。就中弘岡堰は仁淀川の急流を堰くことゝて工事甚だ難澁を極めたる所にして夫の長繩を流して水勢を察せし場所なり(逸事編参照)堰は仁淀川を吾川郡八田の大井流より西北高岡郡川内村字大内に向つて堰壅せるものにして其形恰も弓形を爲し延長二百二十八間、幅十三間三尺、高サ一間四尺、木石兩材を以て構成す、規模宏大、

基礎堅牢仁淀川の奔流を支へて之を入田川に疏水す(巻頭寫眞参照)

八田川は右弘岡堰より分派す、取入口(寫眞参照)に八田開あり、高さ一間四尺、幅一間三尺、長さ十一間にして大石巨木より成る。八田川は兼山鑿つ所の溝渠中舟楫の便最も大なるものにして、其流域には外、内、外輪の三堤防あり仁淀川の氾濫を防止して溝流及耕田の害を除けり、外堤防は仁淀川に沿ひ八田開より東南に延き、西江尻に至る延長十七丁二十九間なり、内堤防は八田川に沿ひ、東南に延き西江尻に至る長十八丁三十二間なり、外輪堤防は仁淀川に沿ひ吾川郡弘岡の行當より東南方に至りて、森山村の下に至る、長さ三十一丁十七間なり。斯る大規模の設計に成れる八田川は、八田開より仁淀川を分派し、本流に沿ひ南東に流れ上弘岡を経て森山村新川に至る、是迄の流域一里七町、開を設けて低落を防ぐ、是より東流して中下弘岡及秋山諸木等を経て長濱に至り、高知城南浦戸港内に注ぐ、深所一丈二尺、淺所六尺、廣平均六間なり。之より分派せる細條支流甚だ多し、其著大なるものを諸木井筋、川窪井筋、南川、北川等とす、共に附近の灌漑及舟筏に資し其延長本支流を合して六里十四丁二十五間、其養ふ所九ヶ村に亘りて耕田實に八

百六十二町二反六畝二十三歩に上れり。重なる支流を概記せん。左の如し

(一) 諸木井筋 八田川を弘岡上の村小田井流より分派す。深所五尺、淺所三尺、廣三間。東流して上下弘岡、西分、西諸水を経、東諸水を養ふ。耕田四百十四町六反、延長二里十四丁なり。

(二) 川窪井筋 八田川を同村川窪井流より分派す。深所四尺、淺所二尺、廣二間。東流して上下弘岡を潤し、落合より悪水に入る。耕田四十八町二反、延長二十丁なり。

(三) 北川井筋 森山村新川北川戸井流より分派す。深所五尺、淺所三尺、廣三間。東流して上下弘岡の南部を養ふ。耕田九十九町四反、延長約二十四丁なり。

(四) 南川井筋 同村新川大坪の南川戸井流より分派す。深所五尺、淺所三尺、廣三間。東流して森山秋山等を過ぎ甲殿に達す。養ふ所百九十一町、延長二十五丁なり。

(五) 井流 右諸木井筋には長六間の小田井流、川窪井筋には長四間の川窪井流、北川には長五間の北川戸井流、南川には長五間の南川戸井流ありて、各分流地點の咽喉を爲し八田川より分水せり。

前記の如く兼山は仁淀川の汎濫を防止する爲め井筋と本流に沿ふて三ヶの大堤防を築き、又河心を整理し以て治水上偉功を奏せしめたるが、猶渠は悪水排除に向つても多大の勞力を費やせり。元來弘岡地方に於ける疏水事業は單に溝流を通ず

るのみにて完成し得べきに非ざるを以て、一方に於て悪水排除工事を爲すと共に他方に於ては底地及河川を越す爲め多くの流水用樋を架設せり。即ち悪水排除の爲めに掘りし溝渠七ヶ所、延長八十七間四尺、流水用の樋を架すること六ヶ所、延長四十四間、長きは十間短かきも六間にして幅三尺乃至二間、深さ一尺五寸乃至三尺一寸、總て松材を用ゆ。堀割工事を營みたる四ヶ所、其延長百二十四間にして巉岩部七十四間、土部五十間なり。渠が八田川井筋開鑿に當り、水平の測量に苦み夜分等度の地に提灯を點し、勾配を測量せしと云ふ行當も其一なり。同所は弘岡井筋に於ける難工事にして巉巖より成る、約三十間の間を上部八間半、下部一間半に切り下げ、其高さ六間に達せる有名の難工事なり。(巻頭寫眞参照)

(一) 悪水排除樋 は弘岡上の村字曲井に一あり、弘岡井筋の底を貫き悪水を仁淀川に瀉下す。長サ十三間、同村字厚田に一あり、唐水口の悪水を仁淀川に瀉下す。長サ十一間、同村百笑に一あり、諸木井筋の底下を貫く長サ九間、同村遅能に一あり、同上を貫き悪水を排除す。長サ十三間、同村轟に一あり、同じく悪水を排除す。長サ十三間、同村鶴田に一あり、長サ十一間なり。

(二) 切抜堀割及樋 切抜は前記行當の外に於て弘岡上の村八幡に一あり、弘岡井

筋の巖石に當りたるものを切り抜けるものにて長サ四間幅六間、長濱の切抜きは長濱と諸木村界にあり、長サ五十間、高十五間、五尺幅七間にして巖部三十間、土部二十間、西分の堀割は湯の芝にあり、長さ五十間、外に長濱村字名村より同堀詰に至る間長十七丁二十四間、幅四間半の空堀あり、俗に阿房堀と稱す。是れ兼山が東諸木字戸原より長濱村の耕地に灌漑せんと欲して設計着手せしも、中途にして廢棄せるものなりと、今は畑地となれり。流水用の樋は總じて六ヶあり、其一は舊西分村のヒセン川に架せるもの長サ十間幅二間、其二は秋山の落方であり、長サ六間幅二間、其三は同江口にあり、長サ幅共に前同様、其四は東諸木の落山にあり、長サ六間幅一間、其五は同東浦にあり、長サ八間幅三尺、其六は同西川にあり、長八間幅二尺なり。

鎌田堰は高岡郡川内村鎌田の御茶屋床より、東北吾川郡伊野に向ひ仁淀川を壅塞す。堰堤工事中の最大なるものにして延長約三百間、幅十間、高サ七間なり。中央に本流上部より流し來る木材を運ぶ爲め、復越を設く、長サ四間幅三間にして樟及松の巨材を以て構成し、凹字形を爲せり。此堰堤の構造は松材の催合枠を沙石に埋立て、上部を疊むに大石を以てし堅牢無比と稱す。さしも急流の稱ある仁淀川の大洪水

に處し潰決の憂なし。渠が鎌田堰を壅するや、急流にして且つ水底深く、爲めに工事甚だ難澁を極む、自身高岡に出張して毎日馬に騎し、焼飯を腰にし立付袴を着けて至り、工事を督して漸く功を爲せり。海の分派點に閘門あり、鎌田閘と稱す。長九間、幅九尺、高二間、樟の巨材を以て構成し、外廓を疊むに大石を以てし、鎌田溝之より發す。鎌田溝は深所一丈、淺所九尺、廣七間にして延長約三里、大内高岡中島諸地を經、新居に至りて再び仁淀川に入る。下流は兼山退隱後其意志を繼いで開鑿せしものなりと云ふ。其給水に依つて養ふ所の耕田支流の分を合して六百八十七町一反七畝歩なり。右鎌田溝の分派點たる鎌田より南方大内を經て高岡に至る三十丁の間は弘岡の堤防に相對し、仁淀川に沿ふて高七間乃至八間、馬踏五間、堤敷十間餘の堤防を築き以て洪水汎濫の害を除く、而して鎌田溝より分派せる支流二あり、一を蓮池溝（二名吹越井）と稱し、吹越に於て本溝を分派西流して蓮池に至り、波介川に注ぐ、深所六尺、淺所二尺、廣所一間四尺、狹所一間にして延長一里十二丁、二を中島溝、一名車田井と稱す、本溝を高岡の車田に於て分派し、東南流して中島に入る、深所四尺、淺所二尺、幅平均一間二尺にして延長三十丁なり。前者は蓮池、後者は中島方面の耕田に給

水するものなり。始め弘岡堰の成るや、對岸よりも溝流を引き高岡郡を潤さんとせしも、水流の關係面白からざるを以て中止し、茲に弘岡の工事終ると共に鎌田の工事を營みたるものなりと云ふ。(巻頭の寫眞参照)

鎌田及筋堀井

猶鎌田溝及其支流には、底地及河川を越す爲め、流水用の樋八ヶ所あり、最長のもの三十間、最短のもの四間、高二尺乃至四尺、幅八尺乃至三間にして高岡蓮池及波介等にあり、堀割は本郡の疏水工事に於て最も多く其數六ヶ所、延長二百十二間に上れり、内百十二間は兩岸共巖石より成り、其間を鑿裂して流水し、六十五間は半岸岩石半岸土部より成れり、之をヶ所別に略記せば左の如し。
鎌田の小田にあるもの長四十間、幅二間、半岩半土、大内の三本松にあるもの九十間、幅二間、兩岸岩石、高岡の大元にあるもの長二間、幅二間、岩石、同岩崎にあるもの長二十五間、幅四間、半岩半土、同吹越にあるもの長二十間、幅二間、半岩石、同切抜口にあるもの長三十五間、幅三間、真土なり。

渡川及牛背川流域概要

第五章 渡川及牛背川流域の疏水事業

渡川は其源を伊豫と高岡郡に發して幡多郡の中央を曲流し、中村町を徑て下田河口に注げる大川なり。中村附近に於て相當大なる平野あり、兼山即ち東部各郡に於ける土木事業の畧ぼ完成するを待ち、右渡川の支流及土佐の最西端にある牛背川附近に於ける疏水事業に従事せり。中筋川渡川支流の改修工事が萬治二年に成りたるを見れば、他の溝渠も畧此時代に起せるものならんか、今其流域に於ける溝流及耕田を見るに左の如し。

溝流名	目的	延長	灌漑耕田
四ヶ村溝渡川流域	灌漑用	一・二二・二五	八二・四〇
蔭地溝同	同上	一〇〇〇〇	六〇・四〇
中筋川甲同	排水用	一〇〇八	
中筋川乙同	同上	一一〇〇三	
阪の下溝牛背川	灌漑用	一五・二三	一六・六一
堀川(下田河口)	舟楫用	六・二〇	
合計	六流	三・一九・一九	一・三〇八・四・一

悪水排除に依り耕田千四百九十九町歩の水患を除く

兼山が渡川流域に於て施設せる疏水及排水工事三あり、第一は後口川を東山村字麻生のホキロに堰壅せる者にして堰の長さ九十間、幅六間、高さ二間、麻生堰と稱す之より一流を派す即ち四ヶ村溝是なり、ホキロより左側道路右側山に沿ひ、南流して秋田安並佐岡を経て古津賀切抜に至り、樋を以て後口川の支流を越へ、木の辻に至り、四ヶ村の灌漑に供せり、深所四尺、淺所二尺、廣所二間半、狹所二間に於て、延長一里二十一丁二十五間、耕田八十二町四反に給水す、本溝は管に四ヶ村のみならず、更に南流し井澤其他に灌漑せんとして計畫せし痕あるも、古津賀字セキツメと井澤とに接せる地點に於て、岩石を三十間計り鑿ち、大石に當りて中止せるものゝ如し、

(巻頭寫眞参照)

第二は同村岩田字カイロクに於て後口川の分川を堰壅せるものなり、堰の長さ二十五間、幅五間に於てカイロク井流より東南に流れ、中村町を経て後口川に入る、幅七尺、深所三尺、淺所一尺、約一里を流れ、耕田六十四町四反歩を潤ふす、蔭地溝一名を岩田川と稱す、第三は中筋川の改修にして甲乙二ヶ所あり、甲は元江の村及國見の

界を流れたる三丁十五間の曲流を、國見の西中島に於て堀切り、一丁八間、幅十間乃至十四間、深サ八尺乃至一丈三尺の直流とし、乙は元江の村及楠島の界を流れたる二十丁十一間の曲流を、國見の東下も屋敷より堀起し、楠島の城入道に至り、長さ十一丁三間、幅十五間乃至十八間、深サ八尺乃至一丈五尺の直流となして渡川に注ぎ、耕田千四百九十九町歩の悪水を瀉下し、浸水の患を除きたるものにして共に舟楫の便あり、萬治二年の開鑿なりと云ふ、

別

別に下田村和田より西に流れ、字青砂島橋に至りて下田川に注ぐ堀あり、俗に堀川と稱す、深所四尺、淺所一尺、廣所八間、狹所六間、緩流にして六丁二十間の延長を有するものなり、満潮時には三丁餘の間舟楫を通ず、或は曰く兼山港を開かんとして堀りしも工を終へずして已みしものなりと其目的判然せず、

間(十五丁二十三間の溝流中三百二十二間、五丁二十二間)は、大岩巨石より成れる峻巖層なり。兼山同溝を堀つて荒瀬に至るや、時嚴冬に當りて寒氣甚しく、地嶮にして役夫傷むこと甚しく爲に勞役に堪えず、休工を請ふ、兼山役夫を督勵して曰く、此川氷りて流水停止せば休工せんと、乃ち役夫も已を得ずして夫の有名なる「雪や氷れ、霰や氷れ」の俗謠を唄つて工事を進めたりと云ふ大難所なり。本溝の深さは二尺乃至九尺、幅は一間乃至二間なり、其水路に方り溪流を越す爲め流水用の樋三ヶ所あり。一は和田坂の下兩村界に跨り長六間幅四尺深二尺の桂袋樋、二は坂の下荒瀬口にあり長七間幅四尺高二尺なり。三は同村中谷の谷口にあり、長四間幅四尺、高二尺にして中市埋樋と稱す、終りに臨み同村中船場に長二十五間幅八間の堀あり、土人呼んで野中の阿房堀と云ふ、蓋し灌漑の目的を以て起工せしも、成功し難きを看取して中止せしものならん歟。

第六章 津呂及室津兩港開鑿事業

室戸の開港と紀念碑——津呂港開鑿の沿革——津呂開鑿の豫備工事及設計——津呂開鑿の本工程——室津開鑿の工事

室戸の開港と紀念碑

土佐の室戸岬は古人が海南の絶際と稱せしが如く、遙に南海に突出して海上平穩風波なきの日と雖も、猶怒濤狂瀾の岬岩に激して、大船巨舶も動搖を免れず、况んや其風浪高く天候荒るゝの日に於ておや、猶又況んや昔時の如く、不完全なる帆船漁舟を以て、此海上を航行せし時代に於ておや、古來東西航行の舟船にして此岬端に於て颶風に遭ひ、怒濤に呑まれて覆没せしもの擧げて數ふべからず、是れ畢竟するに其地勢山を負ひ海岸は積巖斷續峙立して、北十數里を隔て、甲浦に入るか、西二十餘里を隔て、浦戸港に入るの外、舟船を寄港すべきの地なければ、一旦風浪に逢ふに方つては、殆んど避難の場所を有せざりしが爲め也。兼山深く之を慮ばかり、茲に非常の勞費を投じ、岩窟を鑿裂して室戸岬の西側に、津呂室津の二港を開鑿し、以て往來の舟船をして寄港避難の便に供せり。港成るに及び渠自ら室戸港記を撰し、功を國君に歸して現今の津呂埠頭に紀念碑を建設せり。然るに後ち渠の貶せられ次いて追罪さるや、渠の反對派は無法にも此紀念すべき碑を仆して海中に投せりと傳へらる。然るに去明治四十一年に至り、津呂港内外の大浚渫工事施行せらるゝや、同地の人民報徳紀念の爲め、卷頭に挿入せるが如き紀念碑を作り、兼山撰述の室

戸港の記文卷末に附録を刻し港外堤上の小丘に建立せりと。往時の碑亡びて以來二百四十有餘年を経、翁の懿徳を慕ひ、惠澤を懐ふ所の人民に依つて再び永世不朽の碑建設せらる。兼山亦地下に瞑すべき哉。

室戸岬附近に一の港灣を穿ち、往來の舟船をして寄港避難の便を得せしめんと。計畫は、山内氏入國以來の問題にして、藩府は勿論國民も亦其必要を認め、兼山の祖叔父野中益繼の奉行職たりし、元和四年に最勝坊なるもの、私費を以て津呂港開鑿を請願し、許されて起工せしも、遂に功を爲すに至らずして中絶せり。後ち兼山の養父直繼が職を繼て奉行職に就きし九年目、即ち寛永七年藩費を以て、第二次の工事に着手せり。然るに此時も到底其目的を達し難きを認めて中絶するに至れり。次に慶安三年即ち兼山就職十五年目に、第三次の工事を試みたるも、又々其容易に成功し難きを見るに方り、先づ手結港を改築して其代りたらしむることゝなり。室戸の工事を休工するに至れり。然れども手結港は規模小なる上、室戸岬を去ること遠き爲め、益々同地に良港を築くの必要切迫し來り、茲に愈々人氣の熱するものあり、且

つ東西各地に於ける溝渠及開拓の事業も略ぼ落成して、庶民の賦役も漸く軽減せらるゝありたれば、渠れ即ち此機を逸せずして之を完成するの心願を起し、寛文元年正月十六日第四次の工事を起し、同年三月廿八日竣功せり。即ち最初の起工より落成に至るまで、年を経ること四十有餘年、三たび蹉跌して、茲に漸く成功するに至れり。

津呂港は室戸岬の西側にありて、北東南の三方山を負ひ、西は水涯より起り、嶺巖斷壁の峙立せるを以て浪水稍々靜穩なり。故に若し岩石を鑿裂して溪淵を擴張し、出入航路の暗礁を破碎せば、以て良港たらしむるを得べし。且又同港は既に三回の着手に依つて、規模狭小ながら稍々港形を爲せるものありたれば、新に之を穿つよりも、幾分工事を容易ならしむるものありたり。而して同港の内外は總て巨岩大石より成りて、細砂寸泥を交ゆるなし。左れば之を穿つの勞費は固より大なりと雖も、其落成後に於て土砂の之を埋積するの憂なく、却つて後日の利益たるべしとの見込確立したれば、愈々之に着手することゝなり。寛文元年安積幸良、衣斐勝光、野村成正

等をして設計の任に方らしめ、井上康重、江口近光兩名をして製圖せしめ、且築港の理由及計畫書を作り、渠れ自身江戸に上り、幕府に向つて築港の允許を乞ふ、既にして認可を得たれば、同年正月初旬、澁谷長右衛門、井上忠右衛門、市木權兵衛の士を選抜して工事を督せしむ、時に此地海邊の地質地勢に審かなる漁夫あり、献言して曰く、津呂港口水面下に三ヶの大峻岩あり、一を鰐巖と云ひ、長十二間、横七步、高さ七丈、二を斧巖と云ひ、長五步、横二步半、高八尺、三は鬼牙巖にして、長四步、横三步、高七尺餘あり、從來航船の害を被むりたるは、右暗礁の爲せる災なり、されば假りに此港をして完成せしむるも、三巖を除くに非らずんば、猶後日の慘害を免れしむるを得ず云々、兼山即ち其言を領き、直に三巖の位置及距離を測量せしむれば、何れも水涯を去ること約四十間の外にありたり、干時兼山以爲らく右三巖を破碎せんとせば、先づ堤塞を築きて海水を乾涸せしむるの要あり、然るに其堤塞を徒に海中に作らんか、洪濤急流の爲めに洗ひ去られて、如何ともするを得ず、於是渠れ偶と張扇に樞要ありて衆勢之に歸一することに思ひ方り、堤塞築造の設計を案出せり、即ち恰も扇面を陸に向つて張りたるが如く、洋中に樞點を定め、是れより扇骨を派して水涯に達

せしめなば、以て洪濤を支持するを得べしと、先づ大木を四列に立て、宛も櫛齒の如く、其間に數萬の巨木細條を縦横に交叉して外枠と爲し、而して土俵七萬有餘を作りて、其行間を填充し、以て潮水の浸入を防止せり、此の如くして三角狀を爲せる堤塞の頂點を遙か海中に置き、底線を水涯に着けて張扇の形狀を爲せり、猶右堤内を二分して、一は港を鑿するの地域たらしめ、他は以て三巖を破碎する所たらしめたり、是れ實に築港豫備工事設計の概要なり。

前記の如く愈々堤塞工事落成せしかば、始めて乾水事業に従事し、數千の役夫をして手毎に瓶を持って水を汲取らしめ、水已に乾くに當り、大なる鐵槌及鐵鑿の類を用ゐて、石地磊岩を碎き漸くにして港形を爲し、以て船舶を泊し得べき程度に達せしめたり、於是前記三巖を破碎する爲め、先づ干潮時に方り張扇區内と海水との水面に等差ある時を見計ひ、張扇區一方の外枠を少しく拂ひ去りたれば、積水忽ち決所を押破つて流水し、内外同一の水平を爲せり、於是其決所を修築し、次に港内と三巖區とを劃せる界堤を決して、殘水を港内に導くや、瞬時にして區内の水、港部に入

つて難なく排水の目的を遂げ、三巖忽ち現れたれば、吏民歡呼して愈々其破碎工事に着手せし所、岩質意外に硬くして容易に其功を奏する能はず、當時兼山市木權兵衛を重用して此工事を擔當せしむ、時に藩主東寺に參詣し、行を此地に駐めて土功を視察せらる、隨行の高官、權兵衛を嘲つて曰く、數日の忠勤御苦勞千萬也、而し大池を御堀ある、定めて此池には後日鯉鮒を養ふには好適ならん、隨分御精を出されよ云々、と蓋し是れ彼を嘲り且つ勵ましたるの辭なり、之を聞くや、權兵衛烈火の如く憤り、一念神に誓つて曰く、予不肖にして此役に任ず、神予を助けて其工事を竣ることを得せしめよ、吾慎んで吾が身を捧げんと、其翌日權兵衛夙に出で、親しく衆を勵まし、岩石を粉碎せしむ、衆之に氣勢を得て岩忽ち碎け地を貫くこと三尺、始めて港の内外竣成し、漸く大船の出入を自由ならしむるに至れり、或一説には漁民右の岩石を以て海神の憑る所なりと恐れて容易に手を下さざりしかば、權兵衛神に誓ひ身を犠牲に供すべきことを以てし、漸く功を完ふせりとも傳へらる、本港開鑿の爲め支出せし經費千百九十兩、土功の爲めに使用せし役夫積算三十六萬五千有餘人にして、寛文元年正月十六日工を起し、同三月廿八日竣功せり、其功を告ぐるや人

室津港
開鑿
工事

民歡呼晝夜雜沓來つて之を見物す、一人として其難工事を短日月に成功せしを見て嘆賞せざるはなく、時人里謠を作つて其功を贊せり、命名して室戸港と云ふ、港の廣さ東西一町五十間、南北三十六間、北風に適せずと雖も能く西風を防ぐに足る、(巻頭の略圖及寫眞参照)

津呂港は前記の如く猶規模狭小にして、到底多數の船舶を容るに足らざりしかば、同港竣工の翌月(寛文元年四月)を以て直に其隣接地に一港を開かんと欲して之に着手し、同じく市木權兵衛をして事に當らしめたるが、本港は兼山退隱後十四年目の延寶七年を以て成就せり、而して同港も前者と同じく室津にあるを以て、之を室津港と命名し、兼山が曩に開鑿せし所の室戸港を津呂港と改稱せり、室津港は東西二丁十七間、南北四十二間、滿潮時九尺より一丈一尺に至る、港口西に向ひ其入津口に暗礁あれども、露礁なく、巽風に適せずと雖も、西南風に宜く、兩港相待つて室戸岬附近の舟船寄港地として、古來幾何の利益を與へたるや知るべからず。(巻頭略圖及寫眞参照)

第七章 手結及柏島港の改修事業

手結港の改築事業——港口變更の大失敗——柏島港の改修と堤防——柏島港設備の効用

土佐國香美郡夜須川の東南に一岬端あり、手結岬と云ふ、高知城南龍頭岬と相對して物部川を去ること約二里の地點にあり。初め兼山津呂港の開鑿容易ならざることを見るに方り、先づ手結港を修めて東航舟船の寄港地たらしめんとせり。然るに從來の手結港は相當の良港なりしも、夜須川尻の砂礫港口を塞きて船舶の出入自由ならず、且つ又港外の南東及西北に方りて暗礁の露出隱没するありたれば、此儘之を改修するも再び土砂の憂い除き難きを察し、即ち茲に港形を變して新港を鑿するに如かずと爲し、慶安三年十一月民家を毀ちて現在の港灣を試鑿せり。而して其設計企圖の宜しきを得ることを察したれば、承應元年書を以て幕府に請ひ允許を得て、本工事に着手し津呂港に先だつて明暦元年完成せり。港の廣さ東西四十間、南北八十間、深千潮一丈、滿潮二丈にして、港口西南に向ひ香美郡唯一の港たりしも、後年に至り兼山が憂慮せしが如く、港口の位地俗人の意表に出でたるを以て、年可

港口變更
大失敗

通の土木吏に依つて港口の變更せられたる爲め、茲に砂礫の填充する所となり、遂に用を失ふに至れるは惜むべし。土佐の海と稱する舊記に、依れば後年藩吏來りて南方に向へる港口を西に轉せんとする時、里翁あり野中氏の遺言なりとて、切に其不可を説きたるも聽かず、愚なる改修を爲して失敗を招くに至れるもの、如し。此事は明治二十四五年頃に於ける山田堰の水盛變更の失敗(前記)と共に古今相對して兼山の思慮と先見とが如何に卓越せしかを示す好個の史談なり。

柏島改修
及堤防

幡多郡の西海面、オシメ鼻と相接せる地點に一小島あり、柏島と云ふ。遠く海上に突出せる半島の岬端に接せるを以て、風波起る毎に怒濤濱岸に激して土砂を洗ひ去り、年月を経ると共に平坦面の土地を喪はんとするの憂ひありたり。於是兼山島民の心を安せしめんが爲め、其周圍に偉大なる防波工事を施して、患害を除きたり。其一は島の約五分の一を圍繞せる大堤防にして、延長六丁二十間、其二は長二十間の波止、其三は長二丁五十二間の突堤にして、前孕突堤と稱す。今其設計、位置及規模を略記せん、左の如し。

(一)市街堤防 長六町二十間、高平均壹間四尺、馬踏平均壹間堤式平均六間、水門四ヶ所、地面より高平均五尺、海面より高(大満潮)四尺七八寸、根堅石也、柏島極北小字寺の海岸より東、小字打越鼻に至り、曲折し、小字東崎に再折し、斜に西南に延き、波戸場に於て三折し、又小字町前に至り、小屈して南に向ひ、更に西に小折して、小字網代山の東麓に止まり、本島平坦の地面、人民住居の全部を圍繞し、延ひて全島の五分の一を占む。

(二)波止 長二十間、高平均壹間二尺、幅平均壹間半、水平より高平均(大満潮)三尺、小字町前の南堤防より起り、南港中に出づ、用材悉く石にして、其の大なるものは六尺立方、小なるもの二尺立方を下らず、堅固の築造にして、築成以來一石の動搖なしと云ふ。

(三)孕突堤 長二町五拾二間、砂際より高平均一間半、馬踏二間、腰巻幅二間、堤敷拾八間、棄石(左右)五拾間、海底の深處(左右)四十尋、本島の西南角、大黒山の極東南麓より直東、瀬戸の間海峡に突出し、對岸小字渡場と海水八十間(満潮)を隔て、立まる堤内に松樹を栽えたり。

備考 右は柏島區長より特に寄せられたるものなり

前記堤防は全く陸上設備の爲め築きし者なるも、第三の突堤は魚介の招致及港灣

修築の目的に供したるものなり。元來此島の附近は海潮荒くして魚介の利に乏しく、島民は遠洋に航して釣網を試むるの外あらざりしかば、兼山之を憐み、先づ潮流を案じて魚族を此島の近傍に招致し、漁撈の利を得せしめんとせり。即ち以爲く此灣内當に魚介あるべき地位にありて然らざる所以は、急流の爲めなれば、海峡の東方に向つて突堤を築き、潮流の急を殺ぐに於ては魚族自ら繁殖すべしと、於是前記の如く島より本土に向つて約三丁の突堤を築きたる所、果して山陰樹影を慕ふて魚族灣内に群衆し、中和の潮流を樂んで潑測するに至れり。同突堤は管に魚介の利を擧ぐるに至りたるのみならず、之に依つて舊來の危險地を變して天然の一大良港たらしむるを得たり。乃ち港の廣は東西十丁餘、南北十五丁にして、深さは満潮時二十五丈、干潮時二十丈、港口東北に向ひ、能く西風の災を免れしむるを得るに至れり、兼山が同島に設備せる堤防、突堤、波止及其腰巻等の延長實に千二百九十七間に達せり、細別は次編事業一覽表中に收む(巻頭寫眞及略圖参照)

第八章 浦戸港の設備及其他土木事業

附り 野中兼山祭祀の神社

浦戸港内及港口の設備——未成功の土木事業——野中兼山祭祀の神社及崇敬

浦戸港の設備

浦戸港は高知城街咽喉の地なり。港内の水淺き爲め、今や大船巨舶を入るゝに足らずと雖も、其港口の西端は龍頭崎の突出せるあり、東端は種崎の相逼まるあつて自ら港門を爲し、内に入れば南北二里餘、東西八丁乃至二十丁の大灣となりて、天然の港形を爲せり。兼山が港灣の修築に熱心なるや、先づ第一に同港内に於て土砂の充積する地點に大なる除砂溝を作りて、河川より推流し來る所の砂泥を吸引し、然る後ちに之を他に排除する方法を立てたり。是れ恐くは當時和蘭人の採用せし除砂工事を學びたるものゝ如く、今日吸江八景の一たる白鷺洲は其除砂溝なりと傳ふ。猶ほ渠は浦戸港口の壅塞を防止する爲め、東側の種崎より南方に向ひ一の波止突堤を築けり。古來此波止は土中に埋没し、其上面は草木に掩はれて殆んど之を知るものあらざりしに、安政年度の震災の爲め土砂流亡せし爲め突堤面を露出せり。之に使用せる石材は三尺乃至五尺方の大石にして水中に現はるゝ所、僅に十間に

未成功の土木事業

過ぎざるも、其全長は殆んど知るの餘地なし。而して右と反對側にも一の波除けあり、即ち同港口の南岸より起つて種崎の突堤に對して港門を扼せしめたるものゝ如し、現今露出せる部分は約二十間にして大石を以て構成せり。(巻頭の寫眞参照)

仁井田附近 長岡郡仁井田村に延長十二丁、幅十五間、深サ一丈の堀割あり、口碑に依れば十市池兩地は浸水の患害大なるを以て、閘門を設け惡水を海中に瀉下すと雖も、一たび激浪に會へば忽ち閘門を閉塞し、爲めに水害を被ふること依然たり。於是兼山該惡水を仁井田内海に注ぎ、傍ら通船の便に供し、猶且つ新田を開墾せんとせしも、當時國內急設の土木事業多かりしと、收支相償はざる者ありたれば、半途にして中止せる者なりとぞ。鏡川流域變更計畫 高知市と潮江村の界を流れて浦戸港に注げる河川あり、鏡川と稱し可なり。大河なり、兼山嘗て以爲らく今後國富民殖せば、今の城下は必ず狹隘を感せん、之を濟するが爲めには、鏡川の流を鴨目に於て東南に轉流せしめ、神田を経て鷲尾山の麓を貫き、孕山に沿ふて浦戸港内に達せしむるの外なしと、然るに當時の財政にては之を一時に完成すること困難な

りしかば、所謂捨普請と稱して餘財ある毎に寸進尺延漸を以て完成せしむるに
かずと、其一部分の工事に着手せし跡あるも、遂に果たさずして卒去するに至れり。
以上記述せし所を要するに兼山が施設せし事業は有形に無形に一として殖産興
業と富國安民とを目的とせざるなし。即ち津呂室津兩港の開鑿は、東西航行の舟船
をして永く難破の厄運を免れしむると共に、克く室戸附近の繁榮を來さしめ、香長
二郡の溝渠河川の疏通及開墾事業は、所謂中郡の殷富を致さしめ、吉野川流域の事
業は本山附近の寒村を殷盛ならしめ、仁淀川流域の大疏水事業は、吾高二郡の民を
潤ふし、渡川及牛背川流域の工事は、以て幡郡の民を利すると少なしとせず。柏島の
修築は永く島民をして心を安せしむるを得たり。此等は主として有形現實の利益
を國民に與へたる者なるも、此他に於て無形上國民の思想界に與へたる利益に至
つては殆んど擧げて數ふべからず。思ふて茲に至らば、三百年後の今日迄土佐國民
が、兼山の徳を稱へ其鴻業を説くのみならず、渠の英靈を神として祭り依然として
祭禮を絶たざる敢て怪むに足らざるなり。今夫れ野中神社及紀念碑等の所在地を

記せんに左の如し。

野中神社(香美郡野地) 兼山の遺子婉子女史が寶永五年九月、野中氏の跡絶へて
祭るものなからんことを憂ひ、兼山及一族を合祠する爲め建立せしもの也。
春野社(同上) 右野中神社の末社にして野中氏の家臣を祭れるもの也。
春野社(同郡楠目) 有名なる山田堰のある所、文化三年吾川郡八田春野神社の末
社として建立せるも、にて兼山を祭れるもの也。
野中神社(長岡郡本山歸全山) 今を去ること約百七十年前延享二年乙丑九月千
頭兵左衛門、石川嘉平次、志和清兵衛の三士初めて野中氏累代の墓地たる歸全
山に宮を立て兼山の靈を祭れるもの也。祭日五月十五日及十二月一日也。(本山
町長報告、巻頭寫眞参照)。
清川神社(土佐郡比島山) 長曾我部元親、僧薫的、野中兼山を祭ると云ふ。
春野神社(吾川郡八田) 兼山の卒去せし翌寛文四年の建立に成れりと云ふ。當時
藩府に遠慮し野中の名を避け春野神社と稱せりと、高岡郡大内に春野なる老
嫗あり、弘岡堰を築く時長繩の例を引き起堤の功を奏せしめれば、其名を取
りて春野と假裝せりと云ひ傳へるも、是れ恐くは誤傳にして予は春はハルと
訓して開墾の意に用ゐるを以て、大開拓事業を紀念し以て兼山の餘澤を永く
思はしむる爲め斯く稱せしものに非ずやと思ふ。
春野社(同郡森山村) 森山村新川は兼山の創設せし町なれば後年町民相謀りて

祠を立て春野社と稱す、建立時期不明也。

野中神社(幡多郡柏島) 島民兼山の徳を懐ひ神祠献立の議を起し、明治十七年造

營せりと云ふ。

野中氏墓所(土佐郡潮江) 高見山上にあり碑は婉子女史の建つる所也。(巻頭寫)

野中氏紀念碑(土佐郡森村) 明治十七年井下の人民新井溝の分派地點床鍋に之

を建つ。

室戸港紀念碑(安藝郡津呂) 明治四十一年之を建つ(本編の初めに説明せり)。

野中兼山が右の如く今日迄全國民に崇敬せられ或は神社として祭られ、或は紀念碑を以て報徳の意を表せられつゝあるを見れば、一面其偉大を示すと共に、他面其遺したる惠澤の如何に大なるかを證するに足るべし。營に土佐人のみならず、古來土佐に來る他郷人の先づ野中兼山に就いて聞き、其鴻業を嘆賞せざるなきに依るも渠に對する後人の崇敬が如何に深きかを察すべし。

第十一編(乙) 土木事業一覽表

第一表 堰閘及井流の所在地及延長表

堰及閘名	本流及溝流	所在地	延長	幅	高
山田堰	(物部川)	東岸 香美郡片地村神母の木 西岸 同郡同村小田島	一八〇〇	六〇	一〇
父養寺閘	(父養寺井入口)	同 郡同村神母の木	一三	一〇	〇四
上井閘	(上井川入口)	同 郡楠目村井の口	二三	一〇	一三
中井閘	(中井川入口)	同 上	六〇	一〇	一〇
船入閘	(船入川入口)	同 郡片地村小田島	八〇	一三	〇四
野市上井堰	(物部川)	東岸 同郡同村平木の戸 西岸 同郡同村小字高樋	一六〇〇	八〇	一〇
野市上井閘	(上井川入口)	同 郡同村町田小字高樋	六〇	一三	〇五
野市下井堰	(物部川)	同 郡西佐古上の島	一五〇〇	八〇	一〇
野市下井閘	(下井川入口)	同 郡西佐古上の島	六〇	一三	〇五
下津野堰	(檜の川 <small>(吉野川の支流)</small>)	長岡郡本山井窪小字井口	一二〇〇	一〇	一〇
井口堰	(行川 <small>(同上)</small>)	同 郡本山下關小字井口	一八〇〇	一〇	二〇
ノボリ立堰	(木能津川 <small>(同上)</small>)	同 郡本山木能津ノボリ立	一三〇〇	一〇	二〇
カタシ山堰	(同上)	同 郡本山木能津カタシ山	一三〇〇	一〇	一〇

堰及開名	本流及溝流	所在	地	延長	幅	高
下 [▲] 麥 [▲] 山 [▲] 堰	(檜の川)同上	同郡本山大石小字下麥山		一・二〇〇	一	一・〇〇
ト [▲] 口 [▲] 堰	(同上)	同郡本山大石小字ト口		一・〇〇〇	一	一・三〇
新 [▲] 井 [▲] 堰	(森川)同上	土佐郡森村床鍋		一・九〇〇	五	三・〇〇
新 [▲] 井 [▲] 開	(新井溝入口)	同		二・八〇〇	五	三・〇〇
井 [▲] 口 [▲] 堰	(相川)同上	土佐郡森村相川井の上		一・三〇〇	一	一・五〇
南 [▲] 泉 [▲] 堰	(同上)	同		一・三〇〇	五	一・三〇
高 [▲] 須 [▲] 堰	(同上)	同		一・〇〇〇	一	一・三〇
弘 [▲] 岡 [▲] 堰	(仁淀川)	東岸 吾川郡八田字大井流 西岸 高岡郡川内村大内		二・二八〇	一	二・〇〇
八 [▲] 田 [▲] 開	(八田川入口)	吾川郡八田小字大井流		一・一〇〇	一	一・三〇
小 [▲] 田 [▲] 井 [▲] 流	(諸木井筋)	同 郡弘岡小字小田		六・一〇〇	一	一・〇〇
新 [▲] 助 [▲] 堰	(八田川)	同 郡弘岡小字川窪		六・〇〇〇	一	一・〇〇
川 [▲] 窪 [▲] 井 [▲] 流	(川窪井筋)	同 郡森山字大坪		四・〇〇〇	〇	〇・三〇
南 [▲] 川 [▲] 井 [▲] 流	(南川入口)	同		五・〇〇〇	〇	〇・五〇
北 [▲] 川 [▲] 井 [▲] 流	(北川入口)	同		五・〇〇〇	〇	〇・三〇
新 [▲] 川 [▲] 開	(落水用)	同		一・二〇〇	五	一・三〇
高 [▲] 島 [▲] 井 [▲] 流		同 郡弘岡字中の宮		四・〇〇〇	〇	〇・三〇
鎌 [▲] 田 [▲] 堰	(仁淀川)	東岸 吾川郡 西岸 高岡郡 鎌田		三・〇〇〇	一	七・〇〇

鎌 [▲] 田 [▲] 開	(鎌田溝入口)	高岡郡鎌田御茶屋床		九・〇〇	一	一・三〇
カ [▲] イ [▲] ロ [▲] ク [▲] 堰	(後ロ川支流)	幡多郡岩田カイロク		二・五〇〇	五	〇・一〇
カ [▲] イ [▲] ロ [▲] ク [▲] 井 [▲] 流	(窪地溝入口)	同		一・二〇〇	一	〇・三〇
麻 [▲] 生 [▲] 堰	(後ロ川)	同 郡麻生字ホキロ		九・〇〇〇	六	二・〇〇
合 [▲] 計	堰 十八ヶ所 開及井流 十六ヶ所	延長 一千二百七十二間 延長 壹百十六間				

第二表 溝流河川の流域深淺廣狹及灌漑耕田表

物部川水域の溝渠	溝流名 (堰名)	流域	延長	深淺	廣狹	灌漑耕田
父養寺井 (山田堰)	片地より南流大谷に至る	延長 一・〇〇〇	三	一	四	四
上井川 (同)	楠目より西流中野に至る	一・〇七〇	六	三	二	一
中井川 (同)	楠目より西流長岡郡に入る	一・〇八〇	五	三	三	一
船入川 (同)	西野地方西流舟入川に入る	一・二〇〇	四	三	二	一
合 [▲] 計	小計	二・一九〇	一	一	一	一
	片地を西南流長岡郡に入る	一・四四〇	四	二	一	一
	西野地方西流大津川に注ぐ	一・〇〇〇	七	四	四	八
	合 [▲] 計	二・二四〇	一	一	一	一

第三表 堤防波止の所在地目的及延長表

堤防名	所在地及目的	延長 里	高サ 間	馬踏 間	堤敷 間
船入開堤	香美郡船入中井兩川中間	三三	五〇	一〇	八〇
種崎波止	浦戸港口防波用	不明	不明	不明	不明
長濱波除	同	不明	不明	不明	不明
森川堤	土佐郡森川兩岸治水用	二二・二二・三二	二〇〇	一〇	二〇〇
相川堤	同郡相川兩岸治水用	一〇・一〇・二〇	二〇〇	一〇	二〇〇
仁外堤	仁淀川東岸(吾川)同上	一七・二九	二・三	一	五・七
淀内堤	同	一八・三二	三・一	一	六・〇
川外堤	同	三一・一七	二・〇	一	五・〇
大内堤	仁淀川西岸(高岡)同上	三〇・〇〇	八・〇	一	一〇・〇
幡多郡	前孕突堤(一ヶ所)	二・五二	一・三	二	一・八
柏島防	石堤(五ヶ所)	六・一六	一・四	一	六・〇
波用防	波止(一ヶ所)	一・九	一・二	一	一・〇
	堤防腰卷(七ヶ所)	一〇・一四	一・二	一	一・〇
	護岸(三ヶ所)	一・五六	一・二	一	一・〇
小計		二一・三七			

總計

(二十八ヶ所)

六・三四・二〇

備考 以上の外津呂室津手結等築港用の防波堤多數あるもソハ築港附屬のものなれば省けり

第四表 堀割及堀抜の所在地及延長表

堀名稱	所在地	延長 間	幅 間尺	高サ 間尺	土質	摘用
上ハ井溝堀抜	長岡郡本山下關	五二	〇・三	一・三	嶮	中 止
歸全山堀抜	同 郡同上歸全山	三〇	一・〇	一・四	砂	中 止
仁井田堀抜	同 郡仁井田附近	一一・〇〇	一・五	一・四	嶮	中 止
行當切堀	吾川郡上弘岡行當	三〇	一・三	六・〇	嶮	弘岡井筋要路
八幡堀割	同 郡上弘岡八幡	四	六・〇	三・〇	嶮	同上
湯芝堀割	同 郡西分字湯の芝	五〇	三・〇	一	嶮	同上
長濱切堀	同 郡長濱及東諸木界	五〇	七・〇	一五・五	嶮及土部	同上
阿房堀	同 郡長濱字名村堀詰間	一七・二四	四・三	一	土部	獲葉して畑にさなる
小田堀抜	高岡郡鎌田小田溝	四〇	二・三	一・〇	半土半岩	鎌田溝本支流井筋
三本松堀抜	同 郡大内三本松	一・三〇	二・〇	一・〇	岩	同上
大元堀抜	同 郡高岡大元	二	二・〇	〇・五	岩	同上
岩崎堀抜	同 郡高岡岩崎	二五	四・〇	一・〇	半土半岩	同上

第十一編

土木事業一覽表

二百八十九

堀名稱	所在地	延長	幅	高サ	土質	摘用
吹越堀	同郡高岡吹越	二〇間	二〇尺	四尺	岩	同上
切抜口堀	同郡高岡切抜口	三五	三〇〇	四尺	真土	同上
中船場堀	幡多郡坂の下中船場	二五	八〇〇	砂	石中	止
合計	(十五ヶ所)	一〇〇・五七	一	一	一	一

第五表 流水用樋及悪水排除用底坑表

名稱	用途	所在地	長サ	幅	深サ
入庫樋	新井溝用	土佐郡森村入庫	六〇〇	四〇	〇・二
ヒセン川樋	弘岡井筋用	吾川郡西分	一〇〇〇	二〇	〇・三
落方樋	同上	秋山	六〇〇	二・三	〇・三
江口樋	同上	同	六〇〇	二〇	〇・三
落山樋	同上	東諸木	六〇〇	一・四	〇・三
東浦樋	同上	同	八〇〇	〇・三	〇・三
西川樋	同上	同	八〇〇	〇・三	〇・三
筑八ヶ樋	鎌田井筋用	高岡郡高岡蓮池及波介	四間乃至三十間	一間半乃至三間	二尺乃至四尺
桂袋樋	阪ノ下溝用	幡多郡和田阪ノ下	六〇〇	〇・四	〇・二
荒瀬埋樋	同上	上荒瀬	七〇〇	〇・四	〇・二

中市埋樋	合計	用途	所在地	長サ	幅	深サ
末田底坑	弘岡井筋排水用	同上	吾川郡八田	一七〇〇	一・四	〇・四
曲井底坑	同上	同上	上弘岡	一三〇〇	〇・三	〇・二
原田底坑	同上	同上	同	一一〇〇	〇・三	〇・二
百笑底坑	同上	同上	同	九四〇	〇・六	〇・三
遅能底坑	同上	同上	下弘岡	一三〇〇	一・一	一・〇
轟底坑	同上	同上	同	一三〇〇	一・〇	一・〇
鶴田底坑	同上	同上	同	一一〇〇	〇・三	〇・二
河戸底坑	阪の下溝排水用	同上	幡多郡和田	四〇〇	〇・三	〇・二
合計	(十八ヶ所)	(八ヶ所)		一四七〇〇	一	〇・二

第六表 港灣の開鑿及改修一覽表

地名	開鑿/改修	坪數
安藝郡津呂港	新鑿	坪數約四千坪、東西一丁五十間、南北三十六間
同郡室津港	同上	坪數約五千八百坪、東西二丁十七間、南北四十二間
香美郡手結港	同上	坪數約三千二百坪、東西四十間、南北一丁二十間
土佐郡浦戸港	改修	
幡多郡柏島港	同上	

防波堤及除砂工事を施して改修を計れり

第十二編 教育、矯風及政令

勤儉貯蓄の美風を起して遊惰放逸の徒なからしむるは、實に是れ國民道德を振起する所以にして爲政者の大に心掛くべき所なり。人情に反し世態を害する惡風俗を正し、淳良篤實の國民を養成するは政道の要訣なり。教育を進め智徳を磨き以て、國民の常識を發達せしむるは國力充實の元素なり。兼山は實に此主旨を以て國狀の整理を謀れり。

第一章 普通及職業教育の奨励

普通教育奨励と能者の拔擢——職業教育の奨励と官費の支給

兼山が文學の鼓吹と教育の普及に力を用ひ、或は韓土支那より、或は他藩より、各種の漢籍就中朱子書を輸入し、或は藩中の士を集めて之を講究し、或は之を板行して其廣く行はれんとを計りたるは、予が既に兼山の學事上に於ける功績を説きたる章に盡せる所なるが渠の教育普及に熱心なるや、嘗に治者士人の智徳啓發を阻めたるのみならず、一般被治者の智徳をも進めんとを計り、寛文二年十二月の法令に

普通教育の奨励と能者の拔擢

職業教育の奨励と官費の支給

は普通教育奨励に關するヶ條を置けり。其令の大意に曰く、從來は庄屋或は富裕なる者の子女は書算の事を學びたりと雖も、貧者賤民は思ひも寄らず、元來貴賤萬民共に貧富の差ありと雖も、其人の心掛に依りて如何なる藝能にも達するを得べければ、各人共精勵以て書算の事を習修すべし、斯く令すればとて其本業を疎略にすべしと云ふにあらす。百姓は百姓の事、漁民は漁民の事を第一とし、其餘暇を以て算筆讀書の事を修め、其成績好良なるものをば拔擢採用して相當の役儀を申付くべし云々。是れ實に兼山の政治上に於て最も尊き所なり。又渠が小學句讀小學註釋等を出版して、其一般に行はれんことを計りたるが如き、之を庶民蒼生に讀ましめ、立身齋家の用に供せんが爲めなりしや、疑を容れざるなり。

而して渠は職業教育の忽にすべからざることを思ひ、今日に比すれば固より不完全の點なしとせざるも、技術工藝を學はんとするものゝ爲めに技工を他藩より聘して工業發達の素地を作らんとせり。或は職人たらんと希望するものに向ひ、何職に依らず之を傳習せしむるは勿論、其奨励保護の方法として一人扶持を給與すべ

きことを令せり。即ち渠が配下渡邊小兵衛、林三郎左衛門に傳達せしものには、左の如きものありたり。

町中職人何職にても習ひに参り候へと申付候間、向後習ひに参り候は、一人扶持可被相渡者也。

猶又渠は一般人民に向つても寛文二年の國令を以て子女に職業教育を施すべきことを命じて曰く、凡そ子女生れて八九歳に及ぶ、汝等之に適當の職業を授けよ、沿海にありては男子之に教ゆるに舟を行り、網を結び、釣を作るの法を以てせよ、女子は之に教ゆるに網糸を作ること、其他の女職を以てせよ、農夫にありては繩をなはせ、薪を伐る等其年に應じて相當出來得べき職業を以てせよ、其十六歳以上となるに於ては、其者の力に應じて田畑若干を分與して其成功を責むべし、女子其他漁民に於ても、同じく十六歳以上に及ぶときは、其分に應じて定職を定めて業に就かしめ、獨立自活の精神を養成せよ、官即ち時を定めて其成果を檢閲し、精勵にして効顯著なるものをば、之を賞し、怠慢にして不成績なるものに向つては咎めあるべし云々、其用意の周到なること敬服の外なし。

第二章 勤儉の獎勵及奢侈の禁制

極端なる奢侈の禁制——嚴重なる酒の取締——偉人退隱後の大反動

奢侈と遊惰は即ち是れ罪惡なり、罪惡を犯すものに相當の制裁を加ふるは、決して非理の事に非ず、又一人の怠惰も奢侈も延いて一國の損害となり、國民共同の利益を害するものなれば、飽迄も之を禁止せざるべからず、是れ實に兼山の信條とせし所なり、即ち渠は一方に於て専ら勤儉省儲の獎勵に力を用ゐしと共に、他の一方に於ては大に奢侈遊惰を禁戒せり、今渠が寛永二十年六月本山に令せし掟、萬治三年七月弘瀬浦民に令せし掟及寛文二年十二月發布の國令を見るも、其主要部分は勤儉貯蓄の獎勵と奢侈遊惰の訓戒より成れり。

即ち衣食住の分に過ぐることを戒め、遊惰と奢侈を禁じ、朝寢を罰し、夙起を命じ、勤勉を勸賞すると共に、怠惰を咎め、甚しきは日常の食品に立ち入りて制縛を加へたり、管に之れのみならず他の法令を以て踏舞、相撲等の遊樂を禁じ、農民鮮魚を買ふことをも禁せり、其傳達書に曰く

一筆申入候、仍今度萬賣買物直段相極め候に付在々へ持參猥に賣買仕候由承候、

向後百姓ども無鹽の肴(鮮魚の事)買候は、曲事に可申付候、此旨在々へ可有御觸候、不宣

五月八日

片岡武右衛門殿
坪内忠兵衛殿

野中伯耆花押

取る 殿重
締 酒の な

本令は奢侈禁止の爲めよりも寧ろ物價官定の結果、漁民共地方に鮮魚を持ち行き法定價以外の賣買を爲すものあるより、之を制止するの主旨に出でたるならんも、渠が極端に奢侈を禁止せしことは、農村の民が市町に出て、産物を鬻ぎ之を酒に代ふることを禁じ、又前編に述べたるが如く酒屋を限定し猶重税を課したるに依つて明白なり。笑草と稱する書には「昔し野中傳右衛門執政の頃は儉約嚴重百姓迄無益の費用禁せられける、就中酒を郷民に給ふこと堅き法度なり」云々と書して逸話編に述べたる赤面三奴の諺をも記載せり。斯の如く禁酒に力を用ゐたれば、郷村の民にして若し冠婚葬祭等の事あり酒購入の必要を生じたるときは其地庄屋の證明を得始めて市町より酒を買入るゝことを得たるものゝ如し、即ち庄屋は一酒

偉人退
大反動の

何升也。右は何右衛門入用に付き其元御番所御通可被成候と云ふ切手を與へたり道切手と稱し之れなきに於ては酒を持參して番所を通過するを得ざりしと云ふ。此の如く兼山が極力奢侈遊惰を訓戒して勤儉貯蓄の政策を取りたる反動は、渠の退隱後に於て、恰も大潮の如く推し寄せ來り、折角の美風も忽ち崩壊するに至れり。今舊藩の古記録を抄録せんに、兼山改替前後に於ける事態變遷の状を知るに足るものあり、曰く

一、寛文三年八月十八日朝倉の御宮へ忠義様御社參被爲成、天氣も能御神樂相濟以後先規之通、南無詣流鏑馬等も被仰付御神事御賑々式儀也、此節御供之深尾故主水、山内下總並新仕置衆被召連、於御宮、今より踊相撲御赦免被仰付、申刻御歸城被遊也、右之通に付大守公御立被爲成否、社參之諸人踊相撲仕、然ども數年御法度之儀故、若輩之者共は一圓踊不存、左拍子右拍子様子一切不都合之笑草、去ながら老人共古之秋田踊覺居申に付教申由也、夜に入候ては御一國の士共農工商老若とも朝倉、鴨部、雁切、川原邊へ集、田畑無明所かたや組際限なし、是御國の繁昌不過之諸人萬歳を唱申候、四方の見物如雲霞相見へ候。

一、右之以後は在々所々に神事、祭禮、踊、相撲を仕、且又石立、潮江、川原之邊又は江の

口山田橋邊にても毎夜相撲興行仕候、童子共は初めて都路へ罷越候様覺申事、右の記事中毎夜相撲興行仕り童子共は、初めて都路へ罷越候様覺申事、又は御國の繁昌不過之諸人萬歳を唱へ、見物人雲霞の如く相見へ云々とあるに依るも、其反動の甚だ大なりしことを知るべし、而して右の記事は單に相撲及踊の事に關すと雖も他の諸事總て極端より極端に走りたることは、敢て説明するを要せず。

第三章 風俗の矯正及葬祭の改善

病者に對する扶養法——死者の厚葬と火葬の禁止

勤儉主義の振起と共に、渠は亦惡習俗の改善を計り、以て興風に資し、以て國民道德の上進を期せり。當時土佐の風俗中甚だ人情に反するもの二あり、即ち其一は痘瘡患者遺棄の風と、其二は死者を弔ふことの甚だ冷酷なりしこと是れなり。聞く土佐に於ては往昔より一種の傳染病隔離法行はれ、若し一家中痘瘡に罹るものあれば、人家離れたる山中の小屋に送りて、遺棄同様の取扱を爲したるものありしかば、兼山は之を見て甚だ人情に反するものとして數回禁令を發し、以て興風に資せんとせり。其布令の一に曰く

病者に對する扶養法

死者の厚葬の禁止

急度令申候、在々に此頃痘瘡仕由に候、然者山分浦手の者は痘瘡煩ひ候者、有之候へば人家離れ候所へ別家を拵捨置、無養生に仕、死人多候由風聞仕候に付、左様に仕間敷由、先年も申付候得共、於于今其旨を不相守所も有之由、開届候、沙汰の限可申様も無之候、親として子を捨て、又親子兄弟の親みなく、右の仕合は非本意儀に候間、向後右様の者於有之、可致成敗候間、自今以後は其儘住家にて養生可仕候、痘瘡中は何國何の町浦里共に同前の儀に候、故養生仕生死は幸不幸にて候所、無其覺悟事、下々とは乍申餘成儀に候、向後得其意、全相守候へと堅可申付者也。

二月二十一日

伯 耆(花押)

千屋彦右衛門殿

高橋庄右衛門殿

猶當時土佐の惡俗として家に重患者あるや、親戚相寄りて喧しく念佛を唱へて之を往生せしめ、其死亡するや直に火葬に付したり。儒教を奉じて深く浮屠を忌みたる兼山は、之を以て甚しき非禮と爲し、火葬を禁じ、棺槨の制を定めて厚く土葬せしめたり。今日迄も土佐の里諺に泣みそ三奴よう泣いて五奴の語あるは、兼山が死者を弔つて哀悼の意を表することの厚きものを賞したるの料足なりとは予が既に

逸話編に述べたる所なり。然るに火葬の禁令は容易に行はれざりしも後ちに罪人は火葬の外葬むるべからずと令して以來、此風忽ち已むに至り、曾て吉利支丹宗の嫌疑を以て冤に坐せし桑名古庵の如きは冤罪晴れて直に死したれば後世誤りを傳へられんことを恐れ、土佐郡久萬山に葬るに方り特に桑名古庵土葬之墓と刻し今猶存在せりと云ふ。斯くて兼山の土葬令は能く行はれたるのみならず死者を厚葬して哀悼誠意を表するの風起り、大に人情の敦厚を計るの助因となれり。燕居偶筆には土州人の臥棺を用ゆることを珍とし左の如く記せり。

土州野中氏執柄たるの時、國中の火葬を禁じ、町方に棺槨の細工人を立置て、篋粗なりとも箱にせよと申付たり、其餘風今に残りて火葬にはせぬ者と覺ゆ、暇にも桶に入るゝ事をせず、四國邊路する者、申けるは土州山邊を通りしに、邊路人行倒れけり、役人見分すみて收めよと有りしかば、百姓共箱を持來て死屍を埋めたり、夫を見るに付て扱て丁寧なること、申しければ、何とそちの國にては何とかずると云ば、否とよ我國にては後生とて薄き桶に入れて埋むと云ければ、夫は變りたることゝて笑ひけるとぞ、物の風俗となるは斯様なる有難き事なり。

第四章 儒葬の顛末及歸全山記

儒葬禮の正體に依る——文學志略の推賞——歸全山記

文學志略の推賞

儒葬禮の正體に依る

兼山の火葬を禁じ儒葬を奨励するや、獨り之を人に責めたるのみならず自ら先づ實踐躬行して他に範を垂れたり、即ち慶安三年初て祠堂を建て、祖先を祭り、其忌日時祭及朔望節序には、必ず親から拜謁奠供せり、其式悉く古禮に遵ひ、時祭の日は家人親戚を延きて饌を設け、酒を薦め以て祭庭を賑にして魂の來り享けんことを欲す、其他の儀式、總て文公の家例を折衷して之を定めたり、其慶安四年四月生母秋田氏の逝くや、哀悼殆んど禮に踰へ、衣衾棺槨一切の式例、悉く儒式に遵據せり、同年六月を以て母を采邑本山に葬るや、高知より十餘里の嶮路山道を徒歩にて柩に隨從し、其儀式壯嚴を極めたり、又其墓所たる歸全山の結構及工事餘りに廣大なりしかば、爲めに兼山は吉利支丹宗門に歸依し本山に築城して叛を謀ると誤傳せられ、自身江戸に上りて辯疏事なきを得たることは既に逸話編に記載せるを以て茲に再說せず、當時兼山の儒葬式と三年の喪を服せし事が、如何に有名なりしかは前に掲げたる朱舜水の書を以て明なるも猶江戸文學志畧杯にも此事を記載せるを以

て其一節を録せん。

我邦父の爲め三年の喪を服するもの、紀夏井を以て始めとし、吏部王之に次ぐ、天子には後村上天皇の爲め、諒闇三年にして、當時右大將長親君父の爲め三年の喪を服す。厚と謂ふべし。爾後戰國となり、海内離亂、東照公の起るに及んで、大に倫理の教を明にし、野中傳右衛門土佐の國老を以て三年の喪を服す、其士人亦正體を行ふもの多矣。

即ち兼山は儒葬禮の正體を踏んで母を葬り且つ山崎闇齋をして墓表及歸全山の記を撰せしめたり、石に刻める墓表(第五編第二章に掲載)は今猶保存せられて歸全山の紀念品となり居れるも、軸に製せる記の正本は何れにあるやを知らず。

歸全山記

土佐長岡郡本山者、國宰野中良繼之采地也、其南北山間有小澗、有小山焉、北方連北山、西南東方川水周流、土色潤澤、草木茂生、不可爲道路、不可爲城廓、不可爲溝池、非貴勢所奪、非耕犁所及也、慶安四年四月、良繼丁母秋田夫人憂、擇其宅兆得此地矣、葬事悉用文公家例、昔在中國河洛夫子治喪不用浮屠、洛人化之者一二人而已、夫君子所居之地而化于正者、幾希、矧海東數百歲之後、浮屠喧盛之時乎、若良繼非免浮屠且善於禮矣、余與

良繼友善、聞訃奔相其喪、將葬、良繼謀號其山、余曰、父母全生之、子全而歸之、可謂孝矣、夫人之謂也、宜號歸全山、於是乎定矣、抑嘗按本朝欽明時佛法來焉、文武時火葬始焉、自是以降佛法日行、神道日廢、其間又有入鹿之亂、舊記古史、煨燼蕩散、喪葬之禮、後世無聞、其詳伊勢之禁火葬、是猶隆古遺風也、火葬本出於羗胡、羗胡之俗、有葬法四焉、一水葬、投之江河、取飼魚也、二林葬、露置寒林、取飼禽也、三土葬、埋之岸傍、欲速朽也、四火葬、積薪焚之、欲速化也、甚哉、胡之無道也、夫葬也者、藏也、藏者欲人之弗得見也、擇宅水、觀山水、驗土木、防五患、欲安固久遠也、衣衾棺槨必誠、必信、欲厚襲歛之、無使土親膚、其欲速朽、此豈人之心也哉、孝子敬其身、不敢毀傷、行父母遺體也、以父母之身、水之火之林之、人心所不忍聞而爲之、實虎狼之不如也、五年夏、嘉操筆于洛陽、作歸全山記、夫人行實既表、其墓上、故不復於此、獨稱良繼之善、以勵後之人、因書火葬之所、由述吾儒葬儀、以正之云爾、四月日闇齋記。

第五章 國狀整理に關する政令

兼山は物質的事業の開發畧ぼ成ると共に政令を發し以て民をして頼る所を知らしめ、且つ其遺法を後世の則たらしめんことを期せり。

(一) 采邑本山に令せし掟

本山の掟大要—本山の掟全文

兼山が其采邑本山及森の人民に下せし政令は、寛永二十年六月三日の發令にして、本山附近に於ける溝渠事業の大要終りたる時代なり、同令は十一ヶ條より成れり、之を分類せば第一に幕府の政令を嚴守すべきことを命じ、第二には荒地の少しも無き様、耕作して天然力を盡すべきことを責め、且つ同時に保護獎勵の事を規程し、第三には租税の滯納なきこと及其納付時期を定め、第四には貯藏米を秋冬に消費することを禁じ、第五には春耕夏耨秋收冬麥序を違へざることを令し、第六には蠶桑茶漆楮等財を殖し、利を擧げ得るものを稼植し、無用の樹木を栽培することを禁じ、第七には晏起酔飽を禁ずると共に、家居衣類等の粗末を咎めざるのみならず、寧ろ其華美分に過ぐることを禁せり、第八には公事を先にして私事を後にすべきこと、第九には檢見の役人共を遇するに方り、其歡心を買ふ爲め、酒肉を供するが如きこと決してあるべからずと令し、第十には令に従ひ精勵なるものには賞あり、怠るものに科あるは勿論、其罪には連座あることを規程せり、其全文左の如し。

- 一 公儀御法度相背間敷事
- 一 荒地少しも無之様に随分開き田地に可仕候、精を入れ開き候は、褒賞可遣候、其上所により三年五年七年の内作り取に可仕事
- 一 貢物無未進霜月限可皆濟候、畠方分未進候は、明る六月限皆濟可仕候事
- 一 三分一百姓取米内も、秋冬は雜炊其他何にてもたべ可申候、春迄貯へず秋冬の内むさと飯酒に仕、たべ候は、可令成敗、庄屋方へ吟味仕背く者於有之は急度可申聞候、隠し置候は、後日に聞届け候共、庄屋可爲曲事
- 一 酒買たべ申間敷候、附り朝寝仕間敷候、相背候は、爲過怠、銀子三匁宛可召置事、一 春は田かへし夏は草きり、秋は收、冬は麥まき、其時を失はざる様に精を入れ、少も油斷仕間敷候、家普請等仕候は、耕作の隙に可仕事
- 一 蠶かひ候事存候者は、屋敷廻り桑の木を並木に植へ置き、蠶かひ可申、不存者は漆の木植可申、茶楮其外年貢の便に可成木は植可申、用不立木一本も植申間敷候、右の木植させ木に掛る年貢可取との事にて無之候間、随分植え置き少しの便に可仕候、相背候は、本人不及申、庄屋可爲曲事
- 一 家居并衣類見苦く候ても不苦候間、少しも過たること仕間敷事
- 一 何事に不由此方より申付候事、少も油斷仕間敷候、滯候は、庄屋儀は不及申、百姓曲事に可申付事、附り此方より申遣候儀は、先きに仕り私用は後に可仕事
- 一 萬事油斷なく、少も只居不仕、耕作に精を入れ能く仕付候ものには褒美可遣事

一 檢見催促に遣候者、賭ひの事、飯汁の外一つも調出し申間敷候、不及申酒堅く出し申間敷事。

右之趣堅可相守候、我等やがて越見可申候、相背候は、本人は不及申、庄屋曲事に可申付所もクソロキ能成候は、庄屋に褒美可遣事

寛永二十年六月三日

主 計 良 繼 花押

本山庄屋次郎左衛門
惣 百 姓 中

(二) 弘瀬浦(沖の島、土佐領)に令せし掟

弘瀬浦の掟大要及島嶼政治——弘瀬浦掟全文

土佐伊豫多年の係争地たりし沖の島境界問題の愈々土佐の勝訴となるや、兼山は萬治三年七月十六日を以て同島弘瀬浦の掟を定めたり。該令は十六ヶ條より成り、之を一般人民に令せしものに比すれば頗る嚴なるものあり、甚しきは年中の行事より浦民日々の職業、食品の精粗にまで立ち入りて規程し、且つ浦民の精勵怠慢等を悉く記帳上申すべきこと、并に浦奉行自身漁舟等に乗りにて實地の吟味を爲すべきことを以てせり。是れ蓋し島嶼浦港の人民は之を農民に比すれば、自ら人氣荒く

風教惡しきのみならず、弘瀬浦は多年伊豫と境界を争ひたる所なれば、殊更に自國の領土をして美風を爲さしめんが爲め、斯く嚴を極めたるものならん。今法令の大意を説かんに曰く、半年は専ら耕し、半年は専ら漁を爲し、以て島民渡世の道を立てよ、火燒船の數を増し、魚尋船の備を爲し、且つ暇時には山に入つて竹と薪とを採れ、澤に入りては苦芽を刈れ、又鷹を養へ、時に及んで之を買上げん、而して飯米貸與の法を設くべければ、能く事に精勵せよ、効大なるものは之を賞し、然らざるものは罰せん、兒童十二三歳とならば、之に相應するの職を與へ、空手せしむる勿れ、其風俗を正し、男女の別を嚴にするは、汝等の最も慎むべき所なり。且つ他領の人民と婚嫁する勿れ云々、同掟の文中意味徹底せざるものあるも、左に其全文を掲げん。

一 地下人耕作を勵み、且之を以て爲渡世獵等はうき者と可相心得事。

一 二月より八月迄は獵を可專事。

一 八月より正月迄は耕作を可專事、但し冬(春?)一切作不可獵、日和能時は必獵可仕候、夏作不可捨、日和惡時は作可仕、冬は釣獵不可怠事(此頃甚だ明白な歎き又矛盾するも原文の儘掲載する事せり)

一 鯉釣り候時近邊に見候時は、遠く可出沖候、鯉不見候は、早々歸り陸の働可

仕事

- 一 鯉の火焼船今迄は一艘にて候得共、向後二艘に可仕候其他魚尋船二艘可申付候、魚尋船は一夜替に船數の内順番に可仕、間中の網代に魚不見時は遠出方に尋網獵可致事。
- 一月夜には必ずはへなは懈怠不可仕、闇にも鯉獵不成時は繩はへ、或は雖晝隙時はへなは可仕事。
- 一 沖立不成時は竹薪を伐苦かやを取可申候、取ため候は、買ひ可申候、海上の働き不成時は獵道具網拵并苦を編可仕事。
- 一 (四字脱落)於其他者苦かや立候所は、時分を以焼可申候、山へ火不入様に可申付事。
- 一 田地つけを仕、誰は耕作精出し、誰は精を不出段細々吟味可仕事。
- 一 地下人獵の魚不盜様に急度可申付事。
- 一 しほ魚鹽過分に仕惡敷候間ためしを以て鹽可仕事。
- 一 助左衛門借米有之内は、直口に助左衛門取前の分差引可仕事。
- 一 弘瀬風俗惡敷候間、向後男女の間可正別、尤令に不隨者可、行罪科事。
- 一 十二三より十五迄の子供沖立不成もの其身を見合、總て得たる所を申付候義肝要に候、一夜無油斷様可申付事。
- 一 地下人釣獵并山の諸作仕候時は、一人に五合づ、飯米貸可申候、獵道具網拵苦

- 編候時は、蔬飯可申付候、并用に不立者には勿論蔬飯可申付事。
- 一 秋に成候は、鷹狩可仕候、鷹取候は、地方へ可遣候、地方にて買可申候事。
- 一 弘瀬在所中他所不可嫁事。
- 右の條々堅可申付候、如此法度出候ても浦奉行其所へ參詳に不遂吟味候得ば不調候間、時々は浦奉行沖立の船に乗り、又は山の諸作をも致見分諸事仕役元ためしを作り、三日に一度づ、吟味家々をも廻り、精を出す者取立、怠候者は誠め、浦奉行先達て細々おしへ可申候、不隨者於有之依罪之輕重可申付候、勿論重科の輩者可處死罪事。

萬治三年七月十六日

弘瀬浦奉行

野 中 伯 耆

(三) 寛文二年發布の國令

寛文二年の國令概説——寛文二年の國令全文

兼山が寛文二年十二月二日を以て全國に布きたる國令は之を本山及弘瀬浦に令せし者に比すれば、幾分寛なる者ありと雖も、其精神は國土をして寸土も無用の草木なからしめ、國民をして一人も坐食の徒なからしめ、又一團體として活動せしめんとするにありたるや必せり、即ち郡奉行代官庄屋年寄等をして合議の上、配下人

民年中の諸事職分を命令せしめ、代官年寄等をして毎月の事跡を検分せしめて功を賞し、惰を譴せしめたるが如きは、即ち國民を一團の機關として軍隊的活動を爲さしめたるものに非ずして、何ぞや、男女共に八九歳より各々適當の補助職業を習はしめ、傍ら讀書算術等の習修を命じ、男子は十六歳より耕作漁業其他一定の業務に従はしめ、女子は十歳より十六歳まで其者の才に應じて女職を授けて、嚴に其功績を検査し、且つ制裁行賞の策を取りたるが如き、豈に一人の無職無頼の徒をからしめんことを期したるものに非らずして、何ぞや、其布令の第一よりして有ゆる殖産興業の規程を置きたるが如き、豈に少しの空土餘地をも捨てず、天然力を利用して殖財富國の用に供し、以て國民の利益を計りたる者に非らずして、何んぞや、渠は全國民の力を盡して富國殖財の方法を講ずると共に、最も生産の効驗を大にし、又經濟機關の運轉を最も有功有利ならしめんが爲め、此政令を發せし者なり、即ち政令の第一より第六迄は産業に關する事、第七より第九迄は人民の賞罰禁令に關すること、第十より第十二迄は専ら職業配分の事に立ち入り、第十三以下は國民の教育に關する事を規程し、全文十五ヶ條より成れり、讀者該法令を精讀せば、兼山の政

治經濟主義が那邊にありたるかを悟了するを得べし、其全文左の如し。

- 一、御國中在々所々に漆の木、桑の木、楮、茶、木植可申候、楮は何の地にも生立よく候、山掛或は弘屋敷所持の者は、杉、檜、桐、松、木によらず植え可申、杉苗はふせ付たる者、又は出家などに功者有之候間、遂吟味在々に過分ふせさせ、令配分植えさせ可申候、屋具にも遣可被申時分は、山奉行見分之上を以て賣買可申付事。
- 一、漆の木、桑、楮、茶、今迄有來分は、可爲前々之通、此已後生立候分は、役義令免許候之間、隨分精を出し植可令商賣事。
- 一、來春は大和柿、密柑の穗申遣取寄せ、百姓何によらず望次第可遣之候間、地塞きの所々に接立可令商賣事。
- 一、木綿、煙草、菜種在々の散田に作可仕候、當國の者は散田に箇様の類植候へば、草木に夫役かりり申とて作仕事、大方は用捨任由に候、他國の者は幼少の子供の役に草を取らせ候間、左様に可仕事。
- 一、上山羽山の中にむらさき有之候、澤山に成候様に在々へ植させ可申候、上山羽山兩所迄も不限外之村々にも有之べく候得共、不存儀も可有之候間、むらさきは加様のものにて有之間尋ね候へと、生出し時分に可有御申付候、紫の染様は江戸へ染に遣し可申候、むらさき皮は豫州領の者に能染め申間ならはせ可申事。
- 一、萬物種生の時分を勘へ、其月々の箇條に可書付候、尤毎年のしゆんにより時節

の替は候得共、月の替は無之候間、其月の上旬中甸下旬に入物を豫勘可書記事。
一、百姓男女の諸作尤依在前々、其段者郡奉行代官其所在庄屋年寄令相談、年中の諸事を可申付候、一通申付候迄にては善悪不相知候間、毎月の事跡を代官庄屋年寄として可相改候、左候は正月の事は二月の五日に改め、其次月も可爲同斷事、如此一村に切に仕法式を相守者、所より仕代官庄屋には可令褒美候、若此旨背村々は過銀可召置事。

一、百姓男女の諸作と申に今迄有來事迄と心得、其事計を能く仕り候へと申にてはなく候、仕來候事の外在所により是れ々々の儀は何月の事に候間、如此に候と書付可出事。

一、百姓男女の事蹟を毎月令吟味候へと申儀は、今迄は百姓諸代物を御城下或は濱方へ持來商候て、酒肴に大方は仕候故、渡世の便には不成候間、向後堅金銀米に賣買可仕事。

一、百姓の男子十六歳に成候は、田地十六代と申歟、或は其人に依り一段作可仕者に候歟、見合を以て諸作を宛可申候、十六歳より以下のものには繩をなはせ候歟、薪を伐らせ候歟、何事によらず、當月は作の間に候間、何の事を何程可仕と、月の初に庄屋年寄迄申斷、所の氏宮へ揃ひ始終の事を書しるし置き、今月の事跡を翌月の五日に可相改事。

一、百姓の娘候者十歳より十六歳迄は、年に應じ又は其者の器用により、女職を宛

可申候事を定、所の氏宮へ集、仕舞日は何時分と日を定、又本の宮へ揃、事蹟を改め庄屋に見せ可申、賣物に候はば庄屋手前へ請取、市町へ出申歟、又は在所に於て賣申歟、吟味仕、可依時宜事。

一、市へ出し申者に候は、其在所中、市賣の者前日、遂穿鑿物により少分の儀に主に出ず候ても、賣買罷成者は、在所中として、順番に致し、相調可申候、順番の中物を書き算をも存候ものに、首尾爲仕、本主に可致配分之同じくは一人相定可然事。

一、浦々水主の子供男女共に諸作を專に可仕習事、肝要也、男子は八九歳にも成候は、櫓手を取り、網をすき、釣こしらへ仕習可申、尤處により諸作に少々のかはり候得共、大略無別儀事に候、女子は網ををうみ、其外の女職仕習可申候、十五六歳にも成候は、當月の事には何を何程可仕と有之儀、豫考へ、庄屋年寄に相談、所の氏宮へ集り、面々の事を書記し、可申、扱事蹟を改候儀は、右に同斷、如此市町へ出し、令賣買物に候は、先以仕様百姓方に可爲同前事。

一、百姓の子供男女共に八九歳にも成候は、面々の事を仕習はせ可申候、惣て今迄は庄屋或は手前富貴なる者は、子供に物を書せ算用をも爲仕候得共、貧しき者は存寄も無之と相見、貴賤萬民共に貧富は有之候得共、人々の心ざしにより如何様の藝能をも調ふる者に候ま、随分物を書き算用仕習候へば、御申付可有之候、併如此仕り善く候とても、百姓は百姓の事を第一に不仕候へば不成儀

に候間、物を書き算用仕候事は、暇時を勘へ仕らせ可申候、物を書き算用は夜役にも成能き者に候、右の通に仕能きもの出来候は、一かど取立可申事
一、水主共の中に物を書く者稀にも無之由に候、尤の事に候、無暇者に候へ共、心掛を以て左様にも無之筈に候間、暇日暇時を勘へ物を書き算用を仕習可申候能者出来候は、取立可申事。

右之通在々百姓中に堅可有御申付候物事小事の儀より大事には成候、惚而百姓共の心得は、早く手に廻る事にてなく候得ば、進不申候へども左様に一篇にては無之と見候間、此等之趣能々心得仕候様に可有御申付者也。

寛文二寅十二月二日

野中傳右衛門

片岡武右衛門殿 祖父江久丞殿

坪内忠兵衛殿 上野長兵衛殿

右之通被仰出候條、在々所々へ觸渡可被申者也。

寅十二月十三日

上野長兵衛
祖父江久丞

五郡奉行へ

以上掲げたる三令の外、猶米價官定の如き、山林伐採及輸出制限の如き、又其他の法令布達あるも此等は既に各編中に引用したれば茲には省畧せり。

第十三編 外交及司直上の事蹟

兼山は財政及經濟家として獨特の頭腦を有せしのみならず、外交的折衝に於ても亦正々堂々たる氣格と機畧應變の大才を示し、司直官としても亦炯眼隱微を披くの明を備へたり、今一二事蹟の徴すべきものを記せん。

第一章 外交家として偉人の手腕

正々堂々たる外交官の態度——機略に富める外交官

幕政の下に立ちし兼山の時代に於ては今日の所謂外交の意味に於て大に其手腕を奮ふの機會を有せざりしと雖も、江戸に於ける公儀の勤仕と各藩との交渉案件は當時に於ける藩政治家唯一の外交的手腕を奮ふの場所たり、兼山の如きも後者の意味に於ける外交家として大に成功せるものなり、即ち四方に使用して君命を辱かしめざりし好外交官たり、正保三年、渠年三十二歳にして始めて藩主忠義公の名代となり、後光明天皇の御即位式に參賀するや、堂々たる態度を以て克く列坐の公卿諸侯及各藩老臣の間に於て名聲を博し、明暦二年忠義公退隱して忠豐公の襲封

するや、渠江戸にありて名を伯耆と改め新公を奉じて柳營に昇り、家督の御禮を申上げ柳の大廣間に於て將軍に拜謁し、銀馬代及時服を献上して天晴れ功名を施し、續いて老公の名代となり忠豊公を相けて御三家を訪ふや、紀州公は自身茶を點じて忠豊公及渠に進めて慇懃の挨拶あり、又水戸公の如きは盛宴を張り自身渠に酒を強ひ歡待に及らざるなく、其待遇振り寧ろ藩公よりも兼山に重きを置くものゝ如く、四方山の談話等ありて非常の面目を施し、渠の名聲は忽ち列侯の間に喧傳さるゝに至れりと云ふ。

機略に
富めるに
外交官

又江戸に於ける兼山の公儀勤仕振りは林三郎右衛門が先年來公儀爲され候世間の御家老衆は貴公様の十分一に及ばず扱々御手柄の事云々と賞賛せしが如く、最も辛辣の手腕を奮ふて外交の秘術を試みたるものにて當時の大老酒井雅樂頭、老中松平伊豆守、同久世大和守等と親交して推重を受けたるが就中久世大和守の如きは渠に信頼すること最も深く彼の沖の島及篠山問題の時の如きも大に力を添へられたりと云ふ。又渠が明暦の大火に際し災後非常なる敏速の程度を以て數隻

争境
の由
來問

の材木船を土佐より江戸に廻航せしめ、之を幕府に献納し江戸城築造の用材に供せしが如き、機敏なる遣口は當時の外交家として駆引の最も秀でたる者と云はざるを得ず。斯く機微に通達せる渠なればこそ、紛糾多年容易に解決せざりし争境問題を見ん事土佐藩の勝利に歸せしむるを得たり。是れ元より正確なる證據のありたる爲めなりとは云へ、之を幕府の認廷に於て争ふに方り、兼山が隱微の間に大なる外交的手腕を奮ひたるや、茲に喋々する迄もなし。

第二章 土豫兩州争境問題の解決

争境問題の由來——沖ノ島訴訟原告の主張——兼山の隱微なる運動——沖ノ島訴訟被告の辯駁書——沖ノ島訴訟の判決——笹權現所屬論争——笹權現問題仲裁

元來土州藩と宇和島藩との間に於ける争境問題は正保二年頃より明暦年度に渡りしものにして漸く萬治二年に至りて終結せしものなれば、約十四五年間に亘れる紛糾問題にてありき、其争論地の第一は土佐幡多郡の西海面オシメ鼻及柏島を南に去ること約三里の洋中にある沖の島にして、第二は土佐幡多郡と伊豫宇和島郡の國境に聳ゆる篠山の頂上にある笹權現なりとす。前者は當時弘瀬方面の半島